

令和3年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和3(2021)年6月
新潟国際情報大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	5
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	9
基準 1. 使命・目的等	9
基準 2. 学生	15
基準 3. 教育課程	46
基準 4. 教員・職員	73
基準 5. 経営・管理と財務	83
基準 6. 内部質保証	90
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	95
基準 A. 地域連携活動による地域発展への貢献	95
基準 B. 高等教育機関の活性化と地域発展への貢献	97
V. 特記事項	101
VI. 法令等の遵守状況一覧	102
VII. エビデンス集一覧	113
エビデンス集（データ編）一覧	113
エビデンス集（資料編）一覧	113

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 新潟国際情報大学の建学の精神・大学の基本理念

(1) 建学の精神

- ・新潟国際情報大学（以下「本学」）の設立母体「財団法人新潟国際情報大学設立準備財団」の前身である「新潟国際情報大学（仮称）設立準備委員会」が、平成 2(1990)年に「新潟国際情報大学設置構想」を策定し、「建学の精神」と「開学の趣旨－3つの教育原理」を明文化している。

<建学の精神>

ここに集う私たちは、

- 1、平和の理想を高く掲げ、平和への意志をみがく人間であることを信ずる。
- 1、その理想と意志は、国境を越えた人類愛と開かれた知性によって支えられることを信ずる。
- 1、その人類愛と知性は、歴史を創造する事業に参加する私たちの責任に属することを信ずる。

<開学の趣旨－3つの教育原理>

- 1、国際化への対応
- 1、情報化への対応
- 1、地域化への対応

(2) 基本理念

- ・本学の開学は、新潟県や新潟市と地元経済産業界、教育界など産・官・民の各界の期待を担ったものであった。日本海とその対岸を望む国際中核都市を目指していた県都・新潟市にとって、環日本海・北東アジアを中心とした国際化時代に適合し、地元の発展に寄与できる人材を育成することを目指した、本格的な4年制大学の設立は長年の懸案だった。このようなことを背景に設立申請時に本学の基本理念を以下のように定めた。
 - 1) 日本文化と異文化との違いを認識し、国や地域を超えて情報文化に貢献できる人材の育成。
 - 2) 情報社会を先導し、国・地域・人間の文化を尊重しつつ、国や地域を超えて人類の福祉向上への貢献。
- ・本学ホームページに前述の基本理念を掲載し、さらに次のように補足している。

「今、人類は国境や地域、そこに根づいた文化の違いを大切にしながらも、よりグローバルな価値観のもとに情報ネットワークを形成しつつある。そのつながりを人類の共存・共生のための真の絆とするために、新潟国際情報大学は開学した。情報文化の創造とさらなる発展に貢献する人材の育成を通じて、世界平和の実現を目指す。」
- ・開学 28 年目を迎えた現在も建学の精神・基本理念を継承しつつ、人と自然を愛し地域を愛する、人間性豊かな自立した社会人を育てるべく、教養教育を含めた教育研究の推進に努めている。

2. 本学の使命・目的

- ・建学の精神や基本理念を踏まえ、学則第2条に本学の使命・目的を以下のように規定している。
 - 1) 新潟国際情報大学は、教育基本法及び学校教育法に従い、その精神に則り、学校教育を行うことを目的とする。
 - 2) 本学は、日本文化の理解の上に立ち、国際的視野のもと、情報文化の発展に貢献できる有為の人材たらしめんとする意欲あふれる青年を教育し、健全な心身を持つ、個性豊かな人間形成に資するを使命とする。
 - 3) 本学は自由主義・民主主義を重んじ、平和を希求し、和衷協同の精神を根本として運営される。
 - 4) 本学は、人権を尊重し、人権、年齢、性別、障がい、言語および宗教等の差別のない教育を実践する。

3. 本学の個性・特色

- ・「地域と共に歩み、時代の要請に対応し、新しい歴史を創造する。」これを設立の基本姿勢としたわが国初の「情報文化学部」構想は、文系・理系といった既成の枠組みにとらわれないユニークな教育課程で編成された、これまでの大学の常識を打ち破る新しい構想の大学であった。日本文化の深い理解の上にたった新しい世界文化ともいえる「情報文化」の創造と発展を期するものだった。平成26(2014)年の「国際学部国際文化学科」と平成30(2018)年の「経営情報学部経営学科、情報システム学科」の新設により、教育内容の深化と充実が図られている。本学の個性・特色は以下のとおり。

①地域に根ざした大学

本学は2学部（国際学部、経営情報学部）、3学科（国際文化学科、経営学科、情報システム学科）で構成される収容定員1,000人の小規模校であり、令和3(2021)年度実績で、新潟県内からの入学生が96%強を占める極めて地域に根ざした大学である。この割合は、過年度においてもほぼ同数である。前記ように、地域の要請に応え国際化・情報化・地域化に対応できる人材の育成を目標に設立された大学として平成6(1994)年4月の開学以来、定員割れに陥ることは一度もなく、地域に必要な大学であり、地元高校生の進学先としての安定的な評価を得ているものと考えられる。

②国際理解教育・外国語教育と派遣留学制度・交換留学制度・海外夏期セミナー

立地環境の特性を活かした国際理解教育・外国語教育や派遣留学制度・交換留学制度・海外夏期セミナーは、本学の特色ある教育の一つである。ロシア、中国、韓国、アメリカ、カナダに提携校を有し、それぞれの言語や地域文化を学び、半期（約4ヶ月）または夏期約4週間の留学を経て4年間で卒業できる「派遣留学制度」、「海外夏期セミナー」や、韓国、中国、台湾に提携校を有し、1年以内の留学を経て派遣留学制度と同様に4年間で卒業できる「交換留学制度」を実施している。

③国際交流ファシリテーター事業

学生が本学で修得した知識を地域の小中高校生の国際理解教育に還元する「国際交流ファシリテーター事業」を展開している。学生を「国際交流ファシリテーター」として養成及び認定し、地域社会の教育現場へ派遣することによって、大学教育の成果を地域に還元するのみならず、参加学生の自覚や責任感・主体性、総合的コミュニケー

ション能力の向上を図っている。当該事業は、その成果が認められ、平成 19 (2007) 年度に文部科学省現代 G P (現代的教育ニーズ取組支援プログラム) に選定された。

④学外実習・インターンシップの実施

「情報文化学部情報システム学科」で 3 年次の夏期に行われてきた「学外実習」は、開学時から準備を進め予め企業や団体から研修生受入れの内諾を得たうえで、平成 9(1997)年度から実施している。特に情報システムの運用等の実際を経験することにより、その後のより専門的な学習につなげるための大きな役割を担っており、経営情報学部経営学科ならびに情報システム学科においても同様の内容で実施されている。国際学部では、職業体験としての「インターンシップ」を 3 年次の夏期に実施している。

⑤多様な教員配置

令和 3(2021)年 5 月現在、国際学部では、専任教員 21 人中に外国籍の教員 3 人 (ロシア国籍、中国国籍、韓国国籍各 1 人) と CEP(Communicative English Program)契約講師 2 人 (アメリカ国籍、フィリピン国籍各 1 人) を配置し、異文化理解教育、外国語教育に力を注いでいる。経営情報学部では、専任教員 24 人中実務経験を有する教員が 16 人おり、情報システムの開発や利・活用、さらには経営学についてより実践的な教育が行われている。

⑥充実した ICT(情報通信技術)環境、ポータルサイトの開設と図書館機能

1) ICT 環境の充実

- ・演習等でひとりが 1 台の PC を利用できるなど IT 環境は充実している。学内どこでも無線 LAN によりインターネットへの接続が可能となっており、授業以外でもレポート作成や情報収集など、いつでも自由に利用できるよう PC(約 310 台)が整備されている。
- ・平成 22(2010)年度から年次計画により、講義室で使用する PC や他のマルチメディア機器を AV システム操作卓内に一括収納し、各メディアの操作を容易にし、効率の良い授業運営が可能となるよう講義室の ICT 化を進め効果をあげている。
- ・平成 30(2018)年度の入学生から、ICT を活用した教育の強化、ICT 活用能力を有する人材の継続的輩出を目的としてノート PC 必携化制度を開始しており、通常授業はもちろんのこと、課題等の事前事後の学習を効率的に行うことが可能となっている。

2) ポータルサイトの開設

- ・インターネット上で利用できる「ポータルサイト」を開設し、履修登録等をスムーズに行える環境を整備している。ポータルサイトでは履修登録のほか休講及び振替授業や教室変更、大学からの案内 (お知らせ) や学生呼出、シラバス、授業時間割などの情報を入手でき、さらに、各種届出書類や講義資料のダウンロードが可能である。

3) 図書館の整備

- ・図書館内に「多目的学習室 (ラーニング・コモンズ)」を設置し、学生がいつでも自由に PC を使うことができ、自主学習や課題の整理に活用されている。また、ゼミや少人数授業のためのアクティブ・ラーニング対応教室として、グループ学習室や集中学習室が整備されている。

・館内には 14 万冊の図書を備える等多様な学修支援機能を有している。

⑦国際交流センター

国際的な交流を促進し、教育・研究の更なる充実を図ることを目的として平成 15(2003)年に「国際交流センター」を開設。派遣留学、海外夏期セミナーの事前研修や報告会、公開講座などを行う「セミナールーム」、提携校や提携先国に関する資料などが設置されている「留学交流スペース」、地域研究の視聴覚教材を展示する「ギャラリー」、さらには、自由な交流を行う「サロン」などの施設が整備されている。

⑧学生会館「MELF」(Making Everlasting Friends)

本学の開学 20 周年記念事業のひとつとして、自由な利用環境により、学生と学生、学生と教員、大学と社会（地域と世界）を「つなぐ場」を提供する施設として平成 26(2014)年 9 月に新設。施設内には、学生支援センター、オープンスペースのラウンジ、セミナールーム、80 人収容のスタジオ、その他音楽練習室、給湯室、学友会室、公認団体部室など課外活動のほか、学生が学内活動で活用できる設備が充実している。

⑨本学独自の給付型奨学金制度の充実

経済的なサポートと学業の奨励を目的としたさまざまな奨学金制度を設定している。その種類は次のとおり。

- | | |
|----------------|---------------------|
| 1) 学費給付奨学金 | 5) 学費臨時給付奨学金 |
| 2) 表彰奨学金 | 6) 20th 記念奨学金 |
| 3) 海外派遣留学制度奨学金 | 7) 国家・地方公務員合格者表彰奨学金 |
| 4) 資格取得奨励奨学金 | |

⑩「IS (情報システム)」分野で新潟県内初の JABEE(日本技術者教育認定機構)による教育プログラムの認定

学部改組前の「情報文化学部」では、「IS (情報システム)」分野における教育内容について、平成 19(2007)年 11 月に JABEE による審査を受け、平成 20(2008)年 5 月に認定を得ている。その結果、認定されたプログラムの修了生(卒業生の中で、指定された授業科目を履修し、学習・教育目標の達成度が JABEE の評価基準を満たしている者)には JABEE 認定プログラム修了証書が交付され、文部科学省令で定める技術士資格一次試験免除の優遇措置が与えられるとともに、JABEE 認定プログラムの修了生であることによる社会的評価が得られる。新潟県において「IS (情報システム)」分野で JABEE の認定を受けたのは、本学が初である。なお、本教育プログラムは、新設の経営情報学部情報システム学科で継承されている。

⑪新潟中央キャンパス

古くより商業等の中心地である新潟市古町地区に開学 10 周年記念事業の一環として「新潟中央キャンパス」を平成 15(2003)年 6 月に新設。主に 4 年生の卒業研究や授業、就職活動の拠点として使用するほか、市街地という特性を活かし年間約 200 の公開講座や各種セミナーを開催している。平成 25(2013)11 月に新しい情報発信の場「コワーキング・ラボ こくじょう」を 2 階に開設。1 階ロビーと併せ一般開放しており、市民・地域社会との交流点としての機能を果たしている。コワーキングスペースは、個々に仕事を持ち、働く人たちが働く場所(空間)を同じくするだけでなく、コミュニケーションを図ることで、互いに情報と知恵を共有するための施設で、パーティション

などで区切らないオープンスペース、集中して仕事や勉強ができる個人ブースやグループで利用するミーティングルームなどで構成されている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

平成 2(1990)年

7月 新潟国際情報大学（仮称）設立準備委員会発足

12月 新潟県、新潟市大学設置資金支援（寄付、補助）ならびに大学設置候補地（新潟市西端・赤塚地区）決定

平成 3(1991)年

12月 財団法人 新潟国際情報大学設立準備財団 認可

平成 4(1992)年

1月 財団法人 新潟国際情報大学設立準備財団 発足

平成 5(1993)年

12月 学校法人新潟平成学院寄附行為及び新潟国際情報大学設置認可

平成 6(1994)年

4月 学校法人 新潟平成学院 設立 理事長 小澤 辰男 就任

新潟国際情報大学 開学 学長 内山 秀夫 就任

情報文化学部 情報文化学科 （入学定員 100 名）

情報システム学科（入学定員 150 名）

4月 新潟国際情報大学 第1回入学式

6月 新潟国際情報大学 竣工・開学記念式典（8日：開学記念日に制定）

平成 8(1996)年

3月 第1回学生海外研修団結式

対象国：中国、韓国、米国、ロシア

平成 10(1998)年

3月 新潟国際情報大学 第1回卒業式

3月 学長 内山 秀夫 退任

4月 学長 小澤 辰男 就任

平成 12(2000)年

1月 大学入試センター試験利用入学試験導入

3月 学長 小澤 辰男 退任

4月 学長 武藤 輝一 就任

4月 第1回教育課程改定

4月 北京師範大学歴史学部（中国）と交流協定締結

8月 アルバータ大学（カナダ）での5週間の海外夏期セミナー実施

9月 北京師範大学歴史学部（中国）での4ヶ月の海外派遣留学パイロットプログラム実施

11月 極東国立総合大学（ロシア）と交流協定締結

平成 13(2001)年

新潟国際情報大学

- 1月 ノースウエスト・ミズーリ州立大学（アメリカ）と交流協定締結
- 4月 慶熙大学国際教育院（韓国）と交流協定締結
- 8月 北京師範大学歴史学部（中国）、極東国立総合大学（ロシア）、慶熙大学国際教育院（韓国）での4ヶ月の、及びノースウエスト・ミズーリ州立大学（アメリカ）での5週間の第1回派遣留学実施

平成 14(2002)年

- 4月 新潟大学人文学部、敬和学園大学人文学部と単位互換協定締結、特別聴講生受入開始

平成 15(2003)年

- 4月 新潟大学経済学部、新潟経営大学経営情報学部、新潟産業大学経済学部と単位互換協定締結、特別聴講学生受入開始
- 6月 新潟国際情報大学新潟中央キャンパス 新設
- 6月 情報センター棟 増築、国際交流センター 新設
- 6月 新潟国際情報大学創立10周年記念式典・講演会・学術シンポジウム開催

平成 16(2004)年

- 4月 新潟中央キャンパス内に新潟国際情報大学エクステンションセンター 設置

平成 17(2005)年

- 4月 第2回教育課程改定
- 12月 理事長 小澤 辰男 退任、武藤 輝一 就任

平成 18(2006)年

- 8月 ノースウエスト・ミズーリ州立大学（アメリカ）への派遣留学期間を5週間から4ヶ月に延長

平成 19(2007)年

- 8月 平成19年度「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」（文部科学省）に採択。テーマ：地域の国際化を推進する参加型実践教育-「国際交流インストラクター」の養成・派遣による小中学校・高校の国際理解教育推進プログラム-

平成 20(2008)年

- 3月 財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価受審、適正と認定
- 3月 学長 武藤 輝一 退任
- 4月 学長 平山 征夫 就任
- 5月 情報システム学科教育プログラムがJABEEの認定を受ける

平成 21(2009)年

- 7月 平成21年度「大学教育・学生支援推進事業」（文部科学省）に採択、テーマ：eラーニングを活用した総合的學生支援プログラム

平成 22(2010)年

- 3月 理事長 武藤 輝一 退任

新潟国際情報大学

4月 理事長 関根 秀樹 就任

平成 24(2012)年

10月 光云大学校東北アジア学部（韓国）と学術交流協定締結。交換留学開始

平成 25(2013)年

11月 新潟国際情報大学創立 20 周年記念式典・講演会・学術シンポジウム開催

11月 新潟中央キャンパスにコワーキング・ラボ こくじょう 開設

12月 理事長 関根 秀樹 退任、星野 元 就任

平成 26(2014)年

2月 情報文化学部が新潟大学工学部と単位互換協定締結

2月 雪冷房施設（雪室）完成

4月 国際学部国際文化学科 新設、情報文化学部情報文化学科 募集停止

6月 ウラジオストク国立経済大学（ロシア）と協定締結

9月 学生会館（愛称：MELF）完成、学生食堂増改築完了

平成 27(2015)年

3月 日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価受審（第2回目）、適正と認定

6月 本学を含む新潟市内の大学、短期大学、大学院大学計7校による「新潟市都市圏大学連合のための覚書」を締結し、さらに、新潟市と「新潟市・新潟都市圏大学連合包括連携協定書」締結

平成 28(2016)年

3月 本学を含む大学、短期大学、大学院大学計8校による「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）に関する協定」（以下、「COC+協定」と表記）締結

5月 新潟県魚沼市と包括的連携協定締結

8月 国立大学法人新潟大学と「COC+協定」に関する共同事業契約書 締結

9月 新潟国際情報大学 中長期計画 策定

平成 29(2017)年

6月 新潟県弥彦村と包括連携に関する協定書 締結

平成 30(2018)年

3月 本学を含む大学、短期大学、大学院大学計8校による「COC+協定」における地域志向に係る科目の単位互換に関する覚書 締結

3月 銘伝大学（台湾）と学術交流の覚書締結、交換留学開始

3月 公益財団法人日本英語検定協会より「2017年度の英検合格者が極めて多い団体」として「文部科学大臣賞」を授与

3月 学長 平山 征夫 退任

4月 学長 野崎 茂 就任

4月 経営情報学部経営学科、情報システム学科 新設、情報文化学部情報

新潟国際情報大学

システム学科 募集停止

8月 セントラル・ミズーリ大学（アメリカ）と協定締結

10月 上越教育大学と連携・協力協定締結

平成 31・令和元(2019)年

4月 新潟中央キャンパス内に、社会連携センター 設置

5月 新潟中小企業家同友会と新潟 SKY プロジェクト（本学、新潟青陵大学・同 短期大学部、新潟薬科大学・新潟工業短期大学の3法人5大学）の間で連携・協力協定締結

6月 開学 25 周年記念事業開催

7月 済南大学（中国）と交換学生の覚書締結。交換留学開始

令和 2(2020)年 ※印は、新型コロナウイルス感染症防止の観点から

3月 学校法人新潟平成学院 新潟国際情報大学 ガバナンスコード 策定

3月 新潟国際情報大学 中期計画Ⅱ（2020～2024年）策定

4月 オンライン授業コールセンター開設。ほぼすべての授業を遠隔授業にて開講（※）

9月 後期からほぼ全ての授業を対面授業に変更。遠隔授業も併用したハイブリッド型授業の開始（※）

2. 本学の現況

- ・ 大学名 新潟国際情報大学
- ・ 所在地 新潟県新潟市西区みずき野3丁目1番1号（本校）
新潟県新潟市中央区上大川前通七番町1169番地（新潟中央キャンパス）
- ・ 学部構成

国際学部	国際文化学科	（入学定員 100 人）
経営情報学部	経営学科	（入学定員 85 人）
	情報システム学科	（入学定員 65 人）
情報文化学部	情報システム学科	平成 30(2018)年 4 月募集停止

・ 学生数、教員数、職員数（令和 3 年 5 月 1 日現在）

【学生数】

（人）

学部	学科	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	計
国際学部	国際文化学科	126	122	121	142	511
経営情報学部	経営学科	109	106	100	104	419
	情報システム学科	83	82	84	80	329
情報文化学部	情報システム学科※1	—	—	—	15	15
計		318	310	305	341	1,274

※1 情報文化学部 情報システム学科 平成 30(2018)年 4 月 募集停止

【教員数】 (人)

学部	学科	教授	准教授	講師	助教	計
国際学部	国際文化学科	10	8	3	0	21
経営情報学部	経営学科	5	5	2	0	12
	情報システム学科	9	2	1	0	12
計 ※1		24	15	6	0	45

※1 助手は 0 人

【職員数】 (人)

正職員	契約	パート	派遣	計
30	3	3	4	40

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

・建学の精神・基本理念を踏まえ、学則第 2 条に本学の使命・目的を以下のように規定している【資料 1-1-1】。

- 1) 新潟国際情報大学は、教育基本法及び学校教育法に従い、その精神に則り、学校教育を行うことを目的とする。
- 2) 本学は、日本文化の理解の上に立ち、国際的視野のもと、情報文化の発展に貢献できる有為の人材たらしめんとする意欲あふるる青年を教育し、健全な心身を持つ、個性豊かな人間形成に資するを使命とする。
- 3) 本学は自由主義・民主主義を重んじ、平和を希求し、和衷協同の精神を根本とし運営される。
- 4) 本学は、人権を尊重し、人権、年齢、性別、障がい、言語および宗教等の差別のない教育を実践する。

- 平成 26(2014)年 4 月の「国際学部国際文化学科」と平成 30(2018)年 4 月の「経営情報学部経営学科、情報システム学科」の新設を機に、両学部では教育研究上の目的及び養成する人材像を改定、経営学科ならびに情報システム学科では新たに、学則第 5 条に以下のように改定している【資料 1-1-2】。

- 1) 国際学部は、北東アジアやアジア太平洋地域をはじめとする国際社会の理解と外国語の習得、及び幅広い教養や知識の獲得を教育研究の基本とし、地域並びに国際社会の平和や真の発展のために貢献できる人材を育成することを目的とする。
- 2) 経営情報学部は、地域の教育機関と連携しながら産業界等のニーズ及びその変化に対応した教育研究を行うことで社会や地域に貢献するとともに、健全な企業経営を通じてより効率的で効果的な経済活動を実現するため、経営学全般に関わる知識、情報を使いこなすための知識、人間活動や社会環境に深く関わる情報システムの機能と仕組みを習得し、社会に対する高等教育機関としての責任を果たしながら、組織経営の変革及び情報社会の発展に貢献できる人材を育成することを目的とする。
- 2) の一 経営学科は、地域の教育機関と連携しながら産業界等のニーズ及びその変化に対応した教育研究を行うことで社会や地域に貢献するとともに、健全な企業経営を通じてより効率的で効果的な経済活動を実現するため、経営学の分野を主体的に学修し、それに関わる人間活動や社会環境、及び情報や情報システムの知識を習得し、社会に対する責任を果たしながら、組織経営の問題解決を提案・支援・実現できる人材を育成することを目的とする。
- 2) の二 情報システム学科は、地域の教育機関と連携しながら産業界等のニーズ及びその変化に対応した教育研究を行うことで社会や地域に貢献するとともに、健全な企業経営を通じてより効率的で効果的な経済活動を実現するため、人間や社会に関する幅広い視野を持って、情報を使いこなすための知識、情報システムの機能、仕組み、設計・開発手法を習得し、社会に対する高等教育機関としての責任を果たしながら、情報システムの企画・設計・開発・管理・運用のできる人材を育成することを目的とする。

1-1-② 簡潔な文章化

- 本学の使命・目的は、学則、大学案内(学長メッセージ)、学生便覧、本学ホームページ等で簡潔な文章で明示している【資料 1-1-3】【資料 1-1-4】【資料 1-1-5】。

1-1-③ 個性・特色の明示

- 日本海側で唯一の政令指定都市であり、環日本海の中核都市としての発展が期待できる新潟市に立地し、その特性を活かした国際理解教育や外国語教育と情報システム教育や ICT を活用した経営に関する教育を実践していること、加えて、極めて地域に根差した大学であり、安定した財政基盤の基、十分な学修環境や設備を整えていることが本学の個性・特色であると言える。
- 本学の個性・特色の明示は、大学案内や本学ホームページ等で積極的に行っている。

1-1-④ 変化への対応

①国際学部の新設・カリキュラム改定

平成 26(2014)年 4 月に、教育課程の深化や充実、ならびに教育内容の鮮明な学部学科名称への反映を目的に、国際学部国際文化学科を新設し「情報文化学部情報文化学科」の学生募集を停止している。国際学部の新設に合わせ、学則第 5 条（教育研究上の目的及び養成する人材像）を改定した。平成 30(2018)年にはカリキュラム改定を行い、外国語教育・留学の充実を図っている。カリキュラム改定は本学ホームページや学生便覧等で周知している。今後、令和 5(2023)年にカリキュラムの改定を計画している。

②経営情報学部の新設・カリキュラム改定

平成 30(2018)年 4 月に「情報文化学部情報システム学科」の学生募集を停止し、経営情報学部経営学科と情報システム学科を新設している。学部名称(情報文化学部)と学科名称(情報システム学科)とのアンバランスによる学外への訴求力低下の改善を目的に平成 29(2017)年 4 月に諸課題への対応や方針の結論をまとめ、「経営情報学部」の新設を文部科学省に申請した。平成 30(2018)年の経営情報学部の新設に合わせ、学則第 5 条を改正し、本学ホームページや学生便覧等で公表し、広く告知している。今後、令和 5(2023)年にカリキュラムの改定を計画している。

【自己評価】

- ・学則他に明示されている使命・目的については明確である。
- ・各媒体で明示されている使命や目的は明確であり、その表現も簡潔に示されている。
- ・大学ならびに国際学部、経営情報学部の個性・特色は明確であり、大学案内、本学ホームページや学生便覧で広く告知しており、本学学生のみならず、高校生やその保護者等にも理解できるような表現を用いている。
- ・国際学部や経営情報学部の新設により、変化への対応は適切に行われており、改正後の教育研究上の目的等は本学ホームページや学生便覧で公表し、広く告知している。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・本学は、建学の精神・基本理念に基づき、学則等に目的及び養成する人材像を規定しており、本学ホームページをはじめ各種媒体において公表している。今後も広く分かりやすく公表することに注力していく。また、平成 28(2016)年に定めた「新潟国際情報大学 中長期計画」（以下、本項内において「中長期計画」と表記）を踏襲しつつ、令和 2(2020)年に定めた「新潟国際情報大学 中期計画Ⅱ（2020～2024 年）」（以下、本項内において「中期計画Ⅱ」と表記）を着実に進めることにより、本学の使命・目的、教育目的の具現化につなげる。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

- ・国際学部の新設ならびに経営情報学部の新設時に、学則第 5 条に規定する「教育研究上の目的及び養成する人材像」を改定している。学則改定の手続は、専任教員が構成員である「全学教授会」ならびに学長が主宰し学部長や教務、学生委員会委員長などが出席する「協議会」にて学内審議を行い、その後、「理事会」ならびに「評議員会」での審議・承認を経て、文部科学省への届出や申請を行っている。なお、「理事会」、「評議員会」の審議事項は、直後の「全学教授会」に報告される【資料 1-2-1】【資料 1-2-2】。
- ・「全学教授会」や「理事会」、「評議員会」には事務局の各課長がオブザーバーで出席し審議内容を把握しているが、「協議会」の出席は一部課長に限られているため、審議内容については事務局長が主宰し、課長及び社会連携室長が出席し週 1 回定期的に開催される「課長会」にて、情報が共有されている。「課長会」での報告及び依頼事項等は、課長から課員に伝達される【資料 1-2-3】。
- ・以上のことから、教育目的の策定、改定に際して、役員ならびに教職員の関与・参画は明確であり、理解と支持を得ている。

1-2-② 学内外への周知

- ・本学の使命・目的及び教育目的は、大学案内や本学ホームページや広報誌等で学内外に周知している。広報誌「国際・情報」を原則年 4 回発行し、教職員、関係機関、保護者、卒業生、資料請求者等に配布している。
- ・学生便覧に明記し、入学及び進級時のオリエンテーションなどで説明している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

- ・教職員一丸となり教育課程の充実や時代の変化への対応に弛みなく取り組んだ結果、平成 6(1994)年の開学以来、入学定員を充足する学生数を常に確保し続けており、安定的、かつ、健全な財政を堅持しているが、こうした状況が逆効果となり、その重要性を十分認識しつつも中長期的な計画の策定は遅れていたと言わざるを得ない。前学長は、平成 23(2011)年にまとめた「新潟国際情報大学の未来」で当面の課題を列举しつつ、建学から 20 年という時期に次の 20 年を展望した「中期戦略構想」を策定することが重要であると指摘した【資料 1-2-4】。
- ・平成 26(2014)年に財団法人日本高等教育評価機構による「大学機関別認証評価」を受審

- している。この中で、建学から 20 年を経て次の 20 年に向け、建学の精神をベースに大学の使命、目的を踏まえた中長期計画を策定することとなった【資料 1-2-5】【資料 1-2-6】。
- ・平成 28(2016)年 9 月に「中長期計画」を制定した。その後、「中長期計画実行委員会」の設置やロードマップを作成し、実働体制を整えた【資料 1-2-7】【資料 1-2-8】【資料 1-2-9】【資料 1-2-10】【資料 1-2-11】。
 - ・中長期計画の策定に際し「使命・目的」及び「教育目的」の検証や議論などは十分に行われており、かつ、中長期計画の「総括」や「基本戦略」に反映させた。
 - ・令和元(2019)年 6 月に次期中長期計画の策定期の到来を見据え、「中長期計画」を踏まえた「中期計画Ⅱ」の策定を進めることとなった【資料 1-2-12】【資料 1-2-13】【資料 1-2-14】。
 - ・令和 2(2020)年 4 月に「中長期計画」を踏まえた「中期計画Ⅱ」を策定し、「現状・課題」の検証と「活動のポイント」をまとめた【資料 1-2-15】。併せて「中期計画Ⅱ」の進捗確認と推進の役割を「FD 委員会」に割り当てることとし、委員会の名称を「FD・中期計画推進委員会」(以下、本項内において「FD 委員会」と表記)と変更した【資料 1-2-16】。
 - ・「FD 委員会」では、中期計画の進捗確認のスケジュールを策定し、年度初めに報告書をまとめ、学長へ報告する【資料 1-2-17】【資料 1-2-18】。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

- ・本学の使命・目的は「日本文化の理解の上に立ち、国際的視野のもと、情報文化の発展に貢献できる有為の人材たらしめる意欲あふれる青年を教育し、健全な心身を持つ、個性豊かな人間形成に資するを使命とする。」ことであり、これを受け改定された学部の教育目的等は、本学の入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)、教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)に反映されている【資料 1-2-19】【資料 1-2-20】。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

- ・平成 26(2014)年の国際学部国際文化学科ならびに平成 30(2018)年の経営情報学部経営学科、情報システム学科の新設は、「新潟国際情報大学(仮称)設立準備委員会」が、平成 2(1990)年に策定した「新潟国際情報大学設置構想」で明文化している「3つの教育原理」、すなわち「国際化、情報化、地域化への対応」を具現化したものであり、開学当時の情勢(大学新設の「原則抑制」や新潟県内での複数大学の設置構想)により、やむを得ず 1 学部 2 学科とした経緯などからも、本学の使命・目的及び教育目的を達成するために必要な「学部・学科等の教育研究組織」は、2 学部 3 学科への改組により整備されたと見える。なお、各学部の教育課程等については、学部長や学科長が主宰する「学部教授会」や「学科会」において、継続的に見直しや改善に取り組んでいる。なお、国際学部は 1 学科のため「学部教授会」のみを開催している【資料 1-2-21】【資料 1-2-22】。
- ・本学の設置法人を含めた教育研究に関する組織図は資料のとおりである【資料 1-2-23】。

【自己評価】

- ・本学は、平成 6(1994)年の開学時より毎年一定の志願者及び入学者を確保しており、地元にある大学としての評価を得ているものと考えられるが、環境や社会情勢の急激な変化を迎えている今日にあっては、これまで以上に大学の特色を明確に伝えることが重要であり、安定した学生の確保につながるものと考え。国際学部ならびに経営情報学部の新設は時代や社会の要請を受けたものであり、結果として、両学部の使命・目的や教育目的をより鮮明にすることができた。
- ・両学部の新設に際し、法人では「理事会」や「評議員会」で、学内では「協議会」や「全学教授会」などにより、さらに、職員には「課長会」等において、趣旨の説明や内容の詳細な報告をしていることから、役員及び教職員の理解と支持は十分に得ている。
- ・平成 28(2016)年 9 月に「中長期計画」を制定している。制定に際し「中長期計画策定委員会」を設置し、議論や検討は十分行われており、使命・目的や教育目的を反映したものとなっている。更に令和 2(2020)年 4 月に「中長期計画」を踏まえた「中期計画Ⅱ」の制定、現状と課題の検証結果を踏まえ、改善に向け取り組んでいる。
- ・学部・学科の使命・目的及び教育目的は、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに反映されている。
- ・国際学部と経営情報学部の新設により、教育研究組織の構成は建学の精神や教育原理と整合性のとれたものとなっている。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・役員・教職員の理解と支持について、「協議会」、「全学教授会」及び「課長会」等による情報の共有を引き続き図ることにより、相互の理解促進を図る。
- ・学内外への周知について、学生に対しては学生便覧を中心にポータルサイト等により促進を図っていく。対外的には本学ホームページでの情報提供や各種広報誌により促進を図っていく。
- ・職員による高校訪問等の際にも、進路指導担当教員等に面会し説明するなどにより、本学の使命・目的や教育目的の理解を得るよう努めていく。
- ・「中期計画Ⅱ」の着実な実行について、従来どおり PDCA を繰り返していくと共に、中期計画年度報告書により、年度毎の比較的広範囲の見直しも併せて進めていく。

【基準 1 の自己評価】

- ・本学の使命・目的及び教育目的は、明確かつ適切に定められ、学内外に周知され、かつ、役員、教職員の理解と支持を得ていると判断される。
- ・使命・目的及び教育目的は、三つのポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）に反映されている。
- ・使命・目的や教育目的を反映した「中長期計画」を平成 28(2016)年 9 月に制定、令和 2(2020)年 4 月に「中期計画Ⅱ」を策定し、課題解決に取り組んでいる。
- ・国際学部と経営情報学部の新設により、役員や教職員の使命・目的と教育目的に対する理解と支持が深まり、同時に、教育研究組織の整合性が図られている。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

- ・ 本学志願者が、基本理念や教育目標を明確かつ平易に理解できるように配慮した全学共通のアドミッション・ポリシーを定め、入学者選抜要項等に明示している【資料 2-1-1】。
- ・ 入学者選抜要項は、資料請求者へ送付するほか、本学主催のイベント（新潟県内高等学校の進路指導担当教員を対象とした説明会やオープンキャンパス）、高等学校や学外で開催される進学相談会やガイダンスなど各種イベントで配布し、大学や各学部・学科のアドミッション・ポリシーを広く告知している【資料 2-1-2】。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

- ・ 入学者選抜制度は、「学校推薦型選抜」「一般選抜」「帰国生選抜」「外国人留学生選抜」「社会人選抜」を用意し、多様な学生の受入れに努めている。
- ・ 学校推薦型選抜のうち、「指定校制」は小論文の評価及び出願書類を総合して、「公募制」は面接と小論文の評価及び出願書類を総合して合否を判定する。小論文では各学部のアドミッション・ポリシーやカリキュラム・ポリシーに則した問題を出題しており、受験者の本学に対する理解度を把握できるように努めている。
- ・ 令和元(2019)年度より、学校推薦型選抜（指定校制）以外の区分で、インターネット登録を利用した出願に変更している。各区分の概要は以下のとおり。

① 学校推薦型選抜

「指定校制」「公募制（教科成績重視型）」「公募制（資格・検定重視型）」「スポーツ」の区分がある。

1) 指定校制

高等学校長の責任ある推薦、加えて指定校と本学の信頼関係に基づき、小論文の評価及び出願書類を総合して合否を判定する。「本学のアドミッション・ポリシーに共鳴し、入学後も本学学生として大いに期待できること」「学業成績については、第 3 学年第 1 学期までに履修した科目において次の要件を満たしていること」などを推薦要件としている【資料 2-1-3】。

2) 公募制（教科成績重視型）

高等学校長の推薦に基づき、面接と小論文の評価及び出願書類を総合して合否を判定

する。「本学のアドミッション・ポリシーに共鳴し、入学後も本学学生として成長が大いに期待できること」「第3学年第1学期（過年度卒は第3学年第3学期）までに履修した科目において次のどちらかの要件を満たしていること。（ア）全体の評定平均値が3.5（小数点第2位以下四捨五入）以上。（イ）国語・地理歴史・公民・数学・理科・外国語のうち、いずれか1教科の評定平均値が4.0（小数点第2位以下四捨五入）以上。※経営情報学部の外国語は英語のみ。」を推薦要件としている。なお、平成30(2018)年度より「他大学等との併願」「過年度卒業生の出願」を認めている（資格・検定重視型も同様）【資料2-1-4】。

3) 公募制（資格・検定重視型）

高等学校長の推薦に基づき、面接と小論文の評価及び出願書類を総合して合否を判定する。「本学のアドミッション・ポリシーに共鳴し、入学後も本学学生として大いに期待できること」「資格・検定一覧表のいずれかひとつの資格・検定に合格あるいは成績を修め、かつ第3学年第1学期（過年度卒は第3学年第3学期）までに履修した科目において全体の評定平均値が3.2（小数点第2位以下四捨五入）以上であること」を推薦要件としている【資料2-1-4】。資格・検定一覧表は資料のとおり【資料2-1-5】。

4) スポーツ

高等学校長の推薦に基づき、面接と小論文の評価及び出願書類を総合して合否を判定する。「本学のアドミッション・ポリシーに共鳴し、入学後も本学学生として大いに期待できること」、本学の公認団体スポーツ種目（陸上競技、バスケットボール、バドミントン、サッカー、ゴルフ）で「規定の競技大会に出場し、一定以上の成績を満たしていること」「本学在学中は本学の公認団体において応募種目の競技を継続すること」を推薦の要件としている【資料2-1-6】。

②一般選抜

「前期」「後期」「大学入学共通テスト利用」の区分がある。

1) 前期、後期

国語・数学・外国語（英語）の3教科の中から2教科または3教科を選択する筆記試験を実施している。3教科受験した場合は、高得点の2教科を合否判定に使用する。選考は、学科試験の結果及び出願書類を総合して合否を判定する。

第1志望の学部が合格にならなかった場合には第2志望の学部で合否判定を行う「第2志願制」を平成25(2013)年度入学試験から導入している。更に、経営情報学部経営学科と情報システム学科の新設を契機に、平成30(2018)年度入学試験から、第2志望の学部・学科が合格にならなかった場合には、第3志望の学部・学科で合否判定を行う「第2志願制、第3志願制」を導入している。これらは「地元の大学に進学し地元の企業等で活躍したい」と希望する志願者に、受験の機会をより多く提供したいとの考えに基づき、一般選抜（前期・後期）に導入したものである【資料2-1-7】。

2) 大学入学共通テスト利用

大学入学共通テストの結果及び出願書類を総合して合否を判定する。各学部・学科がそれぞれ大学入学共通テストで受験している教科・科目を指定している【資料2-1-8】。

③帰国生選抜、外国人留学生選抜、社会人選抜

- ・各選抜とも面接と小論文の評価及び出願書類を総合して合否を判定する【資料 2-1-9】。
- ・同年代の外国人学生との交流の機会の増加を目的に、かつ、本学のアドミッション・ポリシーにも反映されていることから、平成 27(2015)年度より、外国人留学生入学試験を導入している。
- ・入学者選抜実施についての検討や検証は「入試委員会」が、制度の見直しや新たな制度導入の検討等は「入試制度改革会議」が担当している【資料 2-1-10】。
- ・試験問題作成は、大学自ら行っており、学校推薦型選抜（指定校制・公募制・スポーツ）等で使用する小論文及び一般選抜の問題作成のため「入学者選抜問題作成委員会」を、各区分の合否判定案作成のため「合否判定委員会」を組織している【資料 2-1-11】。
- ・各区分の合格者選考は、入試委員長が作成した基礎データを基に入学者選抜担当学部長が合否案を作成し、「全学教授会」で審議している。審議結果は学長に報告され、学長が最終的に決定している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

- ・令和元(2019)年度から令和 3(2021)年度の学部・学科別の志願者数及び入学者数は【表 2-1-1】のとおり。

表 2-1-1 学部、学科別志願者及び入学者の推移 (人、倍)

学部・学科	志願・入学	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
国際学部 国際文化学科	入学定員	100	100	100
	志願者	415	440	515
	志願倍率	4.15	4.40	5.15
	入学者	124	126	126
	定員比率	1.24	1.26	1.26
経営情報学部 経営学科	入学定員	85	85	85
	志願者	382	402	441
	志願倍率	4.49	4.73	5.19
	入学者	104	108	109
	定員比率	1.22	1.27	1.28
経営情報学部 情報システム学科	入学定員	65	65	65
	志願者	376	314	384
	志願倍率	5.78	4.83	5.91
	入学者	85	82	83
	定員比率	1.31	1.26	1.28
経営情報学部 学部合計	入学定員	150	150	150
	志願者	758	716	825
	志願倍率	5.05	4.77	5.50
	入学者	189	190	192

		定員比率	1.26	1.27	1.28
全 学 部 計	入学定員		250	250	250
	志願者		1,173	1,156	1,340
	志願倍率		4.69	4.62	5.36
	入学者		313	316	318
	定員比率		1.25	1.26	1.27

※現行の学部・学科編成による直近3年の推移

- ・開学から28年間、定員割れすることなく入学者を確保している。平成30(2018)年度、2学部3学科編成への改組後3年間の志願者数及び入学者数は、いずれの学部・学科も入学定員を上回り、堅調に推移している。平成30(2018)年度から一般選抜の前期及び後期で「第2・第3志願制」を導入していることもあり、志願者総数は1,000人を超え、各学部・学科ならびに大学全体の志願倍率は4倍を超えている。

【自己評価】

- ・アドミッション・ポリシーは明確に定められており、その周知についても広く適切に行われている。
- ・入学者選抜制度は、全学共通のアドミッション・ポリシーと各学部・学科のアドミッション・ポリシーに基づき、カリキュラム・ポリシーも参照しつつ、これらを反映した入学者選抜が実施されている。
- ・多様な入学者選抜の実施により、アドミッション・ポリシーに即した学生の受け入れを実現できている。
- ・開学以降、近年に至るまで、入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持している。平成30(2018)年度の改組により、2学部3学科編成となったことも好材料となり、志願者の確保に繋がっている。

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

- ・これまでどおりアドミッション・ポリシーを広く学外へ周知し、入学者数の維持に努める。
- ・「入試委員会」を中心に、「入試制度改革会議」と連携し、アドミッション・ポリシーの見直しや入学者選抜制度の検証及び検討を継続し、入学者確保体制の一層の強化を図る。
- ・新潟県内においても定員割れとなる私立大学が増加する一方、入学定員増や大学・学部の新設計画が進行しており、本学を取り巻く環境は厳しさを増している。真に本学が求める学生の受け入れを目指した入学者選抜試験制度の効果的な在り方の検討とともに、関係者や地域社会が求める大学の在り方について、学長を中心に全学的な体制で早急に検討していく。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

- ・学内に「教務委員会」を設置し、本学の学習指導に関する基本的事項を担当している。委員会は、学長が指名した専任教員若干名及び学務課長若しくは学務課長が指名する者（令和 3(2021)年度は教員 7 人、職員 1 人）で構成されている。さらに、学生の休退学やキャンパス生活環境の改善に関する対策を立案及び実施するため「キャンパス・ライフ支援委員会」を設置している。委員会は、学長が指名した専任教員・事務職員若干名（令和 3(2021)年度は教員 4 人、職員 3 人）で構成されている。両委員会の事務は、学務課が担当する【資料 2-2-1】【資料 2-2-2】。
- ・「教務委員会」は、年間を通じて学生の学修支援にあたっている。各学期開始直前に学部・学科別、学年別（3・4 年次生は前期のみ）に履修ガイダンスを行い、学生が学年ごとに履修すべきカリキュラムの内容を十分に把握し、円滑な単位取得ができるように努めている。履修登録など所定の手続きを行わない学生、また、取得すべき単位数が不足しているために 4 年間での卒業が危ぶまれる学生に対しては、「教務委員会」や学務課で個別に指導を行っている。
- ・過去 3 年間(平成 30(2018)年度～令和 2(2020)年度)の退学者は、24 人(退学率 1.89%)、25 人(退学率 1.97%)、19 人(退学率 1.49%)であった。平成 26(2014)年 9 月の文部科学省報道発表「学生の中途退学や休学等の状況について」によれば、大学・短期大学・高等専門学校の中途退学者総数は全学生数の 2.65%であり、本学では各年度とも下回っており、きめ細かい学修支援の成果の現れであると言える。学生からの退学希望に際しては、「キャンパス・ライフ支援委員会」の委員が本人や必要に応じて保護者との面談を行い、要因の聞き取りなどを行ったうえで、学修継続の可能性について手厚く対応している【資料 2-2-3】。やむを得ない事由の場合は、「全学教授会」で報告を行い、審議を経て学長が退学を認めている。退学者の抑制のためには、退学に至る前にその兆候を把握する必要があることから、教員と職員間の情報共有は、できるだけ速やかに、かつ、きめ細く行っている。
- ・令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、遠隔授業を導入した。遠隔授業を実施するにあたり、遠隔授業システムとして「Webex」を導入した。教員が授業を実施する際の操作方法、学生が受講する際の操作方法、学生への授業連絡方法等、教職員が連携して操作説明会の開催やマニュアル作りを実施し、円滑な導入体制を整備した。

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

- ・国際学部の基礎科目「情報処理演習」や経営情報学部の専門科目「情報処理演習」、「情報システム演習」及び両学部共通の基礎科目（「全学基礎科目」）である「体力診断と運動処方」等で、一定の専門知識を持つ学生を TA として採用・活用し、教育効果を高めると同時に学修支援の充実化に努めている。
- ・令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として遠隔授業を導入したが、教員の遠隔授業を補助するために TA を配置し、学生に対して円滑な授業を提供した。また、学生に対しては、遠隔授業用コールセンターを開設し、遠隔授業に関わるトラブルに対して支援を行っている。
- ・令和 2(2020) 年度より、障がい学生支援有償ボランティア学生による、障がい学生への学修支援体制を整備した。具体的な業務は、障がい学生に対し、ボランティア学生によるノートテイクや教室移動介助、履修計画・履修登録の相談等を行う。令和 2(2020) 年度は利用希望者がいなかったため、支援活動は行われなかった。
- ・成績不振学生に対し、個別のフォローを実施している。各学部で成績不振の基準を設けて、基準に該当する学生は、国際学部はゼミ教員、経営情報学部は「経営情報学部キャンパスライフ・学生フォロー会議」メンバーにより個別相談を行い、学修状況改善の支援を実施している。
- ・休学者、留年者の対応と要因分析ならびに対策は、「キャンパス・ライフ支援委員会」が行っている。
- ・学生生活全般に関わる学生からの相談は、窓口である学務課の職員が対応するが、学業に関する相談については「教務委員会」の教員が主に応じている。さらに授業内容や授業科目の履修に関わる様々な疑問、進路や日常生活全般に関わることについて幅広く学生からの相談に応じるための制度として、専任教員全員がオフィスアワーを設けている。このオフィスアワーの時間帯には、各教員は研究室に在室して学生の訪問を受け、学生からの相談に応じる。オフィスアワーの曜日や時限は学期ごとに設定し大学の掲示板に示すとともに、本学ホームページに公開して学生に周知している【資料 2-2-4】。
- ・国際交流活動や国際理解教育への支援を目的に「国際交流センター」を設置している。国際交流センターでは、「国際交流委員会」が主催する留学学生への事前研修、帰国報告会、交換留学生との交流会等を行うほか、留学先大学の資料や各大学が所在する地域の資料を収集・整理して、留学希望学生への情報提供を行っている。また、学外講師を招聘した際の授業や国際理解セミナーなどにも利用され、多目的施設として広く活用されている【資料 2-2-5】【資料 2-2-6】。
- ・平成 30(2018)年度の入学生から、ICT を活用した教育の強化、ICT 活用能力を有する人材の継続的輩出を目的としてノート PC 必携化制度を開始した。これにより、PC 教室以外でも授業や学生生活に PC を活用する機会が増え、日常的に ICT 環境に触れることができるようになった。
- ・図書館では、新入生ガイダンスのほか、教員の求めに応じて、授業時間内に情報リテラシー教育として文献検索指導を含む図書館の利用方法のガイダンスを実施している。3 年次生以上には、卒業論文のテーマの選択や参考文献の収集のためテーマ別ガイダンス

を実施して卒業論文の執筆の支援をしている。ガイダンス終了後に毎回アンケート調査を行い、改善の材料としている。

- ・令和 2(2020)年度の前期期間中は遠隔授業のため対面での説明会やガイダンスを実施できなかったが、オンライン形式で1年生の利用説明会を実施した。後期から対面の授業が再開されたため、対面型のゼミ・グループガイダンスを実施した。
- ・学外から電子ジャーナルやデータベースを利用できるように VPN(Virtual Private Network)接続を提供している。

【自己評価】

- ・学修支援及び授業支援については、教員と学務課職員の協力により概ね円滑に行われている。特に各学期開始直前に行われる授業科目の履修登録期間において、所定の手続きを行わない学生を学務課職員で抽出し、「教務委員会」に所属する教員と連携して所定の手続きをするように指導する。成績不振、特に単位不足により4年間での卒業が危ぶまれる学生に対しては、「キャンパス・ライフ支援委員会」に所属する教員が中心になって学務課職員と連携しながら、一人ひとり丁寧な指導を行っている。また「オフィスアワー制度」の定着により、学生と教員の距離が縮まり、学生は学修上の悩みをはじめ日常生活や進路における問題点について忌憚なく教員に相談することが可能となった。
- ・国際交流センターにおける学修支援に関しては、国際交流活動や国際理解教育への支援の場としての位置付けから、留学学生への事前研修や帰国報告会等の開催、留学先大学の資料及び各大学が所在する地域の資料の収集・整理等により、留学希望学生への情報提供による支援は十分行われている。
- ・国際交流センターの「セミナールーム」においては、通常の授業だけでなく外部招聘講師による特別講義を実施し、国際理解教育に資するとともに、本センターの利用促進と本学と学外との教育交流の活発化を図っている。
- ・ICT 施設は、開講時間中（平日 9:00～18:00）だけでなく、平日 18:00～21:30、土曜日 9:00～18:00 まで施設を開放しており、自主学习、課題・レポート・論文の作成等ができるようになっているため、施設・設備面での支援体制を確保している。
- ・ノート PC 必携化制度により、コンピュータ教室不足が解消され、課題研究や PBL (Project Based Learning) といったアクティブ・ラーニングにも柔軟な対応ができるようになっている。
- ・ノート PC 必携化制度により、令和 2(2020)年度の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として実施された遠隔授業では、学生が接続するための端末が不足することなく、比較的円滑に進めることができた。
- ・図書館では、多方面から図書館利用を促進するためのサービスを実施しており、図書館の学修支援機能は果たされている。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ノート PC 必携化制度により、接続数が増加する無線 LAN 設備を充実させ、より安定したインフラを提供できるよう検討していく。
- ・学生に配付したノート PC の活用を中心にした教育へとシフトし、コンピュータ教室の

在り方、衛生面を考慮した常設供用 PC の縮減等について検討していく。

- ・ 図書館が学修支援機能を果たすためには、教員と職員の連携が必須である。資料が教育内容と連携していることが不可欠であるため、授業科目や卒業論文のテーマの情報に常に気を配り、教員と職員が協力し学修支援機能を拡充させる。
- ・ 授業で図書館資料の利用を必須とする課題を出題することにより、情報活用能力をはじめとする学習能力の向上と継続した図書館利用の習慣づけを図る。
- ・ 海外の派遣留学・夏期セミナー提携 5 大学での学習や生活に関する資料、立地する都市情報などを展示する留学制度常設資料コーナーを設置しているが、今後展示方法等も併せて資料コーナーの充実化を図る。
- ・ 今後は、交換留学提携大学等、派遣留学・海外夏期セミナー提携大学以外の留学を希望する学生に対する参考資料や、留学に限らず国際理解教育全般にわたって利用可能な資料を収集することが必要である。資料収集のため、交換留学先へ資料提供を依頼することや図書館と連携した選書を行い、留学希望または検討している学生に対し、支援できる施設整備を行う。
- ・ 遠隔授業において、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としてではなく、遠隔授業の利点を活かした授業として実施していくことで、質の高い教育を提供していく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自律に関する支援体制の整備

- ・ 本学では学生一人ひとりの個性や適性を重視した個別指導を行い、教職員一体となって、きめ細やかな進路指導を実施し、卒業と同時に満足できるキャリアマップを描けるようサポートをしている。現在は世界情勢が急速に変化する状況下で、慌ただしい就職環境で学生は進路選択をしている。「自分のやりたいこと」が見つけられず未決定のまま卒業を迎える学生もいる中で、4年間を通して、社会人や職業人として自立できる能力をつけさせなければならない。そのような観点から、本学では教育課程内及び教育課程外において様々なキャリア教育・就職支援を展開している。特に近年では企業連携を強化し、社会人と交流する機会を増やすことで、業界研究、職種、ビジネスマナーなど多岐にわたり学ぶ環境を作り、卒業後の進路を明確にできるよう取り組んでいる【図 2-3-1】。
- ・ 学生の進路指導について検討する「キャリア支援委員会」を開催している。就職状況、求人状況の精査や各学年のキャリア支援・就職支援等の協議を行い、毎月実施される「全学教授会」と「学部教授会」で就職・キャリア支援について報告している。全教員と情報を共有することで学生支援の強化に繋げている。

- ・キャリア支援体制としては、担当理事 1 人、各学部専任教員 2 人、キャリア支援課長 1 人、同課員 1 人、契約職員 1 人、派遣職員 1 人を配置し、学生からの就職相談や採用情報などを提供すると共に履歴書・エントリーシートの添削、個別面接指導を日常的に実施している。また、企業からの学内個別説明会開催準備など学生に寄り添った環境作りと各種業務を行っている【資料 2-3-1】。

図 2-3-1 キャリア支援体制



- ・キャリア支援体制及び組織のもと、就職率は平成 28(2016)年度 99.3%、平成 29(2017)年度 99.6%、平成 30(2018)年度 97.1%、令和元(2019)年度 97.1%、令和 2(2020)年度 90.3%と高い実績となっている【資料 2-3-2】。
- ・就職決定者の勤務地について、令和 2(2020)年度は新潟県内が本社等所在地である企業に就職を決めた学生は 169 名で就職決定者に対する割合は 65%であり、就職先においても本学は地域に根ざした大学であり、地元企業からの信頼と支援を受けていると言える。個別の取組み内容については以下のとおり【資料 2-3-3】。

①教育課程内の取組み

- ・教育課程では「キャリア開発 1」(1 単位)を 2 年次後期、3 年次前期に「キャリア開発 2」(1 単位)を開講している。さらに、社会人となるために必要な心構えやスキルを学ぶために国際学部の体験プログラムとして「インターンシップ」(1 単位)を実施している。また、大学で学んだことが実社会でどのように活かされるかを学ぶ「学外実習」(2 単位)を経営情報学部の体験プログラムとして実施している【資料 2-3-4】。インターンシップは年々就職条件の重要な位置づけとなっている。行政や就職支援業者主催の企画にも積極的に参加することで、業界研究等を通して学ばせる体制を構築している。
- ・「キャリア開発 1」では、自分の人生について考え、自覚を持ち、必要な能力を醸成することで自分らしく生きる方法などを学び、事例集などを参考に自己の将来を考える。さらに学生生活の中で必要なコミュニケーション力や判断力を養い、卒業後の進路に繋げることを目的に 2 年次の後期に開講している。また「キャリア開発 2」では、自己理解を深めると共に卒業後の進路を明確に考え、自己の社会人像に結びつけることを目的に 3 年次前期に開講している。これらは、平成 17(2005)年度より開講しているが、世界や日本国内においても働き方が大きく変化し、仕事とキャリアの調和が求められることか

ら、雇用の仕組みや、雇用に関する法律・制度など基礎的な知識を修得し、さらに様々な情報を収集するために、教育課程内外で社会人との接点を多くしている。履修者数は「キャリア開発 1」は 192 人、「キャリア開発 2」は 199 人と学生の 50%以上が履修し、関心度が高いことを示している。

表 2-3-1 「キャリア開発 1, 2」履修者数

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
キャリア開発 1	142	91	97	200	183	192
キャリア開発 2	164	233	251	225	225	199

- ・令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、3 年次生対象の前期授業「キャリア開発 2」を遠隔授業で実施した。199 名の履修者数は前年比 11.5%減少した。講義内容については自己理解や日本の雇用に関する法律、就職活動から選考までの基本的な行動について学んだ。また、職業体験も就職に重要な位置づけとなっており「インターンシップマナー講座」に企業 3 社を招聘した「業界セミナー」も実施した。また、講義内容の理解ができているか確認をするため「Kahoot!」アプリを利用したクイズ形式で回答する仕組みを取り入れることで学生との意思疎通やコミュニケーションの取り方に工夫をした【資料 2-3-5】。
- ・「キャリア開発 1」は 2 年次後期にオンライン形式と対面形式の併用により実施した。移動制限がある新型コロナウイルス感染症影響下において進路を選択する先輩学生の状況を目の当たりにした影響もあり、履修者数は前年比約 5%増加した。講義では、企業 3 社を招聘し「仕事を知る」と題して業界研究を実施した。また、インターンシップを通して企業側の考え方や学生の心構えなど、就職活動、進路選択のためのパネルディスカッションも開催した。

②教育課程外の取組み

- ・卒業後のキャリアパスを意識し、自らが新たなステージへの一步を踏み出せるようにキャリア・就職関連情報、就職ガイダンス、各種キャリアセミナー情報を提供する環境を整えている。また、令和元(2019)年 9 月に従来のキャリア支援室を大きくリニューアルしキャリアサポートセンターに拡充整備した。学生の社会的・職業的自立に必要な能力の形成とともに、各学年の進路相談はもとよりインターンシップ、就職支援等々、さまざまな形で学年を問わず学生対応する機会が多くなっており、毎年、就職事情が変化することを踏まえ、幅広い人材教育、人間力の強化、社会（企業）との関わりあいができるよう整備している【資料 2-3-6】。
- ・就職活動学生を対象に「キャリア支援課利用ガイド」「キャリアハンドブック」を配布し、就職活動が円滑に進むように支援している。また、就職・進路相談、エントリーシート等の書類添削をはじめ、模擬面接練習など実践的に支援をし、就職率の向上につなげている。激変する就職環境に戸惑う学生の訪問も増加している。さらに、メールを利用した相談や、内定届、決定届等の提出に関しても、学外からでも迅速にキャリア支援課ス

タッフと連携が取れる仕組みを構築している【資料 2-3-7】。

- ・卒業後の進路を明確にするため、1 年次より各学年を対象とした就職支援プログラムを提供している。
- ・本学は学生一人ひとりの個性や適性を重視した個別指導にも力を入れている。さらに、卒業生をはじめ企業オーナー、採用担当者等、社会で活躍している方を招きテーマに沿った講演を実施している。
- ・学生は、様々な経験談を聞く事により在学中の生活や卒業後の進路について豊かなキャリアマップを描けるよう学んでいる。

1) キャリア開発ガイダンス

キャリア形成の向上を図るため 1 年次生に「キャリア開発ガイダンス」を実施している。卒業後の進路を見据え、大学生活をどのように送ったらよいのかを学ぶ。さらに 1 年次生のうちから就職活動準備としての対策について考え、業界・企業研究、インターンシップの重要性を学ぶ大切な時間となっている。

2) 就職ガイダンス

就職活動を控えた 3 年次生を対象とした「就職ガイダンス」を実施している。SPI 総合検査、模擬試験、履歴書書き方講座などの筆記対策や採用担当者及び企業オーナーを招聘した就活生マインドアップ講座など就職活動に向けて学ぶことができる講座となっている【資料 2-3-8】。

3) 企業見学セミナー

訪問先企業の職場環境や仕事を見学し体感することにより、その経験を今後の就職活動につなげることを目的としている。対象は 1 年次生から 3 年次生である。本セミナーは就職活動への意欲の醸成に効果的であり、将来のキャリア形成を考えるきっかけ作りの場にもなっている【資料 2-3-9】。

4) キャリア育成合宿

1 年次生から 3 年次生向けに社会人との交流を通して人間力を高め、各企業の課題解決を議論し成果を発表することで企業を理解することを目的としている。社会人を招き、学生との対話を通じたワークショップを実施することにより、働く意義等を学べる有意義な合宿となっている。キャリア育成合宿は、平成 27(2015)年より新潟青陵大学、新潟薬科大学と共同で実施している。他大学の学生と目的意識を共有することで、新しい考え方に気付く体験となっており、「元気よく目だとう」をメインテーマに社会人基礎力を高めることにも重点を置き、多様化の時代に適応できるように人間力を高めるプログラムとなっており、学生一人ひとりが大きくキャリアアップできる内容となっている【資料 2-3-10】。

5) 就活サークル「Job College」

平成 28(2016)年より実施している。3 年次生を対象に、主に就職活動の不安要素を共有することで、お互いのスキル向上を図っている。企業採用担当者と積極的に交流し、コミュニケーション力も同時に高め、就職活動本番に向け成果につなげている。これにより、サークルに所属するメンバーは就職活動早期段階で志望企業の内定を獲得している【資料 2-3-11】。

6) 就職模擬面接講座

3年次生を対象に、3月1日の就職活動解禁に向け、各種面接形式を実践的に練習する。県内外より講師を招き、卒業生、4年次生内定者からなるチームを編成し、面接技術を高めている。基本的マナーを習得することで印象度を高め、面接官の話を聞く態度など細部にわたりアドバイスを聞くことができ、参加学生から好評である。

令和3(2021)年は新型コロナウイルス感染症影響下ではあったが、オンライン形式での面接、対面での面接を実践的に練習した。

表 2-3-2 就職模擬面接講座受講者数

年	実施日	受講者数
H27	2/14	162
H28	2/20	172
H29	2/18	148
H30	2/17	148
H31	2/16	166
R2	2/15	134
R3	2/13～2/14	118

※R2、R3は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から定員数を制限。

7) 父母就職説明会の開催

全学年の保護者を対象に、学生の就職活動や最近の就職状況など保護者と情報共有し連携することを目的とした「父母就職説明会」を実施している。特に1年次保護者にとっては、卒業後の進路をどのように明確にして準備をしていけるか、早い段階から理解を深めていくことができる機会となっている。具体的には、卒業生や4年次内定者のパネルディスカッションを中心に、体験談を共有するなど、有意義に実施している。説明会終了後には、保護者とキャリア支援委員、キャリア支援課職員、卒業生、4年次生を交えた就職相談を実施しており、参加した保護者からは具体的な相談や指導が受けられたと好評である【資料 2-3-12】。

8) 公務員講座の取組み

全学生を対象に、受講生が自由な時間帯に自由な場所で制限なく何度も継続して受講できるWeb講座を実施している。公務員に強い大学を目指し、毎月1回の学生と専門官による面接会を実施し、勉強の進捗具合や今後の進め方などを直接指導している。また、公務員模擬試験を定期的実施することで志望先の合格に向けた準備をしている。最近の公務員講座受講者数及び合格実績は【表 2-3-3】のとおり【資料 2-3-13】。

表 2-3-3 公務員講座受講者数及び合格実績

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31/R1年度	R2年度
受講者数	24	48	27	17	15	23
行政職	2	2	1	2	1	

警視庁	1	1	—	—	1	
新潟県警察本部	10	1	2	3	1	1
消防官	1	2	1			1
自衛官	2			2	4	4
合格者数合計	16	6	4	7	7	6

9) 学内合同企業説明会の開催

就職活動学生を対象に、学内合同企業説明会を開催している。本学学生に対して積極採用をするために県内外の企業・団体から参加がある。企業・業界研究、採用情報など卒業後の進路を明確にするうえで学生自身が積極的に関わり、毎年3月に開催しており、この機会を活用し内定に結びつける学生もいる。県内大学では学内開催としては最大規模で企業は200社以上、参加学生も200人前後の参加状況となっている。参加した学生、企業担当者は相互のつながりを持つことができ、高評価を得ている【表2-3-4】【資料2-3-14】。

表 2-3-4 学内合同企業説明会参加状況

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
参加企業	197	209	226	205	250	—
参加学生	223	215	213	236	240	—

※令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止。

10) 就職未内定者に対する支援

就職未内定の4年次生に対して、学内個別企業説明会及び就職相談を実施している。学生の就職活動が停滞しないように、キャリア支援課では引き続き採用活動を継続している企業の情報収集をし、学生へ紹介をしている。また、所属ゼミ教員からも就職活動の進捗状況を確認し、その状況をキャリア支援課と共有することにより、積極的な支援につなげている。

11) 産官学連携の取組み

学生に対して、社会を通してキャリアを学ぶ環境として、産官学連携事業への参加を促している。新潟市主催事業「1day トライアルワーク」「若手社員交流会」や「新潟キャリア人事協議会(県内企業有志の会)」等と連携を強化している。学生にとっては、仕事を通じた人間力の向上等の経験談を聞くことができる貴重な機会である。社会人としては、学生との会話を通して得られる体験を新人教育プログラムに活かすことができるため、双方にメリットがある機会である。社会人と学生がキャリアを共に考えることにより、学生のより積極的な就職活動への意識づけにも役立っている【資料2-3-15】。

【自己評価】

- ・新卒就職環境が慌ただしく変わる中でも、本学が毎年90%以上の就職率を維持できてい

るのは、教育課程内外において教職員が一体となった支援体制があり、それが成果に結び付いていると評価できる。

- ・学生の就職・進路相談などについて「キャリア支援委員会」を通して各学部・学科と情報を共有することにより前進的に課題を解決することで、学生個々に対するきめ細かい指導が有効に機能している。新型コロナウイルス感染症影響下による就職活動は大きく様変わりをし、学生の方向性を明確にするため令和 2(2020)年 4 月に 4 年次生、3 年次生を対象にオンライン形式でガイダンスを実施した。企業説明会もオンライン形式主体で取り組み、6 月以降は感染症対策をしながら新潟県内企業を対象に対面型による「学内個別説明会」を開催した。県外企業はオンライン形式での参加を促した。また、オンライン形式での面接講座を開くなど、学生に寄り添った就職活動を念頭に実施した。
- ・各年度の就職環境の変化にもきめ細かい支援体制は相互に補完・作用しており、有効である。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・就職活動に積極的に取り組む学生と消極的な学生の二極化現象がある。消極的な学生を積極的な活動に転じさせることは、就職率を高める大きな要因となり得る。本学は就職支援プログラムの環境整備と就職活動状況に応じ、引き続き臨機応変に改善を図ること、また、社会人との接点を重要視したセミナーを実施することで業界研究、職種研究など幅広い視点で「職業観」「コミュニケーション力」など学ばせることにより、卒業後の進路を明確に考えさせる時間を増やせるようにしていく。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う課題として、①オンライン形式での対応が続くことによる学生のモチベーション維持への対策、②企業選考試験対策、③オンライン形式を活用した就職支援対策、④キャリア授業科目による学生を惹きつけられる講義内容の工夫、⑤感染症が拡大しやすく行動が制限される頻度が高い地域（特に首都圏）に所在する企業への就職活動対策、があげられる。引き続き、スピード感を持って問題点、課題点を抽出し改善を図っていく。また、採用側との連携を強化し採用継続中であることを学生へ速やかに周知することや、説明会日程の情報更新を速やかに実施することにより、目標達成できるよう、取り組んでいく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

2-4-① 学生生活の安定のための支援

①学生サービス、厚生補導のための組織

- ・本学では、学生サービス、厚生補導の組織として「学生委員会」と学務課を設置している。教職員で構成された「学生委員会」は、「新潟国際情報大学学生委員会規程」に基づいて運営され、学生生活指導、学友会活動を含む課外活動、学校行事、スポーツ施設運営を担当している【資料 2-4-1】。
- ・厚生補導の具体的事項としては、宿舎の斡旋、アルバイトの紹介、学友会・運動部をはじめとする部活・サークル活動の支援、車両通学の許可、表彰奨学金（課外活動部門）及び資格取得奨励奨学金の給付などである。
- ・「学生委員会」は、原則毎月 1 回開催するとともに、問題発生時には随時開催し、迅速な対応を行っている。また、学務課は、事務局内で学生ホールにもっとも近い場所に位置し、学生生活にかかわる相談窓口として位置づけられており、多種多様な学生支援を行っている。

②生活支援

- ・学生生活をより豊かにし、また憩いの場として、本校（みずき野キャンパス）には、学生食堂「弥彦」、売店「JOY」、喫茶室「CONTINUE」、学生ホール及びアカデミックプラザを設けている。なお、学生食堂「弥彦」は平成 26(2014)年 9 月に改修工事を行い、席数も 400 席から 500 席以上に増え、サービスの向上と混雑の緩和を図ることができた。加えて平成 26(2014)年 9 月には、更なる学生の生活、課外活動の支援やより快適な学生の居場所を提供するための施設として「学生会館」を新設した。学生会館は、特別な日を除いては常に開館している。学生支援センター、ラウンジ、セミナールーム、スタジオ、文化・学術研究部用の部室などの設備や、常時使用できる PC、無線 LAN などの ICT 環境を整え、自由な利用環境のなかで、課外活動や学生の余暇に活用されている【資料 2-4-2】。
- ・本校（みずき野キャンパス）は新潟市西部の郊外にあり、通学のための公共交通機関は列車の運行本数が少なく利便性が悪いことから車両による通学を認めている。周辺での不法駐車が発生しないよう、駐車可能台数約 500 台の駐車場を確保している【資料 2-4-3】。
- ・車両通学に関してはその危険性を考慮し、車両通学を許可する条件として、所轄の警察署から講師を派遣願って実施する「交通安全講習会」の受講に加え、任意保険加入と大学への通学車両の登録を義務付けており、安全な車両運転の徹底と交通マナーの意識向上を図っている。それでも未登録のまま車両通学する学生も散見されるため、前期・後期のガイダンスの際に指導を行っている【資料 2-4-4】。
- ・「情報センター棟」には図書館と ICT 施設を設置し、一元的にサービスを提供している。なお、「新潟国際情報大学情報センター規程」に活動の指針等を定めている【資料 2-4-5】。
- ・情報センターでは、ICT 施設及びネットワーク管理を担当する職員を配置しており、各装置・サービスの安定稼働、トラブル対応、メンテナンス等に迅速な対応ができる体制を取っている。また、情報センター棟 2 階の「PC サポート室」には、平成 30(2018)年度入学生から配付しているノート PC やコンピュータ教室の PC のサポートを行う専任のスタッフが常駐し、学生の学習を支援する体制も整っている。
- ・情報センターの ICT 施設では、単に授業や自主学習を行うための設備の整備、トラブル対応だけではなく、学内に無線 LAN アクセスポイントを設置し、学生に配付している

ノート PC のみならず、個人が所有する PC、タブレット、スマートフォンの接続も可能としている【資料 2-4-6】。

- 平成 24(2012)年度に、大学からのお知らせ、履修登録、成績確認、卒業見込み判定結果が Web 上で確認できるよう在学生向けのポータルサイトの運用を開始した。平成 25(2013)年度には、就職関連の機能を追加し、就職のお知らせや求人情報も配信できるようになった。令和 2(2020)年 9 月には、ポータルサイトをリニューアルし、大学からのお知らせについてプッシュ通知機能を導入するなど、大学生活において利便性の高いシステムを提供している。
- 図書館では、課題や卒業論文のための文献検索ガイダンスやレファレンスを随時受付けて、きめ細かい学修支援を実施している。図書館の職員は、司書の資格を有し、情報センターの情報機器・ネットワーク管理の職員と連携して安定した図書館サービスを提供している。近隣に授業の合間の時間を過ごせる場所が少ないため、滞在型図書館として、快適に過ごせる環境を提供している。学習用の資料の他に国内外の新聞データベースやデータベース、リフレッシュ用の視聴覚資料や雑誌等を整備している。館内の展示コーナーでは、学生の企画による展示を行っている【資料 2-4-8】。
- 平成 28(2016)年より図書館業務のサービス部門を業務委託し、安定した図書館サービスを提供している。
- 図書館内には、通常の閲覧席のほか、「グループ学習室」「集中学習室」「AV コーナー」「展示コーナー」「多目的学習室(ラーニング・commons)」「情報検索コーナー」「ブラウジングコーナー」など、多様な設備を有している【資料 2-4-9】。
- 令和 2(2020)年 3 月 25 日に「新潟国際情報大学障がい学生支援基本方針」、令和 2(2020)年 4 月 1 日に「新潟国際情報大学障がい学生ガイドライン」を制定し、入学試験、修学、正課外教育活動、就職活動等において、障がいを理由とした不当な差別的取扱いをすることなく、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮に努めている。
- 入学直後に行われる新入生ガイダンスの中で、「新入生交流会」を開催している。この交流会は、入学後のできるだけ早い段階で新入生間の親睦を深め、学習や学生生活等における悩みを相談できる友人を作ることを目的としている。また、新入生間だけではなく、先輩学生との親睦も図れるように、平成 26(2014)年度から、ファシリテーターのスキルを持つ在学生を多数配置した少人数ワークショップ形式での交流会を開催しており、縦と横のつながりを構築する場としても機能している。なお、課外活動への積極的な参加を促すために、課外活動クラブ団体の活動紹介も行っている。
- 一人暮らしの学生の支援として、平成 29(2017)年度に「学生委員会」が呼び掛けて、「一人暮らしの会」が設立された。運営は学生が自ら行い、年 4 回程度の交流会などを開催して、学年を超えた交流が行われている。特に、初めて一人暮らしを経験する 1 年生にとっては、不安の解消や情報収集の場にもなっている。
- 令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として施設の出入口箇所の制限、学内の至る所に手指消毒液の設置、飛沫防止パーティションの設置と座席の制限(全教室、学生食堂「弥彦」、喫茶室「CONTINUE」など)、フェイスシールドの配付(全学生・教員)、県境をまたぐ移動時の県外移動届提出のルール化等を実施した。

③課外活動支援

- ・学生の課外活動を推進するため、本学の全学生・教職員が加入する学友会組織を設けている。学友会は学生自らが主体的に活動し、教職員はこれをサポートする体制としている。学友会執行部と教職員との窓口は、「学生委員会」が担当して随時相談支援を行っている。学友会の主な活動は、運動部をはじめとする公認団体及び同好会の支援、春のスポーツ大会・秋の大学祭「紅翔祭」の企画運営、ボランティア活動の支援などである。また、公認団体の部長は専任教員が担当し、学生の指導や相談を行っている。課外活動の活動費用は学生及び教職員が納める学友会費を主としているが、新潟国際情報大学父母会からも補助金が充当されている【資料 2-4-10】【資料 2-4-11】。
- ・設備面からの支援としては、体育館、陸上競技場、テニスコート、クラブハウスなどのスポーツ施設、スタジオや文化・学術研究部用の部室などの学生会館を整備している【資料 2-4-12】。
- ・課外活動の活性化を目的として「表彰奨学金制度（課外活動部門）」が設けられており、その対象は課外活動全般のほかボランティア活動など多岐にわたる。さらに、公認団体の各部からの要請により、外部からのコーチ・指導者を採用している【資料 2-4-13】。
- ・課外活動の活性化対策の一助として、公認団体、同好会の代表者を対象としてリーダー研修会を毎年実施している。リーダーとしての自主的な企画・運営方法の研修のみならず、クラブ団体における問題点を話し合うなど、団体間の交流促進も行われている。
- ・令和 2(2020)年度の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、課外活動の申請制や活動施設の利用人数制限を実施した。なお、課外活動の申請制は、学内・学外を問わず全ての活動に対して適用している。活動前は「学内活動願・大学施設使用願（学内）」または「参加願（学外）」、活動後は「活動報告書（学内）」または「参加報告書（学外）」の提出を必須としている。

④経済的支援

- ・経済的な支援に関しては、入学時のガイダンス、学生便覧への記載、年度始めの奨学金説明会の開催を通して学生全員に周知している。奨学金は、日本学生支援機構奨学金を利用する学生が多く、令和 2(2020)年度は全学生の半数以上が利用した【資料 2-4-14】。
- ・学業成績優秀な学生には、本学独自の奨学金制度（「学費給付奨学金」）を設けて経済援助を行う一方、経済的理由のため就学が困難な学生には、学外の日本学生支援機構奨学金、地方自治体奨学金等の利用を勧めている。特に、給付型の「高等教育の修学支援新制度」は、国による大きな支援制度となるため、学生のみならず保護者に対しても周知している。また、ロシア、中国、韓国、アメリカの提携校への派遣留学制度やカナダへの海外夏期セミナーへ参加する場合は、所定の単位取得を前提に「海外派遣留学制度奨学金」を給付している【資料 2-4-15】【資料 2-4-16】。
- ・在学中の資格取得を奨励するために、「資格取得奨励奨学金」制度を設けている。対象となる資格は毎年見直されるが、できるだけ多くの学生が取得でき、勉学の励みになるように考慮している【資料 2-4-17】【資料 2-4-18】。
- ・学費負担者の死亡等により、経済的事情が急変し学業の継続が困難となった者で、勉学の継続を希望する者を対象とする「学費臨時給付奨学金」制度を設けている【資料 2-4-19】。

- ・ 本学として最大限の経済的な支援を実施してきているが、社会の雇用状況の変化等により、在学途中での突発的な経済的困窮が生じた学生に対して、本学父母会と連携した奨学金制度「20th 記念奨学金」を設けている【資料 2-4-20】【資料 2-4-21】【資料 2-4-22】。
- ・ 奨学金制度以外でも、一時的に学費（授業料、施設設備費等）の支払いが困難となった場合に、一定の手続きを経て行う徴収猶予も実施している。
- ・ 令和 2(2020)年 5 月には、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い「新潟国際情報大学修学支援金」として、全学生に一律 50,000 円を給付した。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計急変となった学生への支援対策として、給付型の「高等教育の修学支援新制度（家計急変採用）」の周知を実施した。周知方法は、学生のみならず保護者に対しても制度の案内文書を送付した。

⑤学修活動支援

- ・ 学生の休退学及びキャンパス生活環境の改善に関する対策を立案し実施することを目的として、平成 26(2014)年度に「キャンパス・ライフ支援委員会」を新たに設置した。これまで複数の委員会が各々行っていた学生支援、キャンパス生活環境の改善の機能を、ひとつの委員会に集約することで、学生一人ひとりに行き届いた細やかな支援が可能になった。毎年 5 月には、すべての新入学生を対象とした個別面談を実施しており、ゼミナールの担当教員が生活全般、交友関係などの聞き取りを行い、その結果を分析し、その後の学生支援につなげている。
- ・ 国際学部では、個別相談会を年 2 回（9 月と 3 月）実施している。個別相談会は、成績不振など問題を抱えている学生や保護者を対象に行われ、問題の早期発見と解決、必要に応じて教職員間の情報の共有に努めている。
- ・ 経営情報学部では、学生生活に支障をきたした学生の早期発見、早期支援を目的に、経営情報学部キャンパスライフ・学生フォロー会議を設置している。学生フォロー会議では、成績不振によるフォロー対象学生を抽出し、学生と定期面談を実施し定期的にフォロー状況を報告している。
- ・ 「教務委員会」にて、毎年保護者向け学修説明会を開催している。全学共通説明会、学部・学年別の教育内容、履修、成績についての説明会、個別相談会の 3 つのプログラムを実施しており、学修に関する保護者の不安解消に努めている。

⑥健康管理

- ・ 学生の健康面での支援として、毎年 4 月上旬に学生の定期健康診断を実施している。必要に応じて臨時に行うこともある。診断の結果、特に所見のあった学生に対しては再検査、精密検査、保健指導が行われる。学生が学生生活を送る上で健康面の不安を感じた場合には、学務課（保健室）に所属の看護師が相談に対応している。また、平成 24(2012)年度より 2 名の臨床心理士（非常勤）が本校（みずき野キャンパス）に出校し、学生のカウンセリングを担当している。救急対応の施設として保健室を設けており、看護師が風邪・腹痛などの体調不良や体育実技等での負傷等に対して応急処置を行っている【資料 2-4-23】【資料 2-4-24】【資料 2-4-25】。
- ・ 新入生ガイダンスにおいては、外部より講師を招いて「交通安全講習会」や「薬物乱用防止推進講演会」と本学の看護師による「健康管理ガイダンス」も開催している。なお新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和 2(2020)年度の新入生ガイダンス

は中止とした。令和 3(2021)年度は、感染リスクを出来るだけ最小限にして開催することとしたが、交通安全講習会と薬物乱用防止推進講演会については、外部講師による遠隔講演の調整がつかず取り止めとし、資料配布にて説明に替えた。今後については、いずれも学生にとって重要な項目であることから引き続き外部講師と調整し、対面もしくは遠隔講演にて開催する予定である【資料 2-4-26】。

- ・平成 28(2016)年度に本学敷地内分煙とし、校舎外に 2 か所の喫煙所を設置した。「学生委員会」及び学務課で禁煙指導のほか、喫煙マナー指導の巡回を行っている【資料 2-4-27】。

⑦学生相談

- ・学生生活についての学生からの相談は、学務課や学生支援センターが窓口となり、内容に応じて、キャンパス・ライフ支援委員や担当教員、臨床心理士（非常勤）と面談する。学生からの授業や履修、進路、日常生活にかかわることなど広く相談に応じるための制度として、専任教員全員がオフィスアワーを設けている【資料 2-4-28】。
- ・各教員の具体的なオフィスアワーの曜日や時限は、学期ごとに設定し、大学掲示板に掲出するとともに、本学ホームページ上に掲載して学生に周知している。
- ・「学校法人新潟平成学院ハラスメント防止に関する規程」に基づき、平成 30 年(2018)年度に「ハラスメント防止委員会」を設置した。委員会ではハラスメントに関する相談や申立てに対して、公平、公正に対応している【資料 2-4-29】。
- ・ハラスメントの相談に際しては、主観を排除するために原則として同性の相談員 2 人で対応するようにしている。学生には年度初めのガイダンスで毎年説明を行い、本学ホームページに連絡先・相談方法などを掲載して周知している【資料 2-4-30】。
- ・学生会館内に学生支援センターを置き、職員を常駐させて、どのようなことでも気軽に相談できる環境の整備を図った。
- ・令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により前期は入構禁止期間が発生した。入構禁止期間の学生相談は、メールや電話での対応に切り替え、随時受付を行ったため、相談ができない期間は発生しなかった。

【自己評価】

- ・学生サービスについては、「学生委員会」及び学務課を中心に積極的に取り組んでいる。
- ・学生食堂、学生会館等は学生間のコミュニケーションを図る場として、また、体育館、陸上競技場、テニスコート、ゴルフ練習場等は課外活動の場として整備し、学生支援に取り組んでいる。
- ・学生食堂は要望を常に受け付け、メニュー等の改善に取り組んでおり、平成 25(2013)年度から栄養士によりメニューにカロリー表示や塩分、脂質等を明示するなど、健康管理にも努めている。
- ・経済的な支援において、奨学金制度の充実化と制度の周知に力を入れ、勉学の継続が途切れることがないように配慮している。
- ・学生相談は、学務課や学生支援センターが窓口となり、内容に応じて「キャンパス・ライフ支援委員会」や担当教員、臨床心理士（非常勤）が面談等の対応を行い、学生の声に耳を傾ける活動に積極的に取り組んでいる。

- 令和 2(2020)年度の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、県外移動届提出の実施、課外活動における申請書・報告書提出の実施、課外活動施設の利用人数制限、出入口箇所の制限、飲食場所や教卓に飛沫防止パーティションの設置、フェイスシールドの配布等を行った。感染防止対策を徹底したことで、令和 2(2020)年度後期以降、原則対面授業を実施した中でも、感染者を出すことなく安心・安全な環境を提供できた。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

- 学生生活、学修の支援体制の充実が益々重要となっている。日常の学生生活全般に関する個々の学生からの相談については、学務課で受け付けて、その相談内容に応じて「キャンパス・ライフ支援委員会」や関係の教職員が対応している。カウンセリングを含む相談に関しては、臨床心理士のカウンセラー（非常勤）が担当している。ただし、近年、学生の抱えている悩みや症状も多岐にわたっており、状況が明確でない長期欠席者や相談に訪れることができない学生も見受けられるため、保護者や担当教員との連携、専門家（臨床心理士など）も参加した支援体制の確立を「キャンパス・ライフ支援委員会」が主体となり取り組むことがより重要となっている。
- 学生の健康管理にかかわる保護者への啓蒙活動を入学直後の父母会総会などの機会に行い、今後も積極的に情報提供をしていく。
- 隣接する土地を購入して駐車場を拡幅し、駐車可能台数を増やしたことから、大学周辺の道路に駐車する学生がいなくなり、周辺住民からの苦情はなくなった。今後も、更なる啓蒙活動と交通マナーの向上活動に努力し、個別のケースに対応する。
- 図書館としては、学習空間と生活空間の両面の図書館機能をさらに強化する。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

- 本学は、新潟市西部の JR 越後線越後赤塚駅から徒歩 7 分の位置に本校（みずき野キャンパス）を、新潟市中心部にサテライト（新潟中央キャンパス）を有しており、校地及び校舎の面積は資料 2-5-1 のとおりであり、校地は、約 84,200 m²、校舎は、約 24,000 m²を有し、いずれも大学設置基準に規定する面積を満たしている【資料 2-5-1】。
- 本校（みずき野キャンパス）校舎は、管理研究棟、学生ホール棟、教室棟、情報センタ

一棟、学生会館、体育館棟からなっている【資料 2-5-2】。

- ・教室の ICT 化の推進により PC やビデオ、プロジェクタ、BD（ブルーレイディスク）等の映像機器が整備されており、講義等に有効活用されている。
- ・学内外の施設設備は法人総務課が担当し、専門業者との委託契約により適切に維持管理されている。警備についても専門業者との委託契約により、適切に行われている。
- ・校舎内外とも、美化の観点と資源の有効活用を図る目的から、ごみ箱を複数設置し利用者が分別仕分できるようにすることで、資源のリサイクルに努めるとともに校舎内外の美化へつながるよう、工夫している。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

①情報センター

- ・ICT 教育にかかわる設備は、情報センター棟 2 階、3 階を中心に展開している。以下【表 2-5-1】に整備状況を示す。設置されている PC はすべて学内 LAN に接続されており、学内のネットワークコンテンツのみならず、インターネット上のコンテンツも利用できるようになっている。

表 2-5-1 情報センター棟コンピュータ設備の整備状況

設置場所	PC 台数	座 席	授業支援 システム	AV システム	プロジェ クタ台数	主な用途
マルチメディア実習室 1	42	42	CAI	あり(1-3 統合)	1	授業・演習
マルチメディア実習室 2	42	42	CAI	あり(1-3 統合)	1	
マルチメディア実習室 3	42	42	CAI	あり(1-3 統合)	1	
マルチメディア実習室 4	40	40	CAI	あり(4-5 統合)	3	
マルチメディア実習室 5	40	40	CAI	あり(4-5 統合)	3	
マルチメディア実習室 6	-	42	CAI	あり	4	
マルチメディア実習室 7	-	42	CAI	あり	4	
マルチメディア実習室 8	40	40	CAI	あり	6	
マルチメディア実習室 9	40	40	CAI	あり	4	
共同研究室	20	20	CAI	あり	1	
なび広場	-	28	-	-	-	自主学習
学生会館	7	7	-	-	-	
合計	313	425				

- ・情報センターのコンピュータ教室には、情報教育に特化した CAI(Computer-Assisted Instruction)システムを整備している。コンピュータ教室では、少人数教育を基本としているが、CAI システムの機能と独自に構築した AV システムにより、複数の教室を 1 つの仮想教室化することができ、履修希望者が 1 教室の定員を超える授業でも PC を活用することができるようになっている。
- ・コンピュータ教室の他に、自主学習スペース「なび広場」が整備されており、開放時間中はいつでも利用できるようになっている。また、コンピュータ教室も授業で使用され

ていなければ自由に利用できるようになっている。

- 平成 28(2016)年度からは、情報センター棟以外でも気軽に PC を活用した自主学習ができるよう、PC 自動貸出ロッカーを設置し、ノート PC の貸し出しを実施してきた。令和 3(2021)年度にはノート PC 必携化制度により全学生がノート PC を所有したため、その役目を終えた。
- 全学生のノート PC 所有に伴い、マルチメディア実習室 6 及び 7 からは固定 PC 設置を廃止し、各自が所有するノート PC の使用を前提とし、ディスカッションやグループワーク等にも対応した多目的教室となった。
- 共同研究室は、マルチメディア実習室 6 及び 7 に代わり、固定 PC を設置し少人数のコンピュータ教室とした。
- なび広場は、全学生のノート PC 所有に伴い、PC を設置せず、各自のノート PC を使う自主学習スペースとなった。
- PC からの印刷は、すべてオンデマンド印刷システムを介して行われる。このシステムにより出力するプリンタは限定せず、空いているプリンタを選んで出力できるようになっている。以下【表 2-5-2】に整備状況を示す。

表 2-5-2 オンデマンド印刷システムの整備状況

設置場所	建物	台数	内訳
マルチメディア実習室 1~9	情報センター棟	9	各室 1 台
共同研究室	情報センター棟	1	
エレベーターホール	情報センター棟	2	2、3 階各 1 台
図書館	情報センター棟	2	DB コーナー、多目的学習室各 1 台
国際交流センター	情報センター棟	1	
教室棟 2 階	教室棟	1	
管理研究棟 2 階	管理研究棟	1	
学生会館	学生会館	1	
新潟中央キャンパス 4 階	新潟中央キャンパス	1	
合 計		19	

- インターネット及びイントラネットの整備状況は、以下【表 2-5-3】のとおり。インターネットは、大量のトラフィックにも十分対応できる通信速度を確保している。イントラネットは、基幹を 10 ギガ対応とし、支線はすべてギガビットネットワークに対応した高速通信が可能になっている。無線 LAN は構内全域をカバーしており、在学者に対してサービスを提供している。

表 2-5-3 ネットワークの整備状況

	設置場所	接続先/規格	通信速度 (最大)
インターネット	SINET 新潟 DC	学術情報ネットワーク	10Gbps

	本校	フレッツ光ネクスト	1Gbps
	新潟中央キャンパス	トークネット光	1Gbps
イントラネット	LAN	有線（基幹）	10Gbps
		有線（支線）	1Gbps
		無線（IEEE802.11ac/a/n/g）	1300Mbps
	キャンパス間	本校⇄SINET 新潟 DC	10Gbps
		新潟中央キャンパス⇄SINET 新潟 DC	1Gbps

②図書館

- 大学の教育・研究活動の基盤である図書館は、情報センター棟 1 階にあり、面積 2,000 m²、蔵書数は、図書約 14 万冊、雑誌約 1,800 タイトル、閲覧席 258 席を有する。閲覧席は、個人用キャレル、グループ用閲覧机、個人用オープン閲覧席など多様な利用動向に対応できるように整備している。
- 全館で LAN（有線・無線）を整備し、閲覧席の他、グループ学習室 3 室や多目的学習室（ラーニング・コモンズ）、AV 視聴用ブース、展示コーナー、ブラウジングやリフレッシュ用のソファ、教員用個室 3 室を配置している。
- グループ学習室には、ノート PC22 台を常備してゼミ授業やグループ学習に活用されている。
- 多目的学習室（ラーニング・コモンズ）には、PC25 台を整備し、個人やグループでの学習やグループワーク等に活用している。
- 情報センター棟の PC や学生に配付したノート PC から印刷できるオンデマンドプリンタを館内に 2 台設置し、レポートや卒業論文の準備に活発に利用されている。
- 館内には、展示コーナーを設置し、本学の教育・研究内容を体現した展示や、学生の企画による展示を行っている。
- 学習用資料の他にもリフレッシュ用の視聴覚資料や雑誌等を備えて利用に供している。
- 図書館の図書・雑誌・視聴覚資料等の所蔵数と閲覧室の座席数等は適切に整備されている【資料 2-5-3】【資料 2-5-4】。
- 令和 2(2020)年度の入館者数は延べ 29,130 人であった【資料 2-5-5】。
- 一部の貴重図書や研究用図書、旧版資料等以外はすべて開架式になっている。
- 購入資料の約 90%は教員が選定、学生の学習理解に必要な最新の資料を整備している。
- 授業科目に直結する資料として、教員選定による科目ごとの「指定図書」（シラバス対応資料）制度を実施しており、選定資料はすべて購入して「指定図書リスト」を図書館の HP 上で公開して授業の理解促進を支援している。
- 「指定図書」以外の学生用図書は、学部ごとの特定分野の最新の資料を収集する「重点収集図書」や毎月教員が選書する「学習教養図書」、事典やハンドブック等の「参考図書」、「年鑑・統計・白書類」、学生の資格取得や就職活動関係の「資格取得資料」、新聞等書評欄掲載資料や文学賞受賞作品などの「司書選定」など、本学の教育・研究に必要な資料を収集している。その他、「学生リクエスト制度」により教員や図書館職員がニーズを把握

できない資料を補完している。

- ・所蔵資料は、印刷媒体や電子資料の他、日本語・英語・ロシア語・中国語・韓国語の雑誌論文・新聞・図書情報のデータベースや電子ジャーナルを契約し、教育・研究に活用されている。
- ・電子ジャーナルやデータベースは、常に本学の教育・研究内容に合ったものを提供するために、利用者のニーズや利用状況を勘案して随時見直しを実施している。
- ・近年、マンガやアニメーション、それらの背景となる文化や風土等を卒業研究のテーマとする学生が増加していることもあり、世界のマンガを中心に良質なマンガの収集をすることを決定し、令和 3(2021)年 4 月より、約 4,000 冊の資料を配架したコミックコーナーを開設した【資料 2-5-6】。

1) 図書館利用者サービス

- ・入学式後に「情報センター利用説明会（オリエンテーション）」を実施し、授業開始後には 1 年次生の必修科目「基礎ゼミナール 1」の授業時間内で図書館活用の基礎知識習得を目的とした 10 名～22 名程度のクラス単位の図書館利用ガイダンスを実施している。2 年次生以上の学生には、教員の申込みにより、随時ゼミ・グループや個人単位の文献検索ガイダンスを行っている。特に卒業論文執筆準備の時期には、集中的に個別のテーマに沿ったガイダンスを実施している。令和 2(2020)年度の実施状況は、新型コロナウイルス感染症対策により前期授業が遠隔授業での実施となったことから図書館ガイダンスを実施せず、卒業研究用ガイダンスを中心に計 7 回実施した。ガイダンス終了後に毎回アンケート調査を行い、改善の材料としている。アンケートの集計結果はホームページで公開している【資料 2-5-7】。
- ・令和 2(2020)年度の前学期期間中は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から遠隔授業に切り替えたことで対面での説明会やガイダンスを実施できなかったが、オンライン形式で 1 年次生の利用説明会を実施した。
- ・併せて図書の郵送貸出サービスや文献複写の郵送、オンラインレファレンスを実施して学修支援を図った。
- ・後期から対面授業が再開されたため、対面型のゼミ・グループガイダンスを実施した。
- ・非来館型の利用者には、インターネットを介した蔵書検索や図書館 HP 上の「My Library」より ID とパスワードにより認証して利用する個人用サービスを提供している【資料 2-5-8】。
- ・学内で所蔵していない資料は、利用者の依頼により「国立情報学研究所」ネットワークはじめ学外機関と相互に協力する相互貸借や文献複写、地域その他機関の蔵書の横断検索、新潟県の大学連携の図書館共通閲覧制度を活用して提供している。
- ・教員の ILL(Interlibrary Loan)の依頼も「My Library」経由で受け付けている。
- ・近年の電子ジャーナルやデータベースの契約料の高騰により購読の維持が困難になった代替として、ILL の費用を外国語文献に限り図書館の予算から支出して研究に支障がないように措置している。
- ・学外から電子ジャーナルやデータベースを利用できるように VPN 接続を提供している。

- ・学生の図書館への要望は、館内の投書箱と「My Library」の投書システムにより受け、迅速に対応している。

2) 図書館利用状況

- ・現在図書館は、年間 270 日程度開館し、午前 8 時 45 分から授業開講期間の平日は午後 8 時まで、土曜日は午後 6 時まで開館している(入館は午前 8 時 40 分から可能)。「新潟国際情報大学情報センター図書館利用規程」上は開館時間を午前 9 時から、土曜日の閉館時間は午後 5 時まで(いずれも開講期間・休講期間の場合)としているが、教員や学生からの要望もあり、暫定運用として令和 3(2021)年度からは開館時間・閉館時間を前述の通りとしている。また、令和 2(2020)年度の前期期間中は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から遠隔授業となったことにより図書館の利用制限が生じたが、その際も「情報センター運営委員会」にて審議し、開館時間・閉館時間を柔軟に対応してきた。これらの情報は大学ホームページ、情報センター図書館ホームページにて告知している。
- ・過去 5 年間の貸出数・入館者数の年次推移は以下【表 2-5-4】のとおり。貸出人数は、9,500 人～10,000 人の間を推移している。貸出冊数は、平成 30(2018)年度は減少したが、令和元(2019)年度は例年並みに戻っている。入館者(延べ数)は、減少傾向にあるが、学生会館の新設、学生食堂の改修等で学生の居場所が増え、また、学生のノート PC 必携化制度により、学内のどこでも学習ができる環境が整い、学生の学習の形態が多様化したためと推察される。令和 2(2020)年度の前期期間中は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から遠隔授業となったことで、前述の通り図書館の郵送貸出サービスや文献複写の郵送、オンラインレファレンスを実施したものの、入館者数、貸出人数、貸出冊数とも過去 5 年間で比較すると違う数値となった。

表 2-5-4 貸出数・入館者数の年次推移

(人、冊)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
貸出人数	9,659	9,985	9,412	9,833	5,415
貸出冊数	16,550	16,630	15,868	16,950	10,904
入館者数(延べ数)	59,913	63,624	61,240	56,772	29,130

- ・図書館は、開学時より学外者に公開しており、年間 1,300～2,000 名近い利用者がある。令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から学外者のキャンパス内入構禁止のため学外者の利用は中止している。令和 3(2021)年度も引き続き学外者の利用は見送りとしているが、国・県・市の感染抑制状況を考慮し判断していく。

3) 図書館その他

- ・図書館入口に設置した入退館システムにより、学科、学年、曜日、時間帯別の各利用者データが自動的に登録され、利用動向の把握と利用目的に即した環境整備を行って

いる。

- ・図書館の職員は司書の資格を有し、情報センターの情報機器・ネットワーク管理の職員と連携して安定した図書館サービスを提供している。
- ・平成 28(2016)年より図書館業務のサービス部門を業務委託し、安定した図書館サービスを提供している。
- ・平成 23(2011)年度より公開を開始した学内の教育・研究成果を学外に無料で公開する「新潟国際情報大学リポジトリ」には、2,941 件（令和 3(2021)年 3 月 31 日現在）を登録して本学の教育・研究成果を社会に公開して利用に供している。平成 30(2018)年度より、本学独自の機関リポジトリシステムから、NII（国立情報学研究所）が提供する「JAIRO Cloud システム」へ移行した【資料 2-5-9】。
- ・平成 30(2018)年度より文書管理・情報共有システム「DocuShare」を導入して教員・職員間で情報共有を行い、連携して教育を実施する環境を整備している【資料 2-5-10】。
- ・図書館と情報センターの ICT 設備の運営方針は、「情報センター長」のもと、教員と職員で編成する「情報センター運営委員会」において協議して決定している【資料 2-5-11】。

③国際交流センター

- ・国際化教育・国際交流の場として、情報センター棟の 2 階に「国際交流センター」が整備されている。
- ・最大 100 人を収容できるセミナールーム、少人数の演習等に利用できるミーティングルームの他、国際交流フロアには、留学交流スペース、書籍閲覧スペースやサロンを設置し、学生が自由に利用でき国際化に親しめる環境となっている【資料 2-5-12】。
- ・ロシア、中国、韓国、アメリカ、カナダに提携校を有する本学の異文化理解教育の拠点として授業、セミナー等に活用されているほか、ワークショップやファシリテーションの方法を取り入れた授業を実施するなど、幅広い用途で利用されている。
- ・令和 2(2020)年度には、サロンに設置されているソファをカジュアルで移動し易い軽量なものにリニューアルし、学生にとってより親しみやすくグループワークのエリアを容易に確保できる環境に整備した。

④スポーツ施設

- ・スポーツ施設は、以下【表 2-5-5】に示すとおり、体育館棟、クラブハウス、陸上競技場、テニスコート、ゴルフ練習場が整備されている。
- ・体育館棟にはアリーナのほか、W トレーニング室、A トレーニング室が整備されており基礎体力の向上、健康の保持増進、シェイプアップやビルドアップなどの身体作りのために正課授業のみならず、課外活動や学外者にも広く利用されている。
- ・陸上競技場は、400mトラック（8 コース）等の陸上競技関連の施設や、芝生のサッカーコート（1 面）が整備され、テニスコートは 3 面（スーパークレーコート 2 面、人工芝コート 1 面）が整備されており、両施設とも夜間照明の設備が整っている【資料 2-5-13】。

表 2-5-5 スポーツ施設 (m²)

	体育館棟		クラブハウス		陸上競技場		テニスコート		ゴルフ練習場
	床面積	内 容	床面積	内 容	床面積	内 容	床面積	内 容	床面積
1階	1,743.7	教員室、研究室1、7 リナ、Wトレーニング室、 クラブ室、器具庫 2 ~3	180.0	クラブ室	20,088.0	400mトラック (8コース)、 サッカーコート (芝生)	2,109.0	3面	40.9
2階	392.6	Aトレーニング室、クラ ブ室、研究室2、器 具庫1	180.0	クラブ室					
計	2,136.3		360.0		20,088.0		2,109.0		40.9

⑤新潟中央キャンパス（サテライトキャンパス）

- ・「新潟中央キャンパス」は地上 10 階、地下 1 階で、資料 2-5-14 に示す通りの概要となっている【資料 2-5-14】。主に 3、4 年次生と卒業生を中心に活用されている。また、「社会連携センター」を併設しており、主に社会人を対象としたオープンカレッジ（公開講座）の開講及びキャンパス施設の一部開放、高大連携・産官学連携事業等を積極的に展開している。
- ・本校校舎（新潟市西区みずき野）は平成 5(1993)年に、新潟中央キャンパス校舎（新潟市中央区上大川前通：旧新潟中央銀行本店）は平成 2(1990)年に建設されたもので、建築基準法が改正された昭和 56(1981)年以降の建物であり、いずれの建物も耐震基準に適合している。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

- ・本校校舎は、車椅子等を使用する障がい者の入学が考慮され、各棟（学生ホール棟、管理研究棟、情報センター棟）に車椅子対応エレベーターの設置、1 階、2 階を中心とした車椅子対応トイレ及びスロープの設置など、障がい者に対し十分に配慮された施設となっている。令和 2(2020)年度には、教室の一部を開き戸から引き戸に改修した。
- ・学生会館は、車椅子対応エレベーターの設置、1 階に多目的トイレの設置、出入口のドアは自動ドアを設置など、障がい者に対し十分に配慮された施設となっている。
- ・図書館は、入退館ゲートや通路、閲覧席について、車椅子での利用を想定した施設となっている。また、地震対策として、書架の上部 2 段に地震時の資料落下防止ストッパーを装備して利用者の安全確保を図っている。
- ・新潟中央キャンパスでは、車椅子対応エレベーターの設置、1 階に車椅子対応トイレの設置、出入口にスロープを設置、ドアは自動ドアを設置など、障がい者に対し十分に配慮された施設となっている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

- ・ 教室棟（一部管理研究棟を含む）には、20人～400人収容可能な教室が整備されており、本学が重要な教育手法として位置付けている少人数授業、及び学部全体の講義・講演まで対応可能となっている。また、少人数教室ではアクティブ・ラーニング型の授業にマッチした、移動しやすく自由なレイアウトが簡単に実現できる設備になっている。
- ・ 令和 2(2020)年度の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、対面授業における教室収容人数の制限を実施した。ソーシャルディスタンス（社会的距離）を確保するために、教室収容人数を定員の概ね2分の1以下とし、履修者数がそれを超えた場合には、履修学生の一部を別教室に収容する方策を取った。1授業を2教室（メイン教室とサブ教室）に分散し、メイン教室では対面授業を実施しつつ、同時にPCと遠隔授業ソフトウェア「Webex」によりサブ教室に動画をリアルタイムで配信するハイブリッド型授業とした。なお、前期授業は大半が遠隔授業、後期授業の大半は対面授業とし、教室定員以上の履修学生がいる場合は対面＋遠隔のハイブリッド授業とした。
- ・ 全教室に教卓用飛沫防止パーティション及び除菌グッズを常備、収容人数100人以上の中・大教室には、遠隔授業用にウェブカメラと音響設備を整備した。

【自己評価】

- ・ 本学の校地及び校舎面積は、大学設置基準に規定する面積を充分満たしており、施設設備の維持管理は、法人総務課が担当し、建物、施設設備は建築基準法に基づき定期的に検査を実施しており、水質、空気中のCO₂濃度等の検査も専門業者との委託契約により検査し、法令に定められた報告を実施している。また、消防法に定める消防訓練は、年1回学生及び職員全員が参加して実施している。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和 2(2020)年度の実施については消防訓練当日の参加を教職員に限定した。学生に対しては、ガイダンス時に避難訓練マニュアルを配布し説明した。
- ・ 学内外の清掃業務、警備業務、エレベーター等の保守点検業務も、専門業者と委託契約を結び安全管理に努めている。
- ・ 開学時から、各棟にエレベーター、スロープ、車椅子対応トイレを設置、令和 2(2020)年度には校舎入口に自動ドアを2か所設置及び教室の一部を開き戸から引き戸に改修するなど、バリアフリー化に取組み、障がいを持つ学生にも配慮されている。
- ・ 情報センター棟で実施される授業では、一人1台のPCが割り当てられ、更に授業外でも自主学習ができるようコンピュータ教室を開放している。
- ・ 平成 30(2018)年度の入学生から、ICTを活用した教育の強化、ICT活用能力を有する人材の継続的輩出を目的としてノートPC必携化制度を開始し、社会が求める知識や技術、情報リテラシーを持つ人材を育成、多様化するニーズに応えられるようにしている。
- ・ 大量の通信トラフィックに耐えられるように高速なネットワーク環境を提供している。
- ・ 図書館は、利用状況から図書館の設備・環境は利用者に受け入れられていると判断できる。
- ・ 毎年6月から7月にかけて、全学生を対象に実施する在学生アンケートにおいて、学習環境や施設等について意見・要望を収集し、学生ニーズを基に環境整備に努めている。

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

- ・バリアフリー化（障がいを持つ学生への対応）については、スロープの設置、エレベーターの設置、車椅子対応トイレの設置、校舎入口の自動ドア化、教室の一部を開き戸から引き戸にする改修を進めており、残りの教室についても令和 3(2021)年度に実施する予定である。加えて、事務室、図書館、国際交流センター等の入口について、自動ドアの整備や一部階段の改修についても検討する。
- ・大学施設に対する学習環境等に関する学生満足度調査等に基づき教育施設や体育施設、課外活動施設等の整備を検討する。
- ・学生のノート PC 必携化制度に伴い、コンピュータ教室の在り方、衛生面を考慮した常設共用 PC の縮減、通信インフラの整備等について検討していく。
- ・多様化するニーズに柔軟に対応し、継続的な学習環境の在り方を検討していく。
- ・本学の図書館は、学習図書館として最新の資料を備えるように心がけているが、増加する資料に対して書架の狭隘化が著しい。今後は、書架の増築や資料の電子化、利用度が低く内容が陳腐化した古い資料の除籍などにより収納場所の確保を目指す。
- ・データベースの整備等の非来館型サービスの拡充とともに、平成 25(2013)年度に減少した学生の入館者数、貸出数を授業との連携を促進して増加させる。教員と連携して図書館の利用を伴う課題等で学生が図書館を利用することにより、他の有効な資料等も活用できるように指導してゆく。
- ・機関リポジトリは、本学の紀要論文以外の論文の登録数が少ないため今後は教員に働きかけてより多くの論文を登録することにより、本学の教育・研究成果を広く社会に還元してゆく。
- ・図書館業務の業務委託は、委託費用の確保と費用に見合う成果の水準維持が課題であるため、導入後 5 年目を迎えた令和 2(2020)年より評価を開始している。
- ・職員が常に学修・研究支援力を維持するために、各種業務マニュアル類を整備している。今後は、OJT(On the Job Training)と外部研修等の活用により、長期的に図書館サービスが低下することなく技術や知識を継承する方策を構築することが急務である。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

- ・「教務委員会」により、毎年全学生を対象に在学生アンケート実施している。アンケー

トの中で、学修内容についての設問を設けており、学修支援に対する学生の意見・要望を収集・分析している。分析結果を基に改善策を検討し、「全学教授会」で報告することで全学的な改善に活用している。

- 学生の休退学及びキャンパス生活環境の改善に関する対策の立案・実施を目的として、「キャンパス・ライフ支援委員会」を設置している。1階学生ホールには、記名・無記名を選択して大学に対する意見・要望が投書できる「なんでも意見箱」を設置している。教育面に限らず学生生活全般に関する改善要望を受け付けており、学修支援に対する学生の意見・要望に関しては、関係各所と連携して改善策を検討し、持続的かつ横断的な学修支援の改善に活用している。
- 「FD・中期計画推進委員会」は、前期と後期の年2回、授業科目に対する学生の無記名の授業評価アンケートを実施している。学生は履修している授業に対して5段階で評価し、教員はコメント入力などで学生への応答を行う。これによって、学修に対する学生の意見・要望を把握し、分析することで、授業の改善につなげている。
- 令和2(2020)年度における遠隔授業の導入に伴い、令和2(2020)年12月に遠隔授業評価アンケートを全学生に対して実施した。遠隔授業に関わる意見・要望を把握し、分析することで、学修支援の改善につなげている。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

- 「キャンパス・ライフ支援委員会」では、①新入生を対象とした個別面談、②学生の休退学時の面談対応、③学生からの意見の集約とその対応(2-6-③で詳述)などを行ってきた。この委員会は、学生の様々な意見・要望への細やかな対応ができるよう、両学部(国際学部、経営情報学部)の教員、職員で組織されている【資料2-6-1】。
- ①新入生を対象とした個別面談では、入学後1か月経過した5月中に、すべての1年次生に面談を行い、生活全般(通学、アルバイト、睡眠等々)、交友関係、インターネット依存、スマートフォン依存の有無などを確認している。個別面談の記録は、「個別面談記録 入力フォーム」より入力し、すべての個別面談の記録を一括管理している。個別面談の集計結果は「全学教授会」で報告しているが、共有すべき内容、すべきでない内容の判断はキャンパス・ライフ支援委員長が慎重に行う。面談実施後、支援を要する(気になる)学生に関しては、「基礎ゼミナール1」の担当教員、キャンパス・ライフ支援委員とで話し合いを行い、委員面談、保護者面談、カウンセリング、医療機関の受診等、一人ひとりの学生にあった支援につなげている。また、前期成績確定後、成績不振が判明した場合は、学部内協力教員とも連携をとるなど、学生、担当教員が孤立した状態で悩みを抱え込まない体制を構築している【資料2-6-2】。
- ②学生の休退学時の面談対応では、休退学の申出・勧告時の対応マニュアルを策定し、これに基づいて、キャンパス・ライフ支援委員、学部内協力教員、学務課職員などが、面談を実施する【資料2-6-3】。
- 休退学の申出・勧告時の対応面談は単なる休退学の意思の確認にとどまらず、必要に応じて、担当教員、保護者、医療機関、学内外の支援制度(経済的支援、生活支援、就労

支援など)と連携し、一人ひとりの学生の状況にあった対応を行っている。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

- ・「キャンパス・ライフ支援委員会」では、学生からの意見の集約とその対応を行ってきた。具体的には、学内に「なんでも意見箱」を設置して、意見箱に投書された一つひとつの意見について、「キャンパス・ライフ支援委員会」で議論し、問題の解決を図るため関係部門との調整を行っている。その具体的な成果としては、教室環境の改善（机や椅子の改善、温度、照明、機材の適切な管理など）、情報環境の改善（貸出用ノート PC の増設、無線 LAN の強化など）、学生食堂の改善（TABLE FOR TWO(TFT)の導入、マナーの改善など）、教育環境の向上等があげられる。
- ・在学生アンケートの中でも、大学の学習環境や施設等についての意見・要望を収集し、把握している。特に授業に関する意見・要望については「教務委員会」で分析し、「全学教授会」で報告するとともに、改善すべき点について関係部門と連携して改善策を検討し改善につなげている。

【自己評価】

- ・個々の学生に関わるような意見・要望は、ゼミナール担当教員、経営情報学部キャンパスライフ・学生フォロー会議(学生フォロー会議)、個別面談、「なんでも意見箱」などで収集される。収集された意見・要望は適切に管理され、権限、共有の範囲等慎重に判断が行われている。また、これらの意見・要望への対応（例：学修支援、要配慮、経済的支援、就労支援など）は、学部（国際学部、経営情報学部）や学部組織（学内協力教員、学生フォロー会議）、委員会（「学生委員会」、「FD・中期計画推進委員会」、「キャンパス・ライフ支援委員会」）、科目の担当教員（専任、非常勤）、看護師や臨床心理士、学内の関係部署（学務課、総務課、会計課、キャリア支援課など）、学外の関係機関（医療機関、生活支援機関、就労支援機関など）が連携をとりながら、持続的かつ横断的に行っている。
- ・大学全体に関わるような意見・要望（例：学習環境、マナーなど）は、「なんでも意見箱」、在学生アンケートで収集されている。これらの意見・要望への対応は、学部（国際学部、経営情報学部）、委員会（「学生委員会」、「教務委員会」、「キャンパス・ライフ支援委員会」）、学内の関係部署（学務課、総務課など）などが連携をとりながら、横断的に行っている。

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

- ・学生の意見・要望は、事象、原因、対象等、多種多様で、対応も緊急性を要するものから、長期的議論が必要なものまでさまざまである。しかしながら、これまでは学生の意見・要望に対して、経験による判断で対応することが多く、同一の案件でも担当する教員、職員間で対応にも差が生じてしまうのが現状である。対応事例の共有、勉強会などの機会を増やすことが求められる。また、学外の研究会等へも積極的に参加をし、他大学の取組みに関しても情報を収集していく。

- ・ 個人情報扱うことが多いため、情報の取り扱いはより慎重に行う。情報閲覧・編集の権限の明確化といった情報の管理の徹底のみならず、保存期間、破棄のタイミングに至るまで、より詳細かつ明確なルール作りを行っていく。
- ・ 新型コロナウイルス感染症防止対策として遠隔授業を導入したが、学生の一部から感染防止対策としてではなく、通常の授業において遠隔授業実施の要望があがっている。遠隔授業がニューノーマルになるかは別にして、学習環境はネットワークや ICT 機器に大きく依存することになり、学生個々のネットワーク環境構築や遠隔授業に対応した教室の整備などが急務となっている。「教務委員会」や学務課を中心として、保護者へ機器購入や自宅でのネットワーク環境構築について協力依頼を実施するとともに、必要に応じた教室における遠隔授業環境の整備を進めていく。

[基準 2 の自己評価]

- ・ 学生の受入れについて、教育目的を踏まえアドミッション・ポリシーを定めており、それに沿って入学者選抜試験を実施している。また、入試問題の作成は、本学自ら作成している。
- ・ 入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持について、開学以来定員割れすることなく入学者を確保できており、直近 3 か年の定員比率ではいずれの年も 1.2 倍を超え安定している。また、志願者数で見ても全学で 4 倍を超えており、こちらも安定した入学者確保へつながっている。
- ・ 教職協働による学生への学修支援について、適切な方針・計画・実施体制を整えている。また、TA 等の活用により、学修支援を充実させている。
- ・ 就職支援について、キャリア支援教育が充実している。
- ・ 学生生活の安定のための支援について、適切に行われている。
- ・ 学習環境の整備について、充実した環境と適切な保守管理がなされている。また、耐震性についてもすべての施設において耐震基準を満たしている。
- ・ 学生の意見・要望への対応について、適切な組織を整備し、対応している。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

- ・ 本学の使命・目的は「日本文化の理解の上に立ち、国際的視野のもと、情報文化の発展

に貢献できる有為の人材たらしとする意欲あふるる青年を教育し、健全な心身を持つ、個性豊かな人間形成に資するを使命とする。」ことである。これに基づき、国際学部及び経営情報学部のディプロマ・ポリシーは策定されている。なお、これらは、本学ホームページ、学生便覧によって学内外に広く周知されている【資料 3-1-1】。

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

- 卒業時に身に付けるべき能力や資質を明確にするため、本学のディプロマ・ポリシーは学則に定める目的に基づき、各学部・学科それぞれ策定されている。また、ディプロマ・ポリシーは学生便覧、ホームページ等に掲載することで周知を図っている。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

- 全ての科目においてディプロマ・ポリシーと関連付けを行い、シラバスに明記している。
- 履修過多により、予習や復習も含めた学習時間が不足しないようにすることと、教員が学生に授業以外の自学自習を求めるための課題等を出すことを考慮して、履修登録できる単位数を制限する「キャップ制」を平成 25(2013)年度より導入した。具体的には、1 セメスター（前期・後期）ごとの履修登録上限を 22 単位とした。導入当初、4 年次では制限を設けていなかったが、学習の質の保証、全学生への公平性を考慮し、平成 29(2017)年度より、全学生をキャップ制の対象とした。なお、キャップ制において、学習意欲を促進することを目的に、令和 2(2020)年度より学生の成績状況に合わせて履修科目単位数の上限を緩和している。具体的には、3 年次前期終了時に 100 単位以上取得している学生に限り、3 年次後期以降の履修登録上限は 24 単位としており、成績状況と連動したキャップ制を行っている【資料 3-1-4】【資料 3-1-5】。
- 平成 27(2015)年度より、本学教育プログラム全体の中でその授業科目がどの位置（開講対象（学部、学科）、区分、難易度）にあるかを示すために、ナンバリング制度を導入し、シラバスに記載することにした【資料 3-1-6】。
- 以下【表 3-1-1】に示す 2 つの科目区分（基礎・専門）からそれぞれ所定の必要単位数を満たしたうえで、その合計が 126 単位以上に達することが卒業要件となる【資料 3-1-7】

表 3-1-1 学部・科目区分別卒業要件単位数

	国際学部 国際文化学科	経営情報学部	
		経営学科	情報システム学科
基礎科目	48 単位以上	34 単位以上	34 単位以上
専門科目	78 単位以上	92 単位以上	92 単位以上
計	126 単位以上	126 単位以上	126 単位以上

- 単位算定基準は、学則第 29 条に基づき以下のとおりである【資料 3-1-8】。

1) 講義科目	15 時間の授業で 1 単位。1 コマ（90 分）を 2 時間として数え、毎週 1 コマ授業を 15 週（半年）行い 2 単位とする。
---------	---

2) ゼミナール関連 科目	15時間の授業で1単位。1コマ(90分)を2時間として数え、毎週1コマ授業を15週(半年)行い2単位とする。
3) 演習・外国語科目・ 保健体育科目	30時間の授業で1単位。1コマ(90分)を2時間として数え、毎週1コマ授業を15週(半年)行い1単位とする。
4) 実習	45時間の実習をもって1単位とする。
5) 卒業論文	それに必要な学修等を考慮して4単位とする。

- 各年次の進級に関する要件は定めていないが、4年次に行う国際学部での卒業論文着手条件、経営情報学部経営学科での「研究ゼミナール3」、情報システム学科の「卒業研究3」の履修登録条件として、3年次終了時における修得単位数が設定されている。平成30(2018)年度以前の入学者は、全ての学部・学科(国際学部、経営情報学部経営学科・情報システム学科)において100単位以上に達していること。令和元(2019)年度以降の入学者は、国際学部は92単位以上、経営情報学部(経営学科・情報システム学科)は100単位以上に達していることが条件となっている。設定されている単位数に満たない場合には、「卒業論文」、「研究ゼミナール3」、「卒業研究3」を履修できず、卒業が遅れることになる。この仕組みが実質的に3年次から4年次への進級要件として機能している【資料3-1-9】。
- 教育・学修結果の評価である履修科目の成績については、定期試験(あるいはレポート)の成績を主とし、これに学生の授業への取組み状況や授業時間内に実施する中間的な試験などの成績を加味して、授業担当教員が評定を行っている。成績の評価基準は、授業科目ごとにシラバスに明記している【資料3-1-10】。
- 成績評価は、100点満点中60点以上を合格とし、その表記はS(90~100点)、A(80~89点)、B(70~79点)、C(60~69点)、及びD(59点以下=不合格)である。ただし、いずれの授業科目も欠席が各学期に実施した授業時数の3分の1を超えた者については、評価の対象としない【資料3-1-11】【資料3-1-12】。
- 成績通知書は、各学期末に大学から学生及び保護者宛てに郵送している。成績不振は、休学や退学につながることも多いことから、両学部で個別学習指導の成績基準を設け、該当学生の成績不振の状況を保護者へ通知し、個別相談実施などの対応を行っている。一方、成績が特に優秀と認められた者に対しては、奨学金を給付している【資料3-1-13】【資料3-1-14】。
- 卒業判定は、「教務委員会」で単位取得状況等の卒業要件の確認を行い、判定の原案を作成し、「全学教授会」の審議を経て確定する【資料3-1-15】。
- 国際学部の「派遣留学制度」ならびに経営情報学部の「海外夏期セミナー」において、単位を修得した科目については、本学の卒業要件単位として算入される。「派遣留学制度」では、派遣留学前の事前研修及び2年次後期での派遣先の大学による成績評価に基づいて、それを本学の専門科目18単位分の科目に読み替えて認定している。「海外夏期セミナー」の成績評価方法は、本学の担当教員が、事前講義での取組み、4週間の留学先の提携校からの評価、帰国後のレポートなどを総合的に判断して成績評価し、専門科目6単位の認定を行っている。なお、これらとは別に国際学部では、韓国ソウル市にある光

云大学校、台湾の台北市にある銘伝大学、中国山東省の済南市にある済南大学と提携し、交換留学制度を設けている。留学期間は1年以内で、「派遣留学制度」と同様、留学期間が修業年限に含まれ、留学先での修得単位は本学の単位として認定できることから、卒業要件を満たせば4年で卒業できる。なお、「派遣留学制度」ならびに「海外夏期セミナー」では、参加申込者の勉学意欲等を基準に、奨学金を給付している【資料 3-1-16】

【資料 3-1-17】【資料 3-1-18】。

- ・新潟大学人文学部、同経済学部及び経済科学部、同工学部、敬和学園大学人文学部、新潟経営大学経営情報学部、新潟産業大学経済学部と単位互換協定を結んでおり、2年次以上の学生は、「特別聴講派遣学生」として、これら協定大学の授業を聴講することができる。当該大学の定期試験を受け、合格の評価を受けた場合には、「全学教授会」の議を経て、専門科目の卒業要件単位数（他学科専門科目として）に算入することができる【資料 3-1-19】【資料 3-1-20】。
- ・経営情報学部情報システム学科のカリキュラムは、JABEE 認定の情報システム技術プログラムを導入している。これは日本技術者教育認定機構(JABEE)によって認定されるもので、大学において技術者の基礎教育を行っているプログラムである。JABEE の認定を受けることで、教育プログラムの内容や質が保証され、大学が提示する教育目標が、JABEE の要求する教育成果を含み、国際的な同等性を満たしていることがわかる。経営情報学部情報システム学科では平成 20(2008)年 5 月に JABEE 認定を受け、毎年プログラム修了生を輩出している【資料 3-1-21】。
- ・進級基準について、他教育機関から国際学部へ3年次編入した学生については、読み替え単位数の上限が 62 単位であること、キャップ制により1年間で最大 44 単位の履修登録しかできないことに鑑み、96 単位以上で4年次に進級できるようにした。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

- ・単位認定、進級及び卒業認定の基準は 3-1-②で記載したように明確にされており、これらの基準はあらかじめ明示されている。単位認定、進級及び卒業認定は、「全学教授会」の審議を経て、厳格に行われている。
- ・新潟国際情報大学表彰奨学金の学業優秀者を決定する際は、GPA(Grade Point Average) を利用し客観的かつ公平に評価している【資料 3-1-22】。
- ・本学には大学院が設置されていないので、修了認定基準はない。

【自己評価】

- ・本学の理念に沿ってディプロマ・ポリシーを策定し、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定、進級及び卒業認定の基準を設けている。
- ・単位認定、進級及び卒業認定の基準は明確にされており、これらの基準はあらかじめ明示されている。単位認定、進級及び卒業認定は、「全学教授会」の審議を経て、厳格に行われている。
- ・キャップ制を設けることで、教育の質を確保している。

(3) 3-1 の改善・向上策（将来計画）

- ・ディプロマ・ポリシーを具体的な内容で策定することで、達成目標を明瞭化する。
- ・社会が求める能力をディプロマ・ポリシーに組み込むため、企業と情報交換を行い、ディプロマ・ポリシーの点検・見直しを定期的に行う。
- ・厳格に行われている単位認定、進級及び卒業認定を今後も継続する。
- ・GPA を多方面（例えば卒業判定）に活用する。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

- ・ディプロマ・ポリシーの目的を実現するための適切な教育課程を編成し、体系的・組織的な教育活動を行うため、本学のカリキュラム・ポリシーは学則に定める各学部・学科の目的に基づき、各学部・学科それぞれ策定されている。また、カリキュラム・ポリシーは学生便覧、ホームページ等に掲載することで周知を図っている【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】【資料 3-2-3】。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

①国際学部

- ・国際学部ではそのカリキュラム・ポリシーに従い、さまざまな科目を配置し、卒業要件として 126 単位を設定して卒業認定を行ない、その条件を満たした場合に学士（国際文化）を授与している【資料 3-2-4】。
- 1) 卒業要件の内訳は基礎科目（全学基礎（保健体育、就職関連、留学生関連）、学部基礎）から 48 単位以上、専門科目（ゼミナール、外国語、専門講義科目群（国際研究、地域研究、日本研究））から 78 単位以上となっている。「主言語」（必修）として 1 年次前期からロシア語、中国語、韓国語、英語のいずれか 1 つを選択することになるが、ロシア語、中国語、韓国語の 3 つの地域言語のいずれかを選択した学生は学部基礎科目から 12 単位を必修として残りの全学基礎（保健体育、就職関連、留学生関連）、学部基礎の各科目群から 36 単位以上を修得することで基礎科目の修得単位数を 48 単位以上としなければならない。さらにこれら地域言語選択者は専門科目のうち 1 年次前

期から4年次後期まで配置されている「ゼミナール」16単位と「卒業論文」4単位の合計20単位、選択した1つの言語に関して12単位以上、地域研究から選択した言語の地域と名称の合致する「〇〇文化論」、「〇〇史概説」、「現代〇〇論」、「日〇関係論」各2単位、計8単位を、さらに「ゼミナール」を除く専門科目から36単位以上の合計78単位以上を修得することが卒業要件となっている。なお、2年次前期からは副言語も選択できる。副言語は1つに絞って主言語同様に高いレベルの修得を目指すこともできるし、複数の副言語を選択してそれぞれ初等文法レベルまで修得しておくことも可能である。また、英語コースを選択した学生は学部基礎科目から英語関連科目含む20単位を必修とし、残りの全学基礎（保健体育、就職関連、留学生関連）、学部基礎の各科目から28単位以上を修得することで基礎科目48単位以上を満たさなければならない。さらに英語コース選択者は専門科目のうち1年次前期から4年次後期まで配置されている「ゼミナール」16単位と「卒業論文」4単位の合計20単位、英語関連科目14単位以上、地域研究から「アメリカ文化論」、「アメリカ史概説」、「現代アメリカ論」、「日米関係論」各2単位、計8単位を、さらに「ゼミナール」を除く専門科目から36単位以上の合計78単位以上を修得することが卒業要件となっている。

2) 国際学部では1年次前期・後期にそれぞれコミュニケーション英語科目の「CEP1」、「CEP2」を配置し、ロシア語、中国語、韓国語、英語のいずれを選択するにせよ必修科目として各3単位、合計6単位を学部基礎科目の卒業要件（48単位以上）に含めている【資料3-2-5】。授業は習熟度別にクラス分けを行ない、月曜日から金曜日まで毎日行われ、国際英語として通用するコミュニケーション力を身につけるべく国際英語話者による日本語の使用を排した英語のみによる授業が週5回行なわれるが、その授業はTOEICの学習とアカデミック・イングリッシュをも視野に入れて構築されており、そこでは批判的思考法を身に付け、問題解決能力を持てるよう自分の意見を言うだけでなく、なぜそのような意見を持つのか、その根拠を論理的に説明できるよう工夫されている。英語コースを選択した学生はアメリカ留学を視野に入れつつ、2年次及び3年次の前期・後期にそれぞれ「CEP3」、「CEP4」、「CEP5」、「CEP6」が必修科目として配置されており、国際英語を用いたコミュニケーション力を高めるトレーニングをする【資料3-2-6】。

さらに、「英語基礎1」は、高校までに学んだ語彙・文法等を確認・補強するとともに、大学での学習の仕方や心構えを学び、他の授業やその後の自主学習活動にも役立てようとする科目である。コミュニケーション能力の養成に力点を置いた「CEP」と連動し、言語を分析的に学習する方法を身に付けることにより、学生一人ひとりの言語能力を引き出し、高めていくことを目的としている。「英語基礎2」においては4技能（聞く・話す・読む・書く）の更なる向上を目指す。クラス編成、授業時間等も「CEP」に準じている【資料3-2-7】。

3) 国際学部の基礎科目には人文科学、社会科学、自然科学から幅広く政治学や経済学といった入門レベルのさまざまな教養科目が配置されているだけでなく、地元新潟を学ぶ「新潟研究」が後期に2科目、そして主体的に学び、グループワークを通じて協調性とプレゼンテーション力を身につける「国際交流ファシリテーター1,2」と「ファシリテーション実践論1,2」が前期と後期に各1科目配置されている点に特徴がある

【資料 3-2-8】。

- 4) 国際学部における専門科目は「ゼミナール」、「外国語」の他、専門講義科目群（国際研究、地域研究、日本研究）の3科目群から構成されている。前二者については上述した通りである。「ゼミナール」は1年次前期から4年次後期まで配置され、いずれも少人数で開講される。1年次前期・後期の「基礎ゼミナール1」及び「基礎ゼミナール2」ではPCを用いた図書検索や「読む・書く・話す・調べる」という大学における学びの基礎を身につけるだけでなく、グループワークを通じた他者とのコミュニケーション力と協調性、批判的考察から結論に至るまでの論理的思考力をも修得する。2年次前期・後期に配置されている「国際研究ゼミナール1」及び「国際研究ゼミナール2」は1年次の「基礎ゼミナール1」と「基礎ゼミナール2」で身につけた学びの基礎をベースとし、担当教員の専門分野に特化しつつも3年次及び4年次のいわゆる「専門ゼミ」につながるいわば「入門編体験版ゼミ」としての意味を持つ。講義科目を中心にそれまでの学習内容を基礎として日本や国際社会が抱える課題を解決するための具体策を提言することが求められる。3年次前期から4年次後期までの「国際研究ゼミナール3」、「国際研究ゼミナール4」、「国際研究ゼミナール5」及び「国際研究ゼミナール6」では学生は卒業研究を考慮に入れ、担当教員の専門分野を主体的に学びながら特定の問題に関して発言し、議論を重ね、提言する。「ゼミナール」では4年間の学修の集大成としての「卒業論文」4単位が卒業要件として組み込まれ、国際学部学生は4年次後期に行われる卒論中間発表、卒業論文の執筆及び提出、提出後の最終発表が必須とされており、これらに合格してはじめて必修科目「卒業論文」に4単位が与えられる【資料 3-2-9】。

国際学部における専門科目のうち専門講義科目群（国際研究）には国境を超えた地球規模でのグローバルな財・サービス、労働、資本の移動、その結果として起こっている宗教をはじめとする異文化摩擦、戦争や紛争、あるいは貧困や差別といった課題を学ぶ科目が、政治学や経済学といった特定のディシプリンに縛られることなく36単位配置されている。そこでは東南アジア、東北アジアや東アジア、あるいは欧州といった国際学部が主な地域研究の対象としているロシア、中国、韓国・朝鮮、アメリカという4地域以外の地域にも目を向けさせる科目が置かれていたり、学生がこれらを学ぶ中で問題意識をもった国際的課題に主体的に取り組めるよう、また、学んだ語学を生かしたり、あるいはそれをさらに伸ばしたりできるよう3年次及び4年次の夏期休業期間を利用して海外で学ぶ機会として「海外実習」が配置されるなど工夫がなされている。さらには「日本政治論」や「日本経済論」といった日本を深く学ぶことで他国との国際比較を可能とする日本研究科目が配置されている【資料 3-2-10】。

国際学部の学生は、希望し、条件を満たせば2年次後期に派遣留学制度に参加し、選択した言語に対応する各国の提携校に約4か月間派遣される。また、3年次もしくは4年次に交換留学制度に参加することができる。その中で学生は授業だけでなく、他国のルームメイトと生活したり、身につけた語学を実際に使用したり、あるいは、実際に街に出たりすることで異文化を体験し、語学力をさらにレベルアップする【資料 3-2-11】。

②経営情報学部

- ・経営情報学部のカリキュラム・ポリシーのうち、学部内共通の部分では、ディプロマ・ポリシーで掲げた「地域との連携」及び「育成する人材」を念頭に、ディプロマ・ポリシーの目標達成のための教育について、科目の種別（基礎科目、専門科目など）との対応の概要を規定している【資料 3-2-12】【資料 3-2-15】。
- ・経営情報学部のカリキュラム・ポリシーのうち、経営学科に適用される部分では、ディプロマ・ポリシーに掲げる「組織経営の問題解決を提案・支援・実現できる人材を育成する」という目的を達成するために、専門性を高めるためのカリキュラム体系を展開することを規定し、科目の種別（学部基礎、学部共通の専門科目など）との対応の概要を規定している【資料 3-2-13】【資料 3-2-15】。
- ・経営情報学部のカリキュラム・ポリシーのうち、情報システム学科に適用される部分では、ディプロマ・ポリシーに掲げる専門性を高めるためのカリキュラム体系を展開することを規定し、科目の種別（学科専門科目の講義や演習）との対応の概要を規定している【資料 3-2-14】【資料 3-2-15】。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

①国際学部

- ・国際学部のカリキュラム・ポリシーは、「情報文化学部 情報文化学科」（平成 26(2014)年 4 月学生募集停止）のカリキュラム・ポリシーを引き継いだものであるが、より専門的教育が可能となるよう教育課程の編成を深化させたものである【資料 3-2-16】。
- ・国際学部の教育・研究における特色は、以下の 7 点に要約できる。

1) グローバル社会の多元的理解の促進

現代の国際社会の成り立ちや仕組みについて、特定分野に偏ることなく、政治学・法学・経済学などそれぞれの視角から、バランスよくその基礎を学ぶ機会を提供する。またその際、特に、新潟をはじめとするローカルな地域社会とグローバル社会との密接な連関性について十分な知識が提供される。

2) 外国語（地域言語）の習得

東アジアならびに環太平洋に開かれた人材の育成という本学の設立趣旨に基づき、本学部のすべての学生は、中国語・韓国語・ロシア語・英語から 1 言語を選択し、読む・聞く・書く・話すための実践的な力を身につけながら、選択した言語の国の社会や文化についても幅広く学習を深める。

3) 国際英語の習得

<英語基礎>

国際英語話者が、特定地域の英語にとらわれず、広く国際英語として通用するコミュニケーション重視の授業を徹底して行う「CEP」を開講。国際学部の学生が、在学中であれ、卒業後であれ、世界の様々な国や地域の人々と異文化に接し、交流を深め、国際社会で活躍するには、まず英語の習得が重要であるとの認識のもと、英語関連科目として「英語基礎 1・2」（1 年次前期・後期）と「CEP1・2・3・4・5・6」（1 年次前期～3 年次後期）の合計 8 科目（16 単位）を配置している。「英語基礎 1」と「英語基礎 2」（各 1 単位）はそれぞれ 1 年次前期及び後期に必修科目として習熟度別クラ

ス編成で開講され、2年次以降により深く英語を学ぶために、また、現代の国際社会が抱える諸問題を英語で理解し、考察を深め、自らの考えを発信するために、最低限必要な英文法、英文読解、英作文の基礎を学ぶ重要な初年次教育のひとつとして位置づけられている【資料 3-2-17】、【資料 3-2-18】。

<CEP>

「CEP」では、英語を母語とする外国人教員により日本語を一切用いない国際コミュニケーション・ツールとしての英語教育が実践される。中でも1年次には前期に「CEP1」（3単位）が、後期に「CEP2」（3単位）が開設され、学生が選択する主言語に関係なく、いずれも必修科目として習熟度別クラス編成により、毎週月曜から金曜まで毎日授業が行われる。また、2年次及び3年次にも学生が発展的に学習できるよう2年次及び3年次の前期と後期に「CEP3」、「CEP4」、「CEP5」、「CEP6」（各2単位）が開講され、1年次前期に主言語として地域言語を選択した学生には選択科目として、英語を選択した学生には必修科目として卒業要件に加えられる【資料 3-2-19】【資料 3-2-20】。

<英語コース>

英語コースは、「英語基礎」・「CEP」とも連動し、国際学部の英語教育の中核をなすものである。習熟度別クラスにより4年間一貫して行われる教育で、聞く・話す・読む・書くの4技能を総合的に高め、生活や仕事の場で英語を使いこなす能力を養う。1年次から3年次まで、毎年度末にTOEICの受験が課され、英語力の伸びを確認することができる。英語コースの授業内容は以下のとおり。

国際化・グローバル化が進む現在、旅行業界・通訳・翻訳といった、英語を使う職業の典型とされるもの以外にも、国際共通語としての英語をビジネスで使う場面は急増している。「英語 a」は、仕事で使える英語力の養成をめざします。TOEIC・英検対策も行い、年度末に受験するTOEICのスコアが成績の一部に反映される。

「英語 b」は、リーディング・ライティング能力の養成をめざす。リーディングでは、現代の世界と密接に結びついた内容のテキストを読み、発音・アクセントに留意しつつ明瞭に音読すること、意味の把握、要約、文法事項の理解、書かれた内容について自分の意見を述べ、討論することが要求される。

「英語 c」では、さまざまなメディアに登場する英語を通して学ぶ。インターネットの普及以降、Webで発信されるニュース、動画、ポッドキャスト、Eメール、SNS等を使って英語を学ぶ可能性も一気に広がったが、メディア英語ではそうした現代的技術も視野に入れつつ、21世紀を生きるための英語力養成をめざす。

ライティングは4技能のうち最も高度な英語力を必要とするが、日記・手紙・Eメール等を書くことに始まり、自分のこと・本学のこと・新潟のこと・日本のことを英語で紹介する文章、一定のトピックについて論理的かつ説得的で明快な英文を書くこと、と段階を追って高度なライティング能力の養成をめざす【資料 3-2-21】【資料 3-2-22】。

4) 派遣留学制度と多様な留学への対応

ロシア・中国・韓国・アメリカにおける海外提携大学の協力のもと、「派遣留学制度」を運用し、半期の海外留学を通じて、国際化教育のさらなる拡充を図る。また、本学と交換留学協定を締結している韓国、中国、台湾の大学に半期もしくは1年間、当該

大学に留学生を派遣する。そのほか、短期留学や、提携校以外の大学への留学など個々の学生のニーズに応じたきめの細かい留学を支援する【資料 3-2-23】。

表 3-2-1 国際学部派遣留学制度参加者数

年度	ロシア	中国	韓国	アメリカ
2015	6	12	13	21
2016	6	10	15	23
2017	8	4	15	22
2018	13	14	6	17
2019	6	11	16	16
2020	新型コロナウイルス感染症拡大により中止			
過去 6 年間合計	39	51	65	99
過去 21 年間合計	132	230	188	307

(注) ロシアは 2015 年度まで極東連邦大学、アメリカは 2016 年度までノースウエスト・ミズーリ州立大学。

表 3-2-2 国際学部交換留学制度参加者数

年度・学期	派遣	受入
2013・前期	1	0
2014・前期	1	0
2016・前期	1	0
2016・後期	1	0
2017・前期	0	2
2017・後期	0	2
2018・前期	3	3
2018・後期	1	1
2019・前期	0	2
2019・後期	1	2
2020・前期	0	0
2020・後期	1	0
合計 (延べ)	10	12

(注) 派遣先は光云大学校及び済南大学。

5) 初年次からのゼミナールと卒業論文によるきめの細かい指導

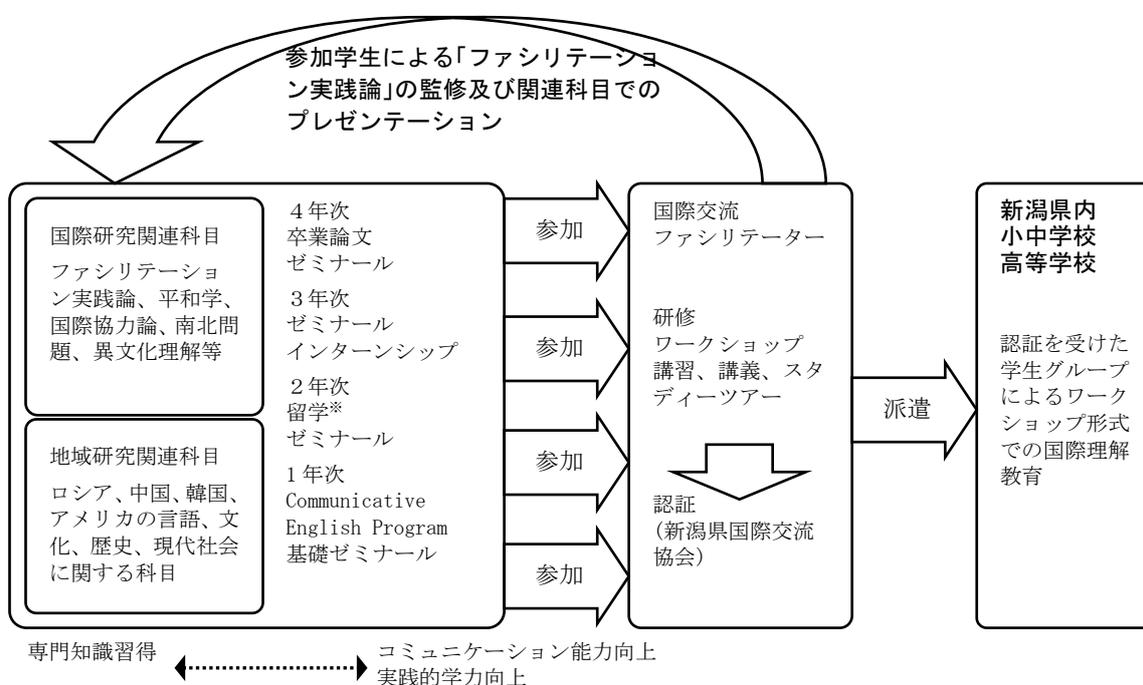
ゼミナールの語源には「苗床」、すなわち、厳しい自然にさらされる前に人の手の温もりと配慮によってじっくりと苗を育て上げるという意味があるが、それはまさに国際学部のゼミナールの趣旨でもある。本学部では、少人数のきめの細かい指導のため、初年次からゼミナールを実施し、すべての学生が 4 年間いずれかのゼミナールに必ず所属する。さらに、すべてのゼミナール選択において学生の希望を最優先し、すべて

の学生が4年次にゼミナール教員の指導や副査教員のアドバイスを受けながら卒業論文を完成させる【資料 3-2-24】。

6) 学びの自発性の重視と総合的コミュニケーション能力の向上

上記⑤の内容に関連し、国際学部では、学習における自発性と相互性が重視される。具体的には、ゼミナールはもちろん、「国際交流ファシリテーター」や「ファシリテーション実践論」などで、参加型の学習やファシリテーションの具体的な方法を学ぶことができる。この新しい学習方法と実践は、他の講義科目や派遣留学制度、地域社会での実践にも活かされ、相互に学習効果を高めている（【図 3-2-1】参照）。なお、この取組みは、平成 19(2007)年度に文部科学省「現代 GP」として採択され、平成 21(2009)年度に補助金支給が終了した後も現在に至るまで継続している【資料 3-2-25】。

図 3-2-1 国際交流ファシリテーター事業の概要



*留学先は、ロシア・中国・韓国・アメリカ（国際学部2年次後期）、韓国、中国、台湾（国際学部3・4年次）及びカナダ（2年次以上夏期 4週間）

7) 実践的な情報処理（コンピュータ）教育

ゼミナールでの発表や卒業論文の作成といった学習における様々な場面で必要となる、ビジネス・ソフトウェアの実践的な修得も行う。本学部では、ビジネス即戦力を目指した PC 関連の能力検定へのサポートを含めて、カリキュラム内に学部基礎科目「情報処理演習 1」（1年前期）、「情報処理演習 2」（3年後期）を配置している【資料 3-2-26】。

- 国際学部の授業科目は、「基礎科目」と「専門科目」から構成されている。基礎科目の区分は、「全学基礎科目」（「保健体育」、「就職関連」、「留学生関連」）及び「学部基礎科目」に分かれ、専門科目は、「ゼミナール」、「外国語」の他、専門講義科目群（国際研究、地域研究、日本研究）の3科目群からなり、言語は1年次前期にロシア語、中国語、韓国

語、英語の中から1つを選択して学ぶ主言語と、2年次前期から選択可能な副言語に分かれる【資料3-2-27】。

- ・国際学部では、学生が幅広い意味での一般教養を身に付けるべきであり、また、専門科目に進む前段階での基礎学習が必要であるとの考えから、「基礎科目」に人文・社会科学の講義科目を中心とする60科目を開講する。なお、学生がより関心のある科目から学べるように、本学部においてはこの「全学基礎科目」に学年配当を設けない。ただし、各科目に水準コード(1、2、3)を設定することで体系的に学べるよう誘導する。
- ・昨今の困難な就職状況、そして学生が在学中に自分の進むべき進路を決めきれず卒業時も未決定となる可能性が高まっていることなどから、キャリア教育の充実も重要な責務であると考え、早い段階から学生自身が自らの卒業後の進路について具体像を描くことができるようキャリア教育の拡充も図られている。就職関連科目では、2年次後期に全学基礎科目「キャリア開発1」、3年次前期に同「キャリア開発2」、3年次前期に学部基礎科目「インターンシップ」(選択科目、各1単位)が開講される。「インターンシップ」は3年次夏期休業中に実施されるが、国際学部の学生が卒業後にグローバルに活躍できるよう、国内だけでなく海外の企業や団体への参加を認めている【資料3-2-28】。
- ・国際学部にとって国際交流は学生の異文化理解及び地域研究、国際研究を進めるに当たり重要な構成要素である。したがって本学が交換留学協定を締結している韓国の光云大学校、中国の済南大学、台湾の銘伝大学をはじめとする海外大学からの留学生を受け入れる体制を整備しなければならない。そのため、海外大学からの留学生が本学で学ぶに当たり、日常生活や授業理解に困難が生じないよう、海外留学生に対し、全学基礎科目「日本語1・2」(選択科目、各1単位)、「日本語3・4」(選択科目、各1単位)、「日本事情1」(選択科目、2単位)、及び「日本事情2」(選択科目、2単位)を配置している。「全学基礎科目」にはその他「保健体育科目」3科目(各1単位)を置く【資料3-2-29】。
- ・専門科目の「ゼミナール」は1年次前期から4年次後期まで、すべて必修科目として8科目(各2単位)が設けられ、学生が主体的に学び、考え、議論できる少人数教育が徹底される。1年次前期及び後期にそれぞれ開講される「基礎ゼミナール1」と「基礎ゼミナール2」では8名の教員が15名前後の学生を担当し、学生が高校までの受動的な学修姿勢から脱し、4年間大学で自ら課題を探し、選び、考え、書き、発言できるよう基礎的な技術を身に付けつつ、学問とはいかなるものかをそれぞれの担当教員とともに考える場が与えられる。2年次前期及び後期に開講される「国際研究ゼミナール1」と「国際研究ゼミナール2」では「基礎ゼミナール1・2」とは異なり、3・4年次におけるより本格的なゼミナールを見据えつつ、担当教員の専門分野により近いテーマで授業が行われる。また、学生はこれら1年次、2年次前期、2年次後期におけるゼミナールの選択においてそれぞれ同じ教員が担当するゼミナールは選択できない。これは3・4年次のゼミナール選択を前に、1人でも多くの教員とその専門分野を知る機会を増やすことを目的としている。「国際研究ゼミナール3・4・5・6」は国際学部の契約講師と一部講師を除く全専任教員が担当する。そのため、1人の教員が受け持つ学生数は平均で8名前後となり、教員の研究テーマを通じ、より密度の高い少人数教育が行われる。学生は3年次前期に2年間にわたるゼミナール教育と卒業論文指導を受ける教員を選ばなければならない。また、4年次前期及び後期の2セメスターにわたって卒業論文指導をゼミ

ナール担当教員から受けなければならないが、この卒業論文指導を受けるには3年次後期終了時点で1年次前期から3年次後期までのすべてのゼミナール科目を含め修得単位数が100単位（平成31(2019)年度以降入学者は92単位）に達していなければならない

【資料3-2-30】【資料3-2-31】。「卒業論文」は4年次に開講されるが、4単位が与えられていることからわかるように国際学部における4年間の学修の集大成と位置付けられるため、学生は卒業論文提出要件の1つとして4年次後期の10月末～11月初めに行われる卒業論文中間発表会で卒業論文の経過報告をする義務を負うとともに、その提出後（4年次後期末）に卒業論文発表会での報告もしなければならない【資料3-2-32】【資料3-2-33】。

- 専門科目「外国語」の選択言語は「ロシア語」、「中国語」、「韓国語」「英語」である。主言語の選択は1年次前期に行われ、その履修は1年次前期から始まる【資料3-2-34】。本学における言語習得は習熟度別でクラス編成が行われ、基礎から応用まで段階的かつ発展的に学べるよう設計されている。なお、英語以外を選択した学生も「CEP3・4・5・6」は選択科目として卒業要件に組み込むことができる【資料3-2-35】。
- 専門講義科目群の「地域研究」には「ロシア研究」、「中国研究」、「韓国朝鮮研究」、「アメリカ研究」の4つの地域が置かれ、合計16科目（計32単位）が開講される。学生は選択した主言語と対応する「地域研究」科目を選ばなければならない、その中で「〇〇史概説」、「現代〇〇論」、「〇〇文化論」、「日〇関係論」（すべて2単位）が選択必修科目として開講される【資料3-2-36】。
- 専門講義科目群の「国際研究」では国境を越えた多国間にまたがる、あるいは地球的規模で広がる現象を学べるよう発展的に専門分化させた内容の科目を合計19科目（36単位）置く。この中には、国際政治や国際経済に関わる「国際政治史」、「国際経済史」、「国際法」といった科目や、アジア地域を中心に社会、文化、宗教などを学ぶ「現代東南アジア論」、「東アジア関係論」、「現代イスラーム論」といった科目、「EU論」、「地域統合論」といった国境を越えた地域統合に関する科目、さらには地球市民としての観点を重視する「グローバル・デモクラシー論」、「市民社会論」といった科目が置かれる。学生の国際学に対する学習意欲を高めるためには、学生はもちろん、教員の研究活動の国際化もまた必要である【資料3-2-37】。
- 国際学部教員が半年間もしくは1年間の「海外研修」を終え、その専門分野における最新の研究成果を学生に還元する「国際研究特論1・2」を開講している。さらに本学部では、学生が夏期休業中に海外で行う学習、各種調査、ボランティアなどにも単位を認定することにより、学生の学習及び国際研究のモチベーションを高めたいと考えている。このような観点から、語学学習・地域研究・国際研究・異文化理解の実践の場としての「海外実習A」及び「海外実習B」（3・4年次前期、各1単位）を配置し、本学部の教育の特色を最大限引き出す工夫を行っている【資料3-2-38】【資料3-2-39】。
- 国際学部では、単に国際社会や各地域の出来事や諸問題を理解するだけでなく、日本あるいは自分が所属する地域社会を知り、他と比較・考察し、それを世界に発信することが重要になってくる。そのために専門講義科目群の「日本研究」に、「日本経済論」、「日本政治論」といった日本に関する科目が合計7科目（14単位）配置されている【資料3-2-40】。

- ・国際学部では、日本の大学生の間で内向き志向が強まっていることを大きな問題ととらえ、「世界がキャンパス」を合言葉に、教室を出て、国境を超え、各国・地域で実際に目にし、肌で感じることも国籍、民族、宗教を超えて世界の様々な国・地域の人々と相互理解を深め、世界に平和と安定を築くには重要であるとの認識のもと、このような教育を実践する大きな柱の1つとして、本学が提携している海外の4大学を利用した派遣留学制度が2年次後期に設けられている。本制度では、本学部学生が1年次前期に選択した主言語（ロシア語、中国語、韓国語、英語）に対応する各地域の大学（ウラジオストク国立経済大学（ロシア）、北京師範大学（中国）、慶熙大学（韓国）、セントラル・ミズーリ大学（アメリカ））に学生を約4ヵ月間派遣し、最大で18単位修得することになる。
- ・この派遣留学に参加するためには、原則として2年次前期終了の段階で「基礎ゼミナール1」及び「基礎ゼミナール2」「国際研究ゼミナール1」ならびに主言語に関して「〇〇語1abc」「〇〇語2abc」「〇〇語3ab」を含めた45単位以上の修得が必要になる（「国際研究ゼミナール1」、「〇〇語3ab」は単位取得見込み）。さらに国際学部では3年次及び4年次に本学が交換留学協定を締結している3大学（韓国・光云大学校、中国・済南大学、台湾・銘伝大学）に学生を派遣し、また先方の大学から留学生を受け入れている【資料3-2-41】。
- ・国際学部では、これらの特色を相互に活かすべく、教員が普段から密接にコミュニケーションをとり、協議する機会を持つことに努めている。「学部教授会」はもちろんのこと、不定期ではあるが科目間懇談会を開催し個々の学生についての情報交換や授業改善について教員間で話し合うのみならず、教員スタッフによる研究会である「スタッフセミナー」が開催されるが、それは教員の専門分野や関心が比較的近く、研究上も互いに高め合えるという本学部の特長が背景にある。
- ・国際学部では4～9月の前期、9～翌年3月までの後期の2期からなる Semester 制が導入されている。これにより2年次後期の派遣留学制度や3・4年次の交換留学に参加しても4年間・8 Semester で卒業することが可能となっている。また、半期ごとに各科目の成績判定が行なわれるので学生が4年間で卒業要件を満たしやすく設計され、留年防止の一助ともなっている【資料3-2-42】。
- ・国際学部では原則全学年で22単位を上限とする履修登録単位数のキャップ制を導入し学生が履修過多となって1科目あたりの学習量が一定水準を下回らないよう工夫されている。3年次後期以降は条件付きで24単位を上限とする【資料3-2-43】。
- ・国際学部学生の大半が卒業後に企業に就職をすること、そして、職場だけでなく広く社会全般に情報通信技術が普及し、そのより深い知識が求められることもあることを考慮し、国際学部では経営情報学部経営学科及び同学部情報システム学科の基礎科目と専門科目を履修できる他学部・他学科履修制度を設け、国際学部学生は基礎科目6単位、専門科目10単位をそれぞれ上限として卒業要件に含めることができる【資料3-2-44】。
- ・本学が設置している科目だけでは飽き足らない積極的な学びの姿勢を持つ学生が、より多様な科目を受講できるよう、国際学部では2年次生以上を対象に、各学期4科目8単位を上限として新潟大学人文学部・経済学部・経済科学部、敬和学園大学人文学部、新潟経営大学経営情報学部、新潟産業大学経済学部との単位互換制度を設けている。学生が取得した単位は最大で10単位まで「他学科専門科目」の卒業要件に含めることがで

きる【資料 3-2-45】。

②経営情報学部

- ・経営情報学部では、そのカリキュラム・ポリシーに沿って入門的あるいは基礎的教育内容である基礎科目と高度な専門性につながる専門科目に大別している。
- ・この中で、基礎科目は、国際学部のカリキュラム・ポリシーにも対応する内容を教育する全学基礎科目に加え、学部基礎科目として、経営情報学部のカリキュラム・ポリシーで規定した、学部独自の基礎的教育内容の授業の分類を設けている。
- ・専門科目は、経営学科と情報システム学科の両方に共通するカリキュラム・ポリシーに対応する学部共通の専門科目と、経営学科、情報システム学科それぞれのカリキュラム・ポリシーで規定された、学科専門科目を設けている【資料 3-2-46】。
- ・これらの科目に関し、カリキュラム・ポリシーの考え方にに基づき、経営学科、情報システム学科それぞれに、その科目の履修を義務付ける必修科目を定めている。さらに情報システム学科では、選択肢となる複数科目の中から決められた単位数の科目の履修を義務付ける選択必修科目を定めている。その他の科目は、卒業要件の単位数に算入される両学科それぞれの選択科目と、卒業要件の単位数に算入されない自由科目に位置づけられている【資料 3-2-47】。
- ・本学国際学部には属する基礎科目を、経営情報学部のカリキュラム・ポリシーに照らし、その範疇の関連周辺領域の授業と位置づけ、6 単位を卒業要件の単位数として算入できる。また、本学の他学科に属する専門科目を、各学科のカリキュラム・ポリシーに照らし、その範疇の関連周辺領域の授業と位置づけ、10 単位を卒業要件の単位数として算入できる。これを超える取得は、自由科目と位置づけられ、卒業要件の単位数に算入されない【資料 3-2-48】。
- ・他大学の授業に関し、本学経営情報学部のカリキュラム・ポリシーに照らし、その範疇の関連周辺領域の専門科目の授業と位置づけられる授業に関しては、単位互換協定により、2 年次生以上の学生に履修を認め、 Semester ごとに 4 科目 8 単位を上限として、他学科専門科目と併せて 10 単位を卒業要件の単位数に算入できる。ただし、本学開講科目と同内容の科目は、自由科目と位置づけられ、履修しても卒業要件の単位数には算入されない【資料 3-2-49】。
- ・卒業要件に関し、必修科目及び選択必修科目による履修の義務付けに加え、全体で 126 単位以上の取得を要件とし、このうち基礎科目からは 34 単位以上、専門科目からは 92 単位以上の取得を要件として規定している。
- ・有効な学習を実現するために、1 Semester での取得単位の上限を原則 22 単位とする制限（キャップ制）を設けている。
- ・上述の 126 単位は、4 年間の修業年限に対し、1 年間あたり 31.5 単位、1 Semester あたり約 16 単位と計算され、講義科目に換算すると、1 週（5 日）で 1 日あたり 3 科目程度（4 科目を大きく下回る）となり、予習、復習も考慮した勉学の時間として適正の範囲内である。
- ・キャップ制の 22 単位についても、上述の 1 Semester あたり約 16 単位という値に対して、約 1.4 倍の値であり、適正の範囲内である。なお、本学では、上級年次の学生は、

下級年次配当の授業科目を履修できる。

- ・経営学科及び情報システム学科のセメスターあたりの授業の配当数は、令和3(2021)年5月現在、【表3-2-3】及び【表3-2-4】に示すとおりである。
- ・「企業や組織体の目的と構造の習得」に必要な「経営学入門」(学部必修)、「企業倫理」(選択)、「情報産業」(選択)などの科目を設けている。「経営資源(人、物、金、情報)のマネジメント技術の習得」のためには、「経営情報論」(学部必修)、「経営管理論」(選択)、「簿記基礎」(選択)などの科目を設けている。「システムの戦略的なプロセスの実践に活用できる知識や技術の習得」のためには、「情報システム」(学部必修)、「情報処理演習 M」(経営学科選択、情報システム学科選択必修)、「マーケティング」(選択)、「ビジネスモデル」(選択)、「地理情報システム」(選択)、「経営数学」(選択)などの科目を設けている。
- ・カリキュラム・ポリシーに掲げる学部共通の4つの到達目標に対応する科目は次のとおり。
 - 1) 「健全な社会生活を営むための常識を持ち、他者と協力して問題解決に取り組むことができること」のために、「論理と数理」(選択)、「経営学入門」(学部必修)、「心理学」(選択)、「文章表現」(選択)などの科目を設けている。
 - 2) 「国際理解とコミュニケーションに必要な英語力の基礎があること」のために、「英語(Speaking, Reading, Grammar)」(学部必修)、「情報英語」(選択)、「北米社会と情報」(選択)などの科目を設けている。
 - 3) 「情報や情報システムの利活用方法を習得し、仕事や生活に活用できること」のために、「統計学」(学部必修)、「情報処理演習入門」(経営学科必修、情報システム学科選択必修)、「簿記基礎」(選択)などの科目を設けている。
 - 4) 「自主的、計画的に情報を集め、考察し、自らの見解を加えて記述し発表できること」のために、「研究ゼミナール」(経営学科必修)、「卒業研究」(情報システム学科必修)、「卒業論文」(学部必修)の科目を設けている【資料3-2-50】。

<経営学科>

- ・経営学科においては、基礎科目は1年次に多く配当されている。これは、基礎科目には教養科目が多く含まれており、これらを最下年次に配当することによって、学生各自が、教養教育をどの年次で履修するかという計画を立てやすくなっている。
- ・また、専門科目においては、その難易度、履修の順番を考慮し、セメスターあたりの配当のバランスを考慮したものとなっている。4年次は配当が少ないが、これは、再履修の機会を確保することと、就職活動で単位が取得できなくなる弊害をなくすこと、研究ゼミナール、卒業論文への傾注の時間を確保する意味も含まれている【資料3-2-51】。

表3-2-3 経営学科のセメスターあたりの授業配当数

	1年次		2年次		3年次		4年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
基礎	23(4,0)	23(3,0)	4(3,0)	4(3,0)	2(1,0)	1(1,0)	0	0

専門	9(4,0)	8(2,0)	11(1,0)	10(1,0)	7(1,0)	6(1,0)	1(1,0)	2(2,0)
----	--------	--------	---------	---------	--------	--------	--------	--------

カッコ内は（必修の授業数、選択必修の授業数）

- ・カリキュラム・ポリシーにおいて経営学科に適用される能力の習得に対応する科目は次のとおり。
 - 1) 「情報システムを活かした企業経営に関わることのできる能力の獲得」のために、「管理会計論」、「生産管理論」、「流通論」、「経営シミュレーション」などの科目を設けている。
 - 2) 「人間活動や社会環境に配慮した問題解決ができる能力の獲得」のために、「経営組織論」、「経営戦略論」、「中小企業論」、「人的資源管理」などの科目を設けている【資料3-2-52】。

<情報システム学科>

- ・情報システム学科においても、基礎科目は1年次に多く配当されている。これは、経営学科と同様に基礎科目には教養科目が多く含まれており、これらを最下年次に配当することによって、学生各自が、教養教育をどの年次で履修するかという計画を立てやすくなっている。
- ・また、専門科目においても経営学科と同様に、その難易度、履修の順番を考慮し、セメスターあたりの配当のバランスを考慮したものとなっている。
- ・専門科目のうち、選択必修科目は情報処理演習と専門演習の2種類である。いずれも演習科目であり、情報処理演習は2科目、専門演習は1科目の選択必修としている。情報処理演習は、「情報処理演習入門」を1年次前期に、「情報処理演習 M, D, H, P1, P2」を1年次前・後期に配当することにより2年次以降の履修も可能とし、再履修とは区別して、学生個々の事情により、履修計画を立てやすくしている。専門演習は、「専門演習 A」と「専門演習 D」の2科目があり、3年次から配属される研究室及び「卒業研究」の内容と照らし合わせて選択して履修するように指導している。
- ・経営学科同様、4年次は配当が少ないが、これも同様に、再履修の機会を確保することと、就職活動で単位が取得できなくなる弊害をなくすこと、卒業研究、卒業論文への傾注の時間を確保する意味が含まれている【資料3-2-53】。

表3-2-4 情報システム学科のセメスターあたりの授業配当数

	1年次		2年次		3年次		4年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
基礎	25(4,0)	23(3,0)	4(2,0)	4(2,0)	2(1,0)	1(1,0)	0	0
専門	13(4,6)	14(4,5)	16(4,5)	16(3,5)	12(3,2)	8(2,0)	1(1,0)	2(2,0)

カッコ内は（必修の授業数、選択必修の授業数）

- ・カリキュラム・ポリシーで掲げた育成方針に沿い、科目の設定は次のように行われている。また、各授業の詳細は、シラバスとして記述、整備しており、教務委員と学部長に

より、シラバスのチェックが実施されている。また、シラバスに各授業科目におけるアクティブ・ラーニングの有無や実務経験との関連性を明示している。なお、シラバスは本学ホームページ及びポータルサイト上で学内外に広く周知されている【資料 3-2-54】。

- ・カリキュラム・ポリシーにおいて情報システム学科に適用される能力の習得に対応する科目は次のとおり。
 - 1) 「情報を使い新しい価値を創造できる人材」の育成のために、「マルチメディア情報」、「人工知能」、「知識情報」、「データサイエンス」などの科目を設けている。
 - 2) 「情報システムを創造できる人材」の育成のために、「コンピュータシステム」、「ネットワークコンピューティング」、「テレコミュニケーション」などの科目を設けている。
 - 3) 「情報システムの企画・設計・開発・管理・運用のできる人材」の育成のために、「ソフトウェア開発」、「情報システム設計」、「情報システム開発」、「情報プロジェクト特論」などの科目を設けている。
- ・ディプロマ・ポリシーに掲げる、到達目標と科目の対応は次のとおり。
 - 1) 「仕事の仕組みを系統的に考え、データを重視した論理的な判断ができる能力を獲得」するために、「システム数学」、「コンピュータシステム」、「オペレーティングシステム」、「システム論」などの科目を設けている。
 - 2) 「情報処理技術とネットワーク技術、情報と情報システムの企画・設計・構築等に携わることのできる能力を獲得」するために、「プログラミング入門」、「情報処理演習(D、H、P1、P2)」、「情報システム演習」、「専門演習 A・D」、「オブジェクト指向開発概論」などの科目を設けている。

3-2-④ 教養教育の実施

- ・本学の主たる教養教育は、「全学基礎科目」と「学部基礎科目」で実施される。総合的判断力、表現能力、合理的思考力を身につけるための教養教育として「全学基礎科目」を配置し、国際化・情報化という人材育成の視点からの教養教育として「学部基礎科目」を配置している。一部の語学関連科目を除いた「全学基礎科目」及び「学部基礎科目」に関しては、教育課程の改定時にはまずそれぞれの学部で検討し、学部長が主宰するアドホックな「カリキュラム改定委員会」を設置して学部間の調整や原案を作成し、その原案を「全学教授会」で審議決定し実施している。
- ・両学部に通じたものとして、「新潟研究（自然と文化）」と「新潟研究（政治と経済）」など、地元地域を知るための新潟ならではの科目を配している。
- ・また、国際学部では、専門科目の中のゼミナール分類に配置した「基礎ゼミナール」、経営情報学部では、専門科目の中の講義分類に配置した「基礎ゼミナール」が、大学における学びの基礎的な指導を少人数クラスで行う教養教育の科目として、上記の「カリキュラム改定委員会」において、教育目的や教育内容、1年間の継続開講を共通に定めて開講している。
- ・それぞれの学部で開講する人間形成のための教養教育として、国際学部では、「CEP」（基礎科目）、「英語基礎」（基礎科目）、「情報処理演習」（基礎科目）、「国際研究ゼミナール」、

海外4提携校への「派遣留学制度」、3提携校への「交換留学制度」、「国際交流ファシリテーター事業」があり、経営情報学部では「英語」（基礎科目）、「情報処理演習」、「研究ゼミナール」、「卒業研究」、「海外夏期セミナー」がある。これらは専門科目に分類されている科目もあるが、その性格上、人間形成のための教養教育の内容も併せ持っている。これらの科目に関しては、基本的には学部において教育目的や教育内容が審議され決定されているが、人事に係る事項や海外との契約に係る事項に関しては、「全学教授会」で審議している。

- ・教養教育の運営上の責任体制として、教養教育に関わる「全学基礎科目」、「学部基礎科目」に関しては「全学教授会」が責任を負う。教養教育に関する科目は、非常勤講師の占める割合が高いために教員の変動が毎年生じる。このような教員の交代に関しては、後任の候補をそれぞれの学部で候補を選定し、「人事委員会」で適正と判断された候補について審査し、「全学教授会」で承認をしている。
- ・教養教育に係る科目の中でもそれぞれの学部で重要視している科目については、更に明確な教育の責任体制を取っている。両学部の「基礎ゼミナール」、国際学部の「国際研究ゼミナール」及び経営情報学部の「研究ゼミナール」、「卒業研究」は、すべて専任教員が担当している。また、経営情報学部の「情報処理演習」も基礎クラスを除いて、すべて専任教員が担当している。
- ・国際学部の「CEP」は、国際英語話者である CEP 契約准教授と契約講師、非常勤講師が担当しているが、この CEP 担当教員の指導と学生の成績評価には専任教員が責任を負っている。
- ・経営情報学部の「英語（speaking）」は、国際英語話者の教員が担当するために、その大半を非常勤講師に依存しているが、英語教育を専門とする専任教員が中心となって授業内容の検討やクラス編成を行っている。この専任教員は毎年非常勤講師と意見交換をして授業内容の見直しを行っている。このように「英語」は専任教員が責任を持って運営しており、授業内容に変更がある場合には学部で議論して承認する形になっている。
- ・学部共通のリメディアル教育としては、推薦入学者には入学前に入学前演習を行っているほか、入学後の学力試験の結果により、英語科目の能力別クラス編成を行っている。また、当該試験の結果、数学の苦手な学生のための科目として、「数学基礎」を設けている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

①国際学部

- ・国際学部では、教員が普段から密接にコミュニケーションをとり、教授方法の工夫や開発に関して協議する機会をもつという特色が挙げられる。例えば、CEP 担当教員から出席回数の不足により不合格になる可能性が高くなりつつある履修学生の氏名が当該学生所属のゼミナール担当教員に伝えられ、それを受けた担当教員が当該学生の出席を促したり、国際学部キャンパス・ライフ支援委員から同委員会が設定した標準取得済み単位数よりも少ない学生の氏名がやはり当該学生が所属するゼミナール担当教員に伝えられ、必要に応じて当該学生と面談し、個々の学生についての情報交換を頻繁に行なって除

籍・退学・留年を事前に防ぐ工夫を設けている。また、「英語基礎」担当教員が英語を不得意とする学生を呼び出し、実質的な補習を行なって成績向上につなげている。その成果は TOEIC の平均スコアや国際学部が学生全員の合格を目指している実用英語検定試験 2 級の合格者数増加に反映されている。この取組みの結果、公益財団法人日本英語検定協会より平成 29(2017)年度と平成 30(2018)年度において英検合格者数が極めて高い団体として本学は文部科学大臣賞を受賞した【資料 3-2-55】。

- ・さらに、適宜ではあるが、学部構成員が「学部教授会」以外にも科目間懇談会を開催してゼミナールや講義科目の教授方法について相互に意見交換し、その向上を図っている。これら以外にも 11 月下旬に「FD・中期計画推進委員会」（以下、本項内において「FD 委員会」と表記）が開催する「FD 研修会」に専任教員は全員出席し、学外講師の講演や、本学両学部にも所属する教員の授業改善への取組みに関する報告を聞き、教授方法の工夫や向上に努めている。

②経営情報学部

1) 基礎ゼミナール、演習など

- ・初年次教育において、基礎ゼミナールを設置している。学生を 16 人程度の少人数のクラスに分け、各クラスを 1 名の専任教員が担当して授業を行っている。特に前期の「基礎ゼミナール 1」では、担当教員による履修学生全員との面談を行い、個々の学生の状況把握につなげている。
- ・「基礎ゼミナール」の各クラス担当教員は、クラス担任として大学生活全般の相談者としての役割も帯び、出席状況の確認、必要が生じれば保護者との連絡も行う。また、学内の各担当部門との連携、例えば、学生相談室や定期的に開設している臨床心理士との相談への橋渡しも行う。さらに、必要に応じて、「学部教授会」での学生の状況についての情報共有や対策の検討につなげている。
- ・また、「基礎ゼミナール」では、大学生としての勉学に必要な項目について学び、4～6 人の小グループでのプロジェクト型学習の体験、学内スポーツ大会への参加を促すなど、集団での活動への理解を促す教育を行っている。
- ・経営学科では 2 年次に「応用ゼミナール」を設置し、英語担当教員を除く全ての専任教員が担当して授業を行っている。ゼミナールへの配属は学生の志望制とし、成績順に 1 ゼミナール当たり 10 人程度を配属している。なお、「基礎ゼミナール」と同様に、各ゼミナール担当教員は担任としての役割も帯びる。
- ・情報システム学科の「情報システム演習」では、2 年次生を 4 クラスに分割し、情報システムの設計や作成を学習する。なお、「基礎ゼミナール」と同様に、各演習担当教員は担任としての役割も帯びる。
- ・情報システム学科の「専門演習 A」では、各教員の専門性を最大限に生かすため、複数教員によるオムニバス講義の形態を取っている。
- ・演習を中心とするいくつかの授業では、学生を TA として採用し受講者のみならず、TA にも体験的学習の機会を与えている。

2) 英語

- ・英語クラスは、Reading、Speaking、Grammar と 3 分野に分けている。その中で

Speaking の授業は、全員外国人教員を採用している【資料 3-2-56】。英語教育を専門とする専任教員が非常勤講師を集め授業内容の検討をしている【資料 3-2-57】。

- ・少人数の習熟度別クラス編成をし、その学生に合った教育をしている。習熟度は、セメスターごとに評価を行い、適正なクラス編成につなげている【資料 3-2-58】。
- ・「海外夏期セミナー」を提供し、実践的な英語教育や英語を介して現地文化との交流を図っている。この授業は、北米地域の IT 産業関連の知見を得る内容ともなっており、参加者には、「海外派遣留学制度奨学金」を付与している【資料 3-2-59】。
- ・1 年生のうちから海外夏期セミナー参加への意欲を醸成するため、1 年後期の「基礎ゼミナール 2」の授業において 1 年生全員を集めてガイダンスを行っている。

3) 卒業研究、卒業論文など

- ・経営学科では 3、4 年次に「研究ゼミナール」を設置し、英語担当教員を除く全ての専任教員が担当して授業を行っている。ゼミナールへの配属は学生の志望制とし、研究室訪問による教員との面談及び志望書に基づき教員が選考を行っている。
- ・情報システム学科では 3、4 年次に「卒業研究」を設置し、全ての専任教員が担当して授業を行っている。研究室への配属は学生の志望制とし、配属説明会及び研究室訪問による教員との面談及び志望書に基づき教員が選考を行っている。
- ・行政や企業と連携した授業として、「情報産業」（講義科目）や「研究ゼミナール」（内田、小宮山、土屋、藤田美幸ゼミナールなど）を行っている【資料 3-2-60】。
- ・地域連携として「数学おもしろ講座」を開講し、TA として学生を採用し、授業外の体験と人に教えることの重要性を体験させ、アクティブ・ラーニングにつなげている【資料 3-2-61】。
- ・授業で習ったことをもとに実践的開発を体験させるため、情報システム学科の研究室を中心に、PC やスマートフォンのアプリケーションプログラムの作成を行っている【資料 3-2-62】。

4) 資格取得支援

- ・資格取得支援として、「簿記基礎」、「財務会計論」、「FP 特論」、「基本情報処理演習」、「情報セキュリティ」、「情報処理演習入門」、「情報処理演習 M」、「英語」の授業を設けている。また、資格取得を奨励するため、「資格取得受験料補助」、「社会連携センター資格取得講座受講料補助」、「資格取得奨励奨学金」の付与を行っている【資料 3-2-63】。

5) 組織体制

- ・本学では、「FD 委員会」において学生による授業アンケートを実施し、教員へのフィードバック及びその結果に基づき教員から学生へのフィードバックを行っている。アンケート結果が芳しくない教員には、改善のための教員間の情報共有や助言を「FD 委員会」で実施している。
- ・本学では、「FD 委員会」において FD 研修会を実施し、外部講師による講演と専任教員による事例報告を行っている。
- ・経営情報学部では、学部内組織として「教育改善委員会」を設置し、学生の学習効果向上のための教育方法等の改善を検討し、その結果を「学部教授会」に諮り授業等の改善を行っている【資料 3-2-64】。
- ・本学では、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2(2020)年度前期の全ての

授業を遠隔授業で実施した。経営情報学部では、各教員が遠隔授業で工夫している点などを「学部教授会」において共有した。

- ・学外の実務家を招聘して実践的な教育を施している。そのため、予算申請を行った専任教員に対して1人当たり1時限分の予算が計上されている。
- ・「学長裁量費」（100万円）を主に教授方法の工夫・開発のための学内競争資金として広く学内公募している。
- ・上越教育大学と連携協定を締結し、大学院教職課程へ進学しやすい環境を整え、学生の進路の選択肢を増やしている【資料 3-2-65】。

【自己評価】

- ・教育課程は、学習教育の目的達成を目指して体系的に編成され、科目配置も適切であると判断できる。また、その科目は、教育目的を踏まえた編成方針に相応しい内容である。
- ・国際学部における「国際化」、経営情報学部における「情報化」、の両学部の教育目的を具現化し専門性を高めることを目的とする教育課程が編成されていると同時に、他学部の教育目的を理解し、取り入れた教育課程となっていることから、本学全体の教育目的との整合性も取れている。
- ・平成 26(2014)年度の「国際学部」の新設に伴い、両学部の学生が受講可能な人文・社会科学を中心とする講義・保健体育・就職関連科目を「全学基礎科目」として配置した。これにより、幅広い意味での一般教養を身につけることができ、専門科目に進む前段階での基礎学習を可能としている。
- ・基礎科目を初年度から卒業時までまんべんなく履修する学生が増えることで、カリキュラムにおける教養教育の重視が実現し、基礎科目が単なる次の専門科目の基礎というだけでなく、学問上何度も立ち返って考える機会を提供する場として機能することが可能となること、これに関連し、履修の順序やパターンの自由度が高まることで、学生が自ら学習プログラムを主体的に考える機会となり、大学教育において重視される主体的な学びの契機ともなることを目的に、主に「全学基礎科目」の配当年次を柔軟化している。
- ・教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを定めこれを周知している。
- ・カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性について、3-2-②のとおり確保されている。
- ・カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程は、3-2-③のとおり編成し実施されている。
- ・シラバスは適切に整備されている。
- ・履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫がなされている。
- ・教養教育は3-2-④のとおり適切に実施されている。
- ・授業内容とその方法は、3-2-⑤のとおり授業の内容・方法に対する様々な工夫がされている。また、3-2-③のとおり各授業科目におけるアクティブ・ラーニングの有無を明示している。なお、新型コロナウイルス感染症下の遠隔授業においても円滑に情報共有が行われている。
- ・教授方法の改善を進めるため、3-2-⑤のとおり組織体制を整備し、運用している。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

①国際学部

- 1) 派遣留学協定は 4 大学（ロシア、中国、韓国、アメリカ）、交換留学協定は 3 大学（韓国、中国、台湾）とそれぞれ締結しており、学生に積極的に留学するよう勧めている。今後は交換留学協定校を増やすとともに、短期の語学研修制度の創設も考えている。特に、国際学部が主に学修の対象としているロシア、中国、韓国、アメリカの 4 地域だけでなく、ラオスやカンボジアなど東南アジア諸国等さまざまな国・地域の大学との協定を考えている。
- 2) すべての学生が英語を得意としているわけではない中で卒業時まで全員が「実用英語検定試験 2 級合格」、「TOEIC600 点以上」を目標に据えている。その目標実現のために「英語基礎講師」を常勤の専任教員として雇用しており、英語教育全体の底上げを実行している。さらには、着実に活性化している交換留学制度を通じて留学生在籍したりすることで、人種、民族、国籍など学生もより多種多様になっていくが、そのことが本学の国際性及び多様性を一層促進していくことにつながる。

②経営情報学部

- 1) コアとなる科目、特に専門科目の担当を専任教員で行う方向で議論されており、今後この方向を維持する。
- 2) さらに改善・向上すべきものとして、次の項目が挙げられる。
 - ・現在のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーはその文章表現がほとんど同じである。これらを、それぞれの本来の役割と相互の位置づけを考慮したものに調整、編集する。
 - ・三つのポリシー、規程類などの、それぞれの文書の役割にあった記述及びその間の一貫性と整合性のチェックをする体制を整備する。
 - ・「教務委員会」のメンバーは、学科間の委員の人数比や専門性を考慮し、常にバランスのとれた構成としている。
 - ・学部及び学科の将来を見据えた方向性の検討を早急に行う。また、それに対応する科目、教授法などの検討も行う。
 - ・両学科とも「経営」と「情報」の両方を学ぶことにより、経営学科では「情報も知っている経営人材」を育成し、情報システム学科では「経営も知っている情報人材」を育成している。このような、他大学の経営情報学部では稀有な特徴を活かすことができるように教育内容を改善する。
 - ・経営学科の専門科目を増加させることにより、多様な分野の学習機会を学生に提供する。
 - ・FD の一環として、教員間及び授業科目間での情報共有を深化させる。
 - ・アルバータ大学との 20 年にわたる提携関係を維持し、さらに発展させる。
 - ・学生が学習したい分野や領域と、その分野、領域に属する授業科目、及びそれらの授業科目の履修の順番などを示したカリキュラムマップなどを作成し、学生に提示する。
 - ・学生の学習の方向性、将来のキャリアの選択を支援するために、複数の履修モデルを作成し、学生へ提示する。

- ・学生のノート PC 必携化制度により、授業はもちろんのこと事前事後の学習を効率的に行うことが可能となったが、さらなる活用法を検討する。
- ・小中学校においてプログラミング教育が始まり、今後もプログラミングの重要性は高いことから、教員補充などの募集時にはプログラミング教育ができる教員の採用を行う必要があると考えられ、それに対応できる人材を育成する観点から、関連する授業内容を充実させる。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

- ・三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその活用については、次のように実践している。

ディプロマ・ポリシーは、学部・学科の教育理念に基づき、卒業認定・学位授与の方針を定めている。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーを達成するための教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施して学修成果を評価するかを定め、アドミッション・ポリシーにて、学部・学科の教育理念、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容等を踏まえた、入学者の受け入れ方針を定めている。

具体的な内容は、以下のとおりである。

①ディプロマ・ポリシー

- ・卒業生アンケートにて、ディプロマ・ポリシーの達成度を把握すること、また、卒業生が就職した企業との懇談会等において、本学卒業生の活躍状況や社会が求める能力は何か等をアンケートとして採取することで点検・評価を行い、教育内容に反映している。
- ・シラバスを執筆する際、非常勤を含む全教員にシラバス登録の手引きを配布している。手引きには、ポータルサイトにシラバスを記載する方法だけでなく、国際学部及び経営情報学部のディプロマ・ポリシーが記載されており、本ポリシーに適合している教育内容であることをシラバスに執筆するよう徹底している。また、提出されたシラバスは、国際学部長、経営情報学部長、教務委員長、学務課長から構成される「シラバスチェック委員会」によって、未提出者への催促やシラバスに不備がないかどうかを確認している。これらにより、本学で提供される講義・演習がディプロマ・ポリシーを踏まえていることが保証され、全科目においてディプロマ・ポリシーが反映された授業の実施につ

ながっている【資料 3-3-1】。

②カリキュラム・ポリシー

- ・授業科目は、全学基礎科目、学部基礎科目、学部専門科目、学科専門科目に区分している。ナンバリング制度を導入し、本学の教育プログラム全体の中で、当該科目がどの位置にあるか一目でわかるようにコード化されている。コードの中に水準コードを設定することで授業科目の難易度を示し、在学中に体系的かつ基礎から専門への段階的な学修計画を立てることができるようになっている。毎年 2 回(前期・後期)行われる、学生による授業評価アンケートに講義や演習がシラバス通りに実施されているかの設問を設け、授業内容についての把握を行うことで、学生の視点からカリキュラム・ポリシーの点検・評価を行っている。また、本学が力を入れている英語教育においては、定期的に理解度テストを行い、習熟度別クラス編成を行うための判断材料としている。英語能力における学修成果の点検を行うことで、能力の差がなるべく少なくなるクラスを編成し、質の高い教育を行っている。これらの点検・評価結果を次回の講義や演習、シラバスの改善のための材料として活用している。

③アドミッション・ポリシー

- ・学校推薦型選抜の合格者に対して、入学前教育を実施している。入学前教育は、スクーリングと課題学習の 2 つがある。課題学習は、本学の教育課程に則した課題を教員が作成し、結果をフィードバックしている。スクーリングでは、本学の特色、交流会、課題学習の説明、入学後の学習がイメージできるミニ講義・演習などを実施し、入学者の学習に取り組む姿勢やコミュニケーション能力等を把握する。これらから、新入生がアドミッション・ポリシーを理解した上で入学しているか、学部・学科が期待する学生像を意識して取り組んでいたか等を基礎学力や思考力、姿勢から点検・評価し、教員間で情報共有している。
- ・点検・評価方法については、企画推進課にて三つのポリシーを点検する仕組みを整えた。三つのポリシーを項目ごとに分け、それぞれに該当する各種アンケート結果を組み合わせることにより、ポリシーを評価する仕組みとした【資料 3-3-2】。点検結果は「協議会」へ報告され、改善行動に活かされている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

- ・本学では平成 22(2009)年度から「FD 委員会」(令和 2(2020)年度から「FD・中期計画推進委員会」に委員会名変更)を設置し FD 活動を組織的に実施しており、学生による授業評価アンケートを実施している。授業評価アンケート導入から、OCR 式、Web・携帯電話式と集計及び回答の利便性の両面からその方式を変更していったが、学生の回答率の低下、授業改善へのフィードバックの問題点を検討した結果、第 1 に、平成 25(2013)年度に回答率の低下への対策のため、デジタル入力方式から紙への筆記方式に変更したという経緯があった。実施方法を Web・携帯から、紙への筆記方式に戻し、アンケート実施授業時間の最後に学生に回答してもらい、その場での回収方式に変更した。第 2 に、

アンケート実施時期をそれまでの授業の最終日ではなく 10 週目に実施し、12 週目に教員から学生に授業中にアンケート内容についてコメントし、改善点を当該授業においてフィードバックすることとした。第 3 に、質問項目の適性は、授業内容ごとに異なるとの指摘を受け、授業ごとに個別の質問項目を 3 点まで追加できることとした。

- 令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症対策により前期授業が遠隔授業での実施となったため、これまでマークシート用紙により行ってきたアンケートをオンライン形式で行うこととなった。14・15 週目に Web によるアンケートを実施した。授業時間内での実施のため回答率の低下は見られなかった【資料 3-3-3】。
- 学生による授業評価アンケートは毎年度前期・後期の 2 回実施し、結果を学内のみ閲覧可能なホームページ上に公開している。これにより学内から全ての教職員及び学生が閲覧可能である。教員は学生の評価終了後にその結果をみてコメントを記入するが、質問には所定の 10 問以外に自由記述欄があるので、統計値だけでなく個別の自由記述内容も踏まえてコメントを記入している。学生の氏名は教員に公開されないため比較的自由な書き込みが可能となっている。教員は評価結果を踏まえて次年度の講義に取り組むことになる【資料 3-3-4】【資料 3-3-5】。
- 学外向けには、本学ホームページ上にて、授業評価アンケート結果の抜粋版を公開している。
- 授業評価アンケートの集計結果で、評価のすぐれなかった教員に対しては、改善報告書の提出が義務付けられている。
- 「FD 委員会」が全学的に「FD 研修会」を開催している。令和 2(2020)年度は、第一部として「オンライン授業の設計・実践・評価を考える」をテーマに講演を受ける機会を設けた。第二部では、経営情報学部山下准教授及び国際学部澤口教授から教育改善事例報告、FD 委員会委員から授業評価アンケートの集計報告を行った。なお、第一部、第二部ともオンライン形式で行われたが、事務局職員を含め、全教員（海外研修教員除く）が参加している【資料 3-3-6】。
- FD 研修会の実施にあたり、講演会、事例報告とも発表後の質疑応答時間を 10 分から 30 分程度確保し、教員間の情報の共有と理解を深めるように工夫している。理解が深まることにより、発表内容が参加教員の学修指導等の改善に役立つようになる。

【自己評価】

- 「FD 委員会」として全学的体制で取り組んだ内容は、学生による授業評価アンケート、FD 研修会が主なものであり教育目的の達成状況を点検・評価するための基本的な工夫はなされている。特に学生による授業評価アンケートは、ゼミなど一部の科目を除き、専任教員、非常勤教員の区別なく全ての科目について実施し、教員によるコメントを加えた上で全て学内に公開していることから、教育目的の達成状況を点検・評価するための工夫は適切に実施されている。
- アンケート実施方法の変更により、回答率は、改革前の 31%（分母は履修者数）から 71%（同）へと大きく改善し、平成 29(2017)年度後期においては、79.4%となった。平成 30(2018)年度前期に 81.5%となり、以降 76~78%で推移している。これにより学生へのフィードバックは当該授業中に反映でき、また、授業ごとによりふさわしい質問項目を

設定し、より細やかな学生の声を聴くことができた。なお、令和 2(2020)年度は前期遠隔授業、後期対面授業であったが、両学期とも Web によるアンケートを実施したが、前期 87.1%、後期 81.8%であった。

- これまで授業評価アンケートの実施時期は 10 週目授業としてきたが、授業評価アンケートの目的を実施直後の残り数回の授業の調整ではなく、長期的なスパンでの授業改善にあることとした。学生に対しても、「皆さんの後輩がさらに良い教育を受けるにはどのような点を改善すればいいかということ念頭に回答してください。」とアナウンスしている。この変更により、全 15 回の授業が行われた後でないと適切な評価にならないという問題も解消された。

(3) 3-3 の改善・向上策（将来計画）

- 学生による授業評価アンケートに関しては、令和 2(2020)年度の実施方法（オンライン形式）、実施時期（最終授業時）、実施内容（アンケート項目）の改革を継続させ、その効果を確認したうえで、さらなる改善に取り組む。
- FD 研修会ならびに教育改善事例報告は、テーマを絞って開催するとより議論を深めることが可能になるので実施方法を検討中である。
- 授業評価アンケートの集計結果に基づいて、評価の良くなかった教員に対する改善報告書の提出は義務付けられているが、個人が特定されてしまうため公表はされていない。個人が特定されない範囲で、悪い評価となった点やその改善報告を公開し、他の教員の参考になるような方策を検討する。

[基準 3 の自己評価]

- 単位認定、卒業認定、修了認定について、教育目的を踏まえディプロマ・ポリシーを定めており、それに従って単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等が定められ、厳正に適用、運用されている。
- 教育課程について、教育目的を踏まえカリキュラム・ポリシーを定めており、それに従って教育課程を編成し適切に実施されている。
- 教授方法の工夫、開発と効果的な実施について、教養教育を適切に実施し、また改善のための組織体制を整備し、運用されている。
- 学修成果の点検・評価について、三つのポリシーそれぞれを踏まえた実施状況が確認できた。特に基準項目 3-3 にて要求されている、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果についても、明示していることが確認できた。各種アンケートや調査結果の側面からも点検・評価がなされており、その結果は学長も参加する「協議会」へ提出される仕組みも構築されている。また、改善するための組織も整備されていることから、PDCA を繰り返す仕組みができており、適切である。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

- ・学長の業務について、「新潟国際情報大学運営規程」（以下、本項目において、「運営規程」と表記）にて「理事会は、本学の管理・運営に関する業務のうち理事長への委任とした事項を除き、学校法人新潟平成学院寄附行為施行細則第 15 条に定めるところにより、教育、研究に関する業務を学長に委任する」と規定している【資料 4-1-1】。
- ・学長の職務について、運営規程では「学長は、法令に定める職務にあたるほか、「理事会」が委任した教育、研究に関する業務を行う」と規定している【資料 4-1-2】。また、「学校法人新潟平成学院新潟国際情報大学ガバナンスコード」では「幅広い分野で活躍できる有為な人材を育成する」という寄附行為等に定める教育目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学運営の適正化に努め、所属教職員を統括」と明記している【資料 4-1-3】【資料 4-1-4】。学則等においては「入学、編入学、転入学、再入学、転部、退学、転学、留学、休学及び除籍は学長が決定または許可する」と規定している【資料 4-1-5】。また、学長の適格性については、「新潟国際情報大学学長選考規程」にて「人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者」と規定している【資料 4-1-6】。
- ・全学的な教育研究に関する重要事項等に関しては、学長は「全学教授会」・「学部教授会」等の意見を聴するほか、学部長、情報センター運営委員会委員長、学生委員長、教務委員長、入試委員長、事務局長、企画推進課長、学務課長で構成される「協議会」を主宰し、議長を務め、リーダーシップを発揮し教学に関する重要事項を審議している【資料 4-1-7】。
- ・令和 2(2020)年には、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行した。未知の感染症でありワクチンも存在しない状況下であったことから、その対策に追われることとなった。学生を含め教職員、本学利用者を感染症から守る観点から、組織として迅速な意思決定をするため、学長を本部長とした「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、陣頭指揮にあたっている。
- ・以上のように、学長の業務範囲・責務・職務と権限が明確になっていることから、学長が大学の意思決定と教学マネジメントにおいて適切なリーダーシップを発揮できる体制

と機能が確立されていると判断する。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

- ・大学の運営を円滑に行っていくために、学部長を置いている【資料 4-1-8】。国際学部には国際学部長、経営情報学部には経営情報学部長を置いている。学部長は、運営規程において「学長を補佐し、学部を主宰し当該学部の教育、研究に関する業務を行う」と規定している【資料 4-1-9】。学部長は、「全学教授会」ならびに「学部教授会」を主宰する【資料 4-1-10】。
- ・学科長は、運営規程において「学部長を補佐し、学科を主宰し当該学科に係る業務を行う」と規定されている【資料 4-1-11】。国際学部には国際文化学科長を置き国際学部長が兼務、経営情報学部については、経営学科には経営学科長を置き、情報システム学科には情報システム学科長を置き、経営情報学部長がいずれかの学科長を兼務している。
- ・情報センター長は、運営規程において「学長を補佐し、代表して所管業務を行う」と規定している【資料 4-1-12】。
- ・各委員会委員長は、運営規程において「学長又は学部長を補佐し、代表して各々の所管業務を行う」と規定している【資料 4-1-13】。「新潟国際情報大学委員長連絡会要領」において、年 2 回（原則 5 月、10 月）「委員長連絡会」を開催すると定めている。構成員は学長、各学部長、各委員会委員長、事務局長である。この連絡会の目的は、学内の委員会活動の現状や課題等の取組み状況を学長に報告することにある。学長が主宰し、議長を務める【資料 4-1-14】。
- ・学長が主宰する「協議会」は、大学の教育活動に関する方針について審議し、大学の円滑な運営を図ることを目的としている【資料 4-1-15】。「協議会」は「全学教授会」、「学部教授会」よりも上位に位置する会議体である【資料 4-1-16】。前項 4-1-①にて記述した教職員にて構成されており毎月 1 回開催される。「協議会」の審議事項やそれらに対する学長指示の内容は、「全学教授会」にて教員向けに報告、及び「課長会」にて職員向けに報告される。
- ・「全学教授会」は、国際学部及び経営情報学部の専任教員をもって組織される【資料 4-1-17】。「全学教授会」に意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項は、「新潟国際情報大学全学教授会規程」第 3 条に明記されており、「全学教授会」はこれら事項について審議し学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。また、学長の求めに応じて意見を述べるができる事項が規定されている。審議結果は速やかに学長に報告することとなっており、学長の権限は担保されている。
- ・「学部教授会」は、それぞれの学部に所属する専任教員をもって組織される【資料 4-1-18】。「新潟国際情報大学学部教授会規程」第 3 条に定められた、学部における事項等について審議する。審議結果は速やかに学長に報告することとなっており、学長の権限は担保されている。
- ・法人による学長への補佐と、十分な意思疎通による円滑な大学運営を継続するために、理事長、学長、事務局長が出席する「理事長懇談会」を毎月開催している。学長、国際学部長、経営情報学部長の三者間では「ランチミーティング」を毎週 1 回程度行い、情

報共有や機能強化に努めている。

- ・以上のことから、学長並びに学長を補佐する学部長等において、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントが構築され、適切に機能していると判断する。なお、本学には副学長は置いていないことを付け加える。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

- ・事務組織は、「学校法人新潟平成学院事務組織規程」及び「新潟国際情報大学事務組織規程」に基づき編成され、組織図に従って必要な職員を適切に配置している【資料 4-1-19】【資料 4-1-20】【資料 4-1-21】。「事務組織規程」にて、各課の事務分掌を定めるとともに、職務権限を明確にしている。
 - 1) 「理事会」・「評議員会」への参加に関して、事務局長は理事・評議員、総務課長は評議員に就任し、事務局全課長、室長は「理事会」・「評議員会」に出席し意見聴取に对应しており、大学運営全般の理解に努めている【資料 4-1-22】。
 - 2) 「課長会」は、事務局長主宰のもと毎週 1 回開催されており、各課長、室長の他に理事長、学長も参加し日常の大学運営（法人・教学）に関する事項を報告または協議し、情報の共有や課題解決に努めている。法人トップと課長間の協議は、大学運営にとって重要な意思疎通の場となっており、必要に応じてその内容は「理事会」・「評議員会」の審議内容に反映される。
 - 3) 「協議会」は、議長を学長とし、教育に関する重要事項を毎月 1 回審議している。学長、学部長の他に、学生、教務、入試、情報センター等の各主要委員長が構成員となっているが、職員からも事務局長、企画推進課長、学務課長が構成員となっており、教職協働が実践されている【資料 4-1-23】。
 - 4) 企画推進課には IR(Institutional Research)係があり、IR に関すること、諸調査、統計に関すること、教育課程に関する方針の策定、検証、評価に関することを担当している【資料 4-1-24】。他部門から集められた IR に関する基礎情報を利用し、教育課程に関する方針の作成、検証、評価をするための基礎資料作成等を行っている。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・教学マネジメントの機能強化には、教職協働をより一層強化することが重要である。そのためには、教職員ともに FD・SD(Staff Development)活動へ相互に積極的に参画することにより理解が深まること、そして人材育成の深化にもつながることと考えており、教職両輪での教学マネジメント推進実現につながっていくと考える。
- ・IR 担当者の持つ IR 情報分析能力の向上は、教学マネジメントの機能強化にもつながるため、IR 担当者の各種セミナー受講による業務遂行力向上と併せ、日々の IR 業務遂行におけるノウハウの蓄積を継続していく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

- ・学部別、職位別の専任教員数は、【表 4-2-1】のとおり。うち女性教員は 11 人(24.4%)である。

表 4-2-1 学部、職位別専任教員数 (令和 3(2021)年 5 月 1 日現在) (人)

学部	教授	准教授	専任講師	計
国際学部	10	8	3	21
経営情報学部	14	7	3	24
計	24	15	6	45

- ・専任教員の年齢構成別の人数は、【表 4-2-2】のとおり。

表 4-2-2 学部、年代別専任教員数 (令和 3(2021)年 5 月 1 日現在) (人)

学部	60～69 歳	50～59 歳	40～49 歳	30～39 歳	21～29 歳	計
国際学部	6	8	5	2	0	21
経営情報学部	6	11	4	3	0	24
計	12	19	9	5	0	45

- ・専任教員数ならびに教授数は、大学設置基準上必要である数を上回っており、年代別にみても、偏りのない配置となっている。
- ・非常勤講師は、延べ人数で、全学部合計で 212 人が担当している。内訳として、「基礎科目」では経営情報学部が 71 人（このうち英語科目 67 人）、国際学部が 31 人（このうち情報処理演習科目 7 人）で合計 102 人となる。「専門科目」では経営情報学部が 27 人（このうち情報処理演習科目が 15 人）、国際学部が 83 人（このうち語学科目が 73 人）で計 110 人となる。
- ・基礎科目、専門科目において主要科目は専任教員が担当している。ただし、国際学部専門科目の地域言語科目は、1 クラス 20 人を上限とするクラス編成のため専任教員とともに非常勤講師が担当している。
- ・経営情報学部は経営学科と情報システム学科の 2 学科から構成され、それぞれの学科の学生からみた専門分野は、経営学科では「経営と人材」、「経営と情報システム」及び「経営と人間社会」の 3 分野、情報システム学科では「情報とシステム」、「人間と社会」、「経営と組織」及び「コンピュータと通信」の 4 分野とし、それぞれの分野に専任教員を配

置している。各分野を担当する教員数は、2分野にまたがる教員を含めてそれぞれ4, 5人程度になる。英語科目を担当する専任教員1名は非常勤講師を含めた英語科目全体の運営に当たっている。

- ・国際学部では、国際化教育に不可欠な外国籍の教員を次のように配置している。専任教員3人（中国国籍、韓国国籍、ロシア国籍各1人）のほか、CEP教員として契約准教授1人（フィリピン国籍）、契約講師1人（アメリカ国籍）。専門分野の地域研究（ロシア、中国、韓国）とそれに対応する地域言語では、日本人の専任教員各1人が加わり、各地域担当者はそれぞれ2人となっている。英語に関しては、CEP契約講師を含め6人態勢（日本人専任4人、外国人契約講師2人）で運営している。専門科目（国際研究）には、国際政治、国際経済、国際法、地球環境、平和学、ヨーロッパ、東南アジア、イスラームなどを専門とする専任教員を配置している。
- ・教員の採用と昇任については、以下の規程が定められている。
 - 1) 教授・准教授・専任講師の資格について明示した「新潟国際情報大学教員選考資格基準に関する規程」【資料4-2-1】
 - 2) 教員の選考、昇格の原則を定めた「新潟国際情報大学教員人事手続規程」【資料4-2-2】
 - 3) 教員人事手続規程第3条の2に基づき学部には人事選考委員会を設置することを定めた「新潟国際情報大学人事委員会規程」【資料4-2-3】
 - 4) 人事委員会規程第4条第5項に基づき人事委員会の諮問に基づき組織することが定められた「新潟国際情報大学人事選考委員会規程」【資料4-2-4】
 - 5) 非常勤講師の任用基準を定めた「新潟国際情報大学非常勤講師規程」【資料4-2-5】
 - 6) 契約講師任用基準を定めた「新潟国際情報大学国際学部契約講師任用規程」【資料4-2-6】
 - 7) 嘱託講師任用基準を定めた「新潟国際情報大学嘱託講師規程」【資料4-2-7】
 - 8) 特任教員の任用基準を定めた「新潟国際情報大学特任教員規程」【資料4-2-8】
 - 9) 客員教授・客員准教授の任用基準を定めた「新潟国際情報大学客員教授及び客員准教授規程」【資料4-2-9】である。
- ・専任教員の退職によって欠員が生じた場合、まず当該学部の「学部教授会」において新たに採用する教員の専攻、専門分野や担当科目、採用職位、採用時期、応募資格、選考方法その他の条件を審議して募集案を作成する。募集案に基づいて学部長が学長の承認を得て、教員候補者を募集する。各大学(院)及び研究機関、関連学会、「JREC-IN Portal（国立研究開発法人科学技術振興機構が運営する研究人材ポータルサイト）」などに募集内容を通知するとともに、本学ホームページにも掲載する。応募期間が終了すると、学部長が「人事委員会」に教員候補者の審査を委嘱する。「人事委員会」は学部を構成する教員の専門分野を考慮して「人事選考委員会」を設置し、「人事選考委員会」は教員候補者の選考を行う。選考は書類選考と面接などによる。「人事委員会」は「人事選考委員会」の選考結果について審議し、選考結果を了承した場合に候補者1人を学部長に推薦する。学部長は「人事委員会」の選考結果を「学部教授会」に諮り、「全学教授会」に報告のうえ、学長に候補者を推薦する。「学部教授会」の審議と採決は、構成員3分の2以上の出席と出席者の過半数の同意が必要である。学長は学部長の推薦に基づき候補者を選任し、理事長に任用の発令を申請する。

- ・非常勤講師及び契約講師の採用については、学部長が学長と協議し学長がその必要を認めたとときに行われる。「学部教授会」において非常勤講師及び契約講師候補者の審議を行い、学部長が「人事委員会」に審査を委嘱する。「人事委員会」の審査結果を「全学教授会」に諮り、学長に候補者を推薦する。
- ・専任教員の昇格に関しては、年1回学部長が専任教員に昇格審査の申告を求める。申告は自由意志で行われ、学部長は提出された昇格審査申請書類から昇格資格を規程に沿ってチェックした後、「人事委員会」に昇格審査を委嘱する。「人事委員会」は学部、学科を構成する教員の専門分野を考慮して1案件ごとに「人事選考委員会」を設置し、「人事選考委員会」は当該教員の昇格の是非について審査を行う。「人事委員会」は「人事選考委員会」の審査結果について審議し、昇格が適当であると認めた場合にそれを学部長に報告する。学部長は「人事委員会」の審査結果を「学部教授会」に諮り、学長に昇格の推薦を行う。学長は学部長からの推薦を受け選考し、理事長に昇格を申請する。「学部教授会」の審議と採決は、教授昇格の案件の際は教授のみによって、また准教授昇格の案件においては教授及び准教授によって行われる。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

①教育内容・方法等の評価と改善

- ・本学では、教育内容・方法等の評価と改善を図るために、平成22(2010)年に「FD委員会」を設置し、令和2(2020)年度から「FD・中期計画推進委員会」に名称を変えて、本学のFD活動の推進に努めている。
「FD・中期計画推進委員会」(以下、本項内において「FD委員会」と表記)は「新潟国際情報大学FD(ファカルティ・ディベロップメント)・中期計画推進委員会規程」に基づいて運営し、FD活動においては、学生による授業評価アンケートを行い、評価の結果を総括し、授業の改善に資するよう促すことを担当している【資料4-2-10】【資料4-2-11】。
- ・授業評価アンケートの具体的推進としては、定期的に年2回、前期と後期の授業の14回目、15回目に実施する。対象科目は、ゼミナールなど「日常的に学生と教員間で相互コミュニケーションが図られている科目」とインターンシップなど「物理的にアンケートが実施困難な科目」を除く、講義科目(外国語科目を含む)としている。
- ・当該科目を履修している学生に対し、10項目からなる無記名アンケートを実施する。アンケート方法は、従来紙媒体で行っていたが、令和2(2020)年度からWeb方式を採用している。アンケートの総括結果を「全学教授会」で報告するとともに、学内開示と一般公開を行う。前者は科目ごとの集計結果と教員によるコメントのみを開示し、後者は全学及び各学部の平均値のみを公開する。なお、No.10の項目(総合評価)が3点未満(5点満点)の科目について、担当教員に授業改善計画の提出を求める【資料4-2-11】【資料4-2-12】。
- ・令和2(2020)年度前期は新型コロナウイルス感染症対策により前期授業が遠隔授業での実施となった。多くの教員が試行錯誤する中、遠隔授業を体験したことで得た気づきや対

面式の授業でも適用できる工夫などを全教員で共有し、今後再び遠隔授業を行う事態に備える目的から、前期授業終了後に教員への「オンライン授業アンケート」を実施した。

②教育内容・方法等の改善・工夫・開発

- ・「FD 委員会」は、定期的に年 1 回、教員の FD 研修会を実施している。FD 研修会は 2 部構成で進められる。第一部は外部講師を招いて講演を行い、第二部は本学教員 2 名（各学部 1 名）による実践報告を行う。これによって、教育内容・方法等についての優れた教授法を共有化することができ、更に共有化した教授法を工夫していくことで、一層の改善と新しい創造を図る。研修会の実施状況は記録に残すとともに、本学ホームページの「FD 委員会」のページに公開する【資料 4-2-12】【資料 4-2-13】【資料 4-2-14】【資料 4-2-15】。
- ・令和 2(2020)年度は、令和 2(2020)年 12 月 2 日に、第一部として、大阪大学の村上正行教授、根岸千悠助教によるオンライン形式での講演「オンライン授業の設計・実践・評価を考える」を実施し、全体で討議を行った。第二部として、国際学部及び経営情報学部の専任教員 2 人による「教育改善事例報告」を行い、教育内容・方法の改善に役立つ教育改善事例を紹介して全体で討議を行った。また、オンライン授業評価アンケートの集計結果を基に、遠隔授業への意識や工夫を共有した。事務局職員を含め、海外研修中の者を除き専任教員全員が参加している【資料 4-2-14】【資料 4-2-15】【資料 4-2-16】【資料 4-2-17】。
- ・FD 研修会の実施にあたり、講演会、事例報告とも発表後の質疑応答時間を 10 分から 30 分程度確保し、教員間の情報の共有と理解を深めるように工夫している。理解が深まることにより、発表内容が参加教員の学修指導等の改善に役立つようになる。

【自己評価】

- ・教育内容・方法等を改善するために、授業評価アンケートを通じて学生の意見を把握し改善すべき点を授業に還元するよう取り組んでいる。
- ・教育内容・方法等の改善・工夫・創造を促進するために、FD 研修会で外部の先進的事例を取り入れて視野を広げ、教員間の発表や討論を行うよう積極的に取り組んでいる。
- ・令和 2(2020)年度の新型コロナウイルス感染症対策に伴う遠隔授業実施に対して、学生授業評価アンケートのオンライン形式での実施への移行、教員へのオンライン授業アンケート実施による情報共有、オンライン形式での授業をテーマとした FD 研修会の実施など、時機を逃さず遠隔授業対策を行った。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・令和 2(2020)年度の FD 研修会は新型コロナウイルス感染症影響下ということもありオンライン形式にて講演が行われた。例年は講師を大学に招いて講演会を行ってきたが、そのために講師は近県、首都圏に在職の方に限られていた。オンライン形式での講演であれば、全国から講師を依頼でき、講師も拘束時間が短くなるなど双方にメリットが大きい。今後もオンライン形式で講演を行うか検討する。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

・平成 22(2010)年に「新潟国際情報大学スタッフ・ディベロップメント委員会規程」を定め、職員の教育・学生支援に関する専門性を高め、資質の向上を図るための活動の推進に努めている【資料 4-3-1】。

①職員研修会 1

年度の初めに、全職員を対象に学内での研修会を実施している。学部長、入試委員長、キャリア支援課長による、三つのポリシー（カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）及び学生支援の方針等について詳細が説明され、情報共有を図っている。なお、この研修は、職員の高校訪問時における本学への受験案内を実施する際に効果的である側面もある。しかし、令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、実施しなかった【資料 4-3-2】。

②職員研修会 2

学生の夏期休業期間を利用して、大学改革の先進校や地域活性化に前向きな自治体を訪問し、研修会を行っている。令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、学外での研修に代え、3 大学連携「新潟 SKY プロジェクト」（新潟青陵大学、本学、新潟薬科大学）企画をオンライン形式でのセミナーとして、第一部：「ウイズコロナ時代の労務管理と学生対応」（学外講師）、第二部：ウイズコロナに向けた現状と課題（連携 3 大学による遠隔ディスカッション）を実施した【資料 4-3-3】。

③課長会

毎週木曜日には事務局長主宰の課長会を開催。事務局課長・室長が全員参加し、各課の情報や課題の共有、方針の確認など教育、大学運営への意識の向上に努めている。これには理事長、学長もメンバーとして参加しており、法人・教学の垣根を越えた意見交換が行われている。

④オープンカレッジ講座受講による研修奨励制度

本学新潟中央キャンパスで開講している、オープンカレッジ（社会連携公開講座）の職員の受講を奨励する体制を整備している【資料 4-3-4】。

⑤公的機関での研修

文部科学省、日本私立大学協会、日本私立学校振興・共済事業団、新潟県、新潟市、県内私立大学事務局長会議が主催する研修会にも職員を積極的に参加させ資質の向上に努めている。

- ・いずれの取組みも、終了後には報告書により自身の「振り返り」と職員全体での情報共有に努めている【資料 4-3-5】。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

①係長会議の復活

平成 27(2015)年に若手職員の研修制度「係長会議」を新設。平成 30(2018)年まで継続されたが、開催時間の調整、職位の変更等により中断している。今後は課長職を除く職員を対象にした研修会とし、若手職員の意見、考えを聞く研修会を設ける。

②新潟 SKY プロジェクト合同 SD 研修会の強化

令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、学外研修は中止となった。代わりに講師を招へいし、市内の 3 大学合同でオンライン形式による SD 研修会を初めて開催した。教育内容が異なる 3 大学のそれぞれの立場からの意見が述べられ、互いの理解が深化した。互いが競争と協調を深め、より切磋琢磨することを目標に、今後も合同研修会を強化していく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

- ・本学の管理研究棟には、専任教員と契約准教授、契約講師の個人研究室が整備されている。また、非常勤講師等についても共用の研究室等を整備し、教育研究環境の充実を図っている【資料 4-4-1】。
- ・管理研究棟の各フロアには、小規模な会合や個別指導が可能なセミナー室を設置し、多目的に活用されている。
- ・各研究室には、インフラ整備を行い、常に高速化と安定性を保てる信頼性の高いネットワーク環境の提供をしている。
- ・情報センター棟には、コンピュータ教室のほか、共同研究室や情報システム実験室を整備し、共同研究や個人研究の促進を図っている。
- ・図書館には、「教員用研究個室」3室を有し、静謐な環境での研究が可能となっている。
- ・図書館では、教員の研究内容に合致する資料・データベース等電子資料を整備し、研究支援を図っている。学外からも電子ジャーナルやデータベースを利用できるように VPN 接続を提供している。

- ・論文等の海外文献の取り寄せの費用は、教員個人研究費の負担ではなく、図書館予算で執行している。
- ・教育・研究用資料の印刷・複写等は、管理研究棟 1 階の印刷室で自由に行える設備を整備している。
- ・建物の警備は、警備保障会社に委託して 24 時間警備をしている。また、本校（みずき野キャンパス）の主要建物の入口にはセキュリティのため電気錠システムが設置されている。
- ・市街地には、新潟中央キャンパスを有し、教員の研究室を整備し、本校・新潟中央キャンパスどちらのキャンパスでも研究できる環境を整えている【資料 4-4-2】。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

- ・本学では、研究活動における不正行為及び研究費不正使用防止の取組みとして、各種の規程を整備している【資料 4-4-3】～【資料 4-4-9】。
- ・これらを遵守するための組織として、内部監査室を設けている。
- ・併せて啓蒙を図るための研修として、研究活動を行う教員、研究費を取り扱う事務職員を対象に、日本学術振興会「研究倫理 e ラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics)[eL CoRE]」の受講、日本学術振興会「科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー」の通読のいずれかを義務付けている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

- ・本学では、ボトムアップ型の研究支援として、「個人研究費」、「共同研究費」、「学長裁量費」、「海外出張補助」「海外研修制度」「出版助成」を整備している。
 - ・「個人研究費」は、専任教員に職位に関係なく均等に配分している。
 - ・「学長裁量費」は、積極的な教育活動の支援を目的として、学長のヒアリングにより採択し、配分している。
 - ・「海外研修制度」は、各学部 1 名合計 2 名を 1 年間、海外での研究に専従させる制度である。
 - ・「海外出張補助」や「出版助成」は教員の研究成果発表の支援の一環として整備している。
- また、以下のような外部資金の獲得を推進している【資料 4-4-10】。
- ・科学研究費助成事業（科研費）などの公的機関からの研究助成金
 - ・民間の財団・企業等からの研究助成金
 - ・国や公的機関の委託事業の委託研究費
 - ・企業・自治体等との共同・受託研究費
 - ・寄附金（特定寄附金、寄附講座）
 - ・科研費については、年 1 回、「科研費申請説明会」を開催するほか、外部の「研究支援トータルプログラム」を契約し、オンデマンド研修会、オンライン研修会、各種セミナー、研究者交流プログラム、研究関連情報発信などを活用して獲得の支援を行っている【資料 4-4-11】【資料 4-4-12】。
 - ・各種の民間団体や自治体等からの委託研究・助成金募集の情報は、メール・掲示等で周

知している。

【自己評価】

- ・ 研究室・ICT環境は適切に整備されており、十分な研究環境が提供されている。
- ・ 研究倫理の確立と周知がなされており、適切な運用がなされている。
- ・ 各種の研究費の配分など、研究活動への財政的な支援制度による資源の配分がなされている。
- ・ 平成30(2018)年度に、「新潟国際情報大学研究倫理規程」「新潟国際情報大学利益相反マネジメント規程」を新たに制定し、厳正な運用を進めている。
- ・ 平成30(2018)年度には社会連携センターを設置し、本学の教員の研究活動が、一層地域社会で生かされるよう取組みを行っている【資料4-4-13】。

(3) 4-4の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 今後の外部資金獲得のため、科研費のみならず、学外の共同研究、各省庁・自治体の研究の補助事業、寄附等の研究関連情報を迅速に確実に教員に通知するような本学独自のシステムを策定し、さらなる研究支援を図りたい。

[基準4の自己評価]

- ・ 教学マネジメントの機能性について、学長がリーダーシップを発揮しているとともに、「協議会」、「全学教授会」、「学部教授会」、各委員会、「課長会」等の職務や権限は明確に規定されており、補佐体制は整備されている。
- ・ 教員の採用、昇格、配置について、それぞれ規程に基づき適切に行われている。教員配置については、大学設置基準の規定を上回る人員を適正配置している。
- ・ 職業能力開発について、FD・SDを効果的に実施している。
- ・ 研究支援について、ハード面での施設設備を整えるとともに、各種規程にて研究倫理の確立と厳正な運用に配慮しながら、学長裁量費を含む各種研究費により研究活動への資源の配分を実施している。
- ・ 以上のことから、組織の整備と職能開発、研究支援の体制は適切であり、基準4「教員・職員」の基準を満たしていると評価できる。

基準5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1の自己判定

「基準項目5-1を満たしている。」

(2) 5-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

- ・本学の設置者である学校法人新潟平成学院は、「学校法人新潟平成学院寄附行為」において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、幅広い分野で活躍できる有為な人材を育成することを目的とする」と規定している。本学は平成6(1994)年開学以来これまで定員を割ることなく入学者の確保がなされていることから、また、常に9割以上が地元新潟県出身者であることから、地域における高等教育機関として一定の評価がなされている【資料5-1-1】。
- ・学校法人新潟平成学院の経営状況については、学校法人会計基準に基づいて、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録を作成し毎年公認会計士の監査を経て、「理事会」・「評議員会」で承認を得ている【資料5-1-2】【資料5-1-3】。また、これらを公表し経営状態を明らかにすることで、高等教育機関として社会からの要請に応えている【資料5-1-4】【資料5-1-5】。
- ・「学校法人新潟平成学院寄附行為」、「学校教育法施行規則第172条の2で指定している教育情報」、「私立学校法第63条の2で指定している事項」「私立学校法第47条で指定している事項」について、いずれもホームページ上で公開し、広く周知を図っている。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

- ・本学の使命・目的は「日本文化の理解の上に立ち、国際的視野のもと、情報文化の発展に貢献できる有為の人材たらしめる意欲あふるる青年を教育し、健全な心身を持つ、個性豊かな人間形成に資するを使命とする。」ことである。
- ・令和2(2020)年に、5つの基本方針（マスタープラン：以下に掲載）からなる、「新潟国際情報大学 中期計画Ⅱ（2020～2024年）」（以下、本項内において「中期計画Ⅱ」と表記）を策定。

<基本方針（マスタープラン）>

1. 地域社会のあり方を創造できる人材育成
2. 世界に通用し、世界に発信する研究と教育
3. 個性を伸ばす教育環境の整備—すべての学生を応援する大学
4. 入学者選抜方法の見直しと募集活動の強化
5. 持続可能で安定した大学経営

基本方針（マスタープラン）達成のため、それぞれの現状、課題を洗い出し、活動のポイント（アクションプラン）を詳細に作成している。アクションプランに掲げた各種施策、活動ポイントについては、企画推進課、「FD・中期計画推進委員会」が中心となって、PDCAサイクルを機能させ、逐次改善に努めている。また、「理事会」においても各年度事業報告の中で進捗について検証される【資料5-1-6】。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

- ・「学校法人新潟平成学院教職員服務規程」に、安全及び衛生の注意義務、安全保持及び災害防止に関する定めを整備しており、「安全衛生委員会」において毎年ストレスチェックを実施する等、教職員の安全及び衛生に関する取組みを行っている【資料5-1-7】【資料

5-1-8】。

- ・ 服務規程には人権に関する禁止行為が明文化されており、加えて「学校法人新潟平成学院ハラスメント防止に関する規程」や「ハラスメント防止委員会」の定め等を整備し人権への配慮に努めている【資料 5-1-9】。また、学則にも「～人権を尊重し、人種、性別、障がい、言語、および宗教等の差別のない～」と定めている。
- ・ 本学は、情報化社会に対応すべく「新潟国際情報大学セキュリティポリシー」を定め、「学校法人新潟平成学院情報システム運用基本規程」をはじめ関連規程を整備し、情報セキュリティの確保に努めている【資料 5-1-10】。また、災害対策として、「危機管理対応マニュアル（自然災害編）」を平成 26(2014)年に改訂し、より具体的、より詳細に整理して製本し、全教職員に配布している【資料 5-1-11】。
- ・ 火災消火・避難訓練も消防署指導のもと実施している。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、令和 2(2020)年 3 月に学長を対策本部長とした「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置した【資料 5-1-12】。これは、多大な影響を与えている新型コロナウイルス感染症に対する本学の対策方針について、迅速な検討、決定を図る目的から設置したものである。対策本部からの情報は、随時本学ホームページやポータルサイト、メール等により、教職員、学生、及び一般市民に対して発信している。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 私立大学が経営の安定を図り、充実した教育・研究を継続するために最も重要なことは学生の確保である。教育内容をより充実させるとともに、アドミッション・ポリシーを再整備し、大学の特色・魅力を明確に公表する【資料 5-1-13】。
- ・ 平成 6(1994)年の開学に向けて制定された建学の精神・理念、大学の使命・目的を国際化・情報化の進展に合わせて再整備する【資料 5-1-14】。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

- ・ 学校法人新潟平成学院の「理事会」は、毎年 5 月、9 月、12 月、3 月の 4 回定例で開催されている。3 月の「理事会」では、次年度の事業計画・予算を評議員会の意見を聞いて、審議・決定され、学長を通じて各学部、各委員会に通知され、各学部長、各委員長のもと適切に執行されている。また、「理事会」を補佐する体制として、理事長、学長、事務局長、教学代表理事（学内理事）で構成される「常務理事会」を設けており、「理事会」から委任された日常における業務について審議・決定され執行されている。
- ・ 役員（理事、監事）の選任については、「学校法人新潟平成学院寄附行為」及び「学校法

人新潟平成学院寄附行為施行細則」の定めに基づき適正に選任されている。また、私立学校法の改正に合わせ、大学教育・研究改革、コンプライアンス推進、社会連携・キャリア支援、総務統括等の役員の職務を明確化している【資料 5-2-1】【資料 5-2-2】【資料 5-2-3】。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・年 4 回開催の「理事会」・「評議員会」の出席率については、3 月定例会において次年度の開催日時（予定）を通知する等、その向上に努めているが、必ずしも十分とは言い難い。開催会場や開催時間等の見直しを図り出席率の向上に努める。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

- ・学校法人の管理運営は、定期的で開催される、「理事会」・「評議員会」において大学運営の基本方針をはじめ、事業計画、予算等が審議、決定され、執行責任者となる理事長、学長の下で円滑に運営されている。
- ・また、理事長は、毎月開催される「常務理事会」において、「理事会」からの委任事項を審議、決定し日常の業務を適正に執行している。
- ・大学の管理運営は、学長の下で「協議会」、「全学教授会」、「学部教授会」、及び各委員会の審議を経て円滑に進められている。特に「協議会」は、学長の諮問機関として、学長の他、学部長、情報センター長、学生委員長、教務委員長、入試委員長、事務局長、企画推進課長、学務課長で構成されており、教育・研究をはじめ、大学の重要事項を審議する目的で毎月 1 回開催され、学長のリーダーシップのもと丁寧に運営されている【資料 5-3-1】。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

- ・私立学校法の改正に伴い、役員の職務の明確化、役員の損害賠償責任、評議員会制度の改善、監事機能の強化等、「学校法人新潟平成学院寄附行為」も改正し、適正に機能している【資料 5-3-2】。
- ・理事、評議員、監事の選任は、「学校法人新潟平成学院寄附行為」及び「学校法人新潟平成学院寄附行為施行細則」に則り適正に執行されている。また、公認会計士による監査、監事による監査体制は整備されている。
- ・監事は、毎回「理事会」・「評議員会」に出席し財務報告等その職責を果たしている。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・理事長が主宰する「常務理事会」は、教学の意見を反映する受け皿にもなっており、さらに機能強化を図る。
- ・「協議会」は学長の諮問機関として法人と教学を結ぶ重要な審議機関である。また、学長は「委員長連絡会」も主宰していることから、教学の教育・研究に関する多様な要望に応えるよう努める。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

- ・本学は、完成年度である平成 9(1997)年度に帰属収支差額（現基本金組入前当年度収支差額）がプラスになり、平成 26(2014)年度までの 18 年間にわたり、これを継続してきた。平成 27(2015)年度に、完成年度以降、初めて事業活動支出計が事業活動収入計を上回る状態となり、基本金組入前当年度収支差額がマイナスとなった。これは、校舎の増築等に伴い、減価償却額が増加したことと長期的な周期で実施する外壁修繕工事、空調設備改修工事が事業活動支出を著しく増加させたことによるものである。平成 30(2018)年度に今後実施しなければならない大規模改修工事をリストアップし、令和元(2019)年度より 3 ヶ年で実施する計画を策定した。また、この工事資金については、通常の支払資金から区分し、施設設備維持引当特定資産とした【資料 5-4-1】。
- ・令和 2(2020)年 4 月には「新潟国際情報大学 中期計画Ⅱ（2020～2024 年）」を策定し、この計画の中に「持続可能で安定した大学経営」という基本方針を盛り込んだ。この計画においては、学生納付金の改定に伴い収入が増加していくなかで、大規模改修が一巡することにより、支出が減少し、事業活動収支差額がプラスとなることを見込んでいる【資料 5-4-2】。
- ・収支バランスに大きく影響する学生納付金収入と大規模改修費用に着眼し、中期的計画に基づき財務運営が進められている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

- ・学生納付金については、継続的に入学定員を確保し、12 億円から 13 億円の範囲で安定的に推移している。そして、資産運用は、将来の校舎建替資金及び奨学基金を原資として「学校法人新潟平成学院資産運用規程」等に基づき行われ、リスクを許容内に留め、例年、8 千万円程度の収入を計上している【資料 5-4-3】。

- ・負債比率については、8%から 11%の範囲で推移しており、他人資本の割合が低くなっている。なお、この負債のうち実質的な負債であるリース残などの外部負債の占める割合は 10%から 20%である。また、教育研究経費比率については、40%台(全国平均 33.4%)で推移しており、教育及び研究に関する事業にも十分支出されており、人件費比率も 50%未満となっている【資料 5-4-4】【資料 5-4-5】。
- ・令和元(2019)年度に学生納付金の改定(令和 2(2020)年度入学生より施設設備費を 5 万円増額)及び大規模改修計画を含んだ今後 5 年間の収支予測に基づき「新潟国際情報大学 中期計画Ⅱ(2020～2024 年)」を策定し、収支バランスの確保を目指している【資料 5-4-2】。
- ・科学研究費補助金については、例年、6 件から 10 件程度の交付を受けており、その交付額の合計が 1 千万円に及ぶ年度もあった。また、令和元(2019)年度には、出版に関する補助金の交付も受けている【資料 5-4-6】。
- ・基本金組入前当年度収支差額がマイナスとなる状況が継続しているが、入学者の確保が継続的に順調であることと一定の資産運用収入が例年計上されていることから財政基盤は安定していると言える。当該収支の支出超過額が減価償却額の範囲内に留まっていることもあり、支払資金が減少する状況には至っていない。

(3) 5-4 の改善・向上方策(将来計画)

- ・本学の安定した財政基盤は、継続的に入学定員を上回る新入生を受け入れてきたことにより築かれてきた。これは、本学の教育及び研究に関する取組みが、地元から高い評価を得てきたことによるものであり、今後も高い評価を継続して得られるように教育改革に努める。
- ・収支均衡のために新入生の受入れを軸とした収入の確保と計画的な大規模改修の実施、経常的な経費全体の抑制に取り組む。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-5-① 会計処理の適正な実施

- ・物品の購入等については「学校法人新潟平成学院固定資産及び物品調達規程」に基づき実施され、購入後は、「学校法人新潟平成学院固定資産及び物品管理規程」により管理されている。また、購入代金等を支払う際には、請求の内容が正しいか担当部署への確認後に支払っている【資料 5-5-1】【資料 5-5-2】。
- ・会計処理については、学校法人会計基準及び「学校法人新潟平成学院経理規程」等の会

計処理に関する規程に基づき実施されている。また、経理担当者向けの解説書や手引書を活用し、担当者のスキルアップを図り、適正な会計処理が行われるように努めている【資料 5-5-3】。

- ・会計処理にあたり判断に迷う場合は、その都度、公認会計士へ相談し、指導・助言を受け、これを会計課内で情報共有している。また、租税については所轄税務署へ相談している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

- ・会計監査人による監査は、公認会計士により実施されている。監査は年 4 回、1 回につき 4 人（公認会計士及び税理士）で行われ、年間延べ 9 日間の日程で実施されている。公認会計士は学校法人を取り巻く教育環境や法令・税制の改正、内部環境の変化に伴う財務上の問題点に着眼し、会計担当者と意見交換し、指導にあたっている。また、毎回、監査終了時には、当該監査において検出された事項について指導・助言等が行われている【資料 5-5-4】。
- ・監事による監査は、非常勤の監事 2 人が、私立学校法及び「学校法人新潟平成学院寄附行為」に基づき監査計画に従って、年間 2 回実施している。監査においては、証憑の保管状況、会計処理の適正性などが確認されている。その他、決算時には、会計監査人の監査に同席し、監査状況の説明を受け、連携を図っている【資料 5-5-5】。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

- ・会計監査人及び監事による監査が計画的に行われ、この監査の際の指導・助言に基づく業務の改善を繰り返すことにより、会計処理の適正性が向上し、証憑書類の保管状況も良好な状態に保たれている。今後もこれを継続するとともに外部研修へ参加し、担当職員のスキルアップに努める。

【基準 5 の自己評価】

- ・「理事会」は法人の最高意思決定機関として本学の業務を含め決しており、また、理事の職務執行を監督している。加えて、「常務理事会」を設置し「理事会」から委任された日常における業務を審議・決している。理事、評議員、監事の選任は「学校法人新潟平成学院寄附行為」、「学校法人新潟平成学院寄附行為施行細則」に基づき適切に行われている。
- ・関係法令改正の際は、都度適切かつ柔軟に対応している。
- ・本学は財務運営に大きな影響を及ぼす大規模改修を計画的に実施している。安定した財務基盤を確立させるため、学生納付金収入の確保と資産運用収入の継続により、財務運営を行っている。
- ・基本金組入前当年度収支差額がマイナスとなる状況が継続しているものの、入学者の確保が継続的に順調であることと一定の資産運用収入が例年計上されていることから、財政基盤は安定していると言える。当該収支の支出超過額が減価償却の範囲内に留まっていることもあり、支払資金が減少する状況には至っていないことから、健全であると

言える。

- ・会計処理は学校法人会計基準及び「学校法人新潟平成学院経理規程」等に基づいて適切に処理されており、公認会計士による監査、監事による監査体制は計画的に行われるよう整備されている。
- ・各種補助金や受託研究費等の外部資金の獲得にも積極的に取り組んでおり、書類作成、事務手続等は職員も関わっており、教学との連携が取れている。
- ・以上のことから、基準5「経営・管理と財務」の基準を満たしていると評価できる。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

- ・本学では、学則第3条において「本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」と規定している【資料 6-1-1】。平成 14(2002)年には「新潟国際情報大学自己点検・評価実施規程」を定めており、「自己点検・評価は、本学の教育研究水準の向上を図り、もって本学の目的及び社会的使命を達成するために行うものとする」と規定している【資料 6-1-2】。
- ・内部質保証のための組織として、同じく平成 14(2002)年に「新潟国際情報大学自己点検・評価実施規程」に基づき「新潟国際情報大学自己点検・評価委員会規程」を定めた【資料 6-1-3】。同規程に基づき、「自己点検・評価委員会」を設置しており、委員長は学長が担当している。同委員会では、自己点検・評価の実施体制及び実施計画の策定、「自己点検・評価実施委員会」が取りまとめた報告書を基に評価・改善策の検討作業を担っている【資料 6-1-4】。
- ・自己点検・評価に係る書類作成等の実務作業は、同規程に基づき「自己点検・評価実施委員会」を組織し、委員長には両学部長が担当、委員と共に業務を担っている。
- ・「自己点検・評価実施委員会」の構成員には両学部長、「自己点検・評価委員会」の構成員には学長と両学部長が含まれており、両学部長から学長へのサポート体制とともに、きめ細かな点検・評価体制が整っている。
- ・内部質保証の枠組みを適切に機能させるための前提となるコンプライアンスの担保については、「学校法人新潟平成学院教職員服務規程」第6条において、教職員における禁止行為を規定している【資料 6-1-5】。「学校法人新潟平成学院個人情報の保護に関する規程」では個人情報保護の適正な取り扱い、個人の権利や利益の保護について規定している【資料 6-1-6】。セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワ

- 一・ハラスメント防止の観点では、「学校法人新潟平成学院教職員服務規程」第6条(7)、(8)と、他に「学校法人新潟平成学院ハラスメント防止に関する規程」を別途定めており、各ハラスメントの具体的行為を明記しその防止及び対策について規定している【資料 6-1-7】。その他、「学校法人新潟平成学院公益通報に関する規程」を制定している【資料 6-1-8】。以上のように、多方面からの牽制の仕組みを整備している。
- ・「学校法人新潟平成学院内部監査規程」を制定し、各組織の内部監査を定期的実施し、その結果について理事長に報告する仕組みを整備している【資料 6-1-9】。
 - ・以上の組織体制を整備し、内部質保証を実施している【資料 6-1-10】【資料 6-1-11】。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・「自己点検・評価実施委員会」と「自己点検・評価委員会」、「協議会」の構成員について、兼務している者が多いことから、「協議会」にて審議を一括して取り扱う運用が多いのが現状である。いずれの組織体も委員長は学長もしくは各学部長であり、法人側は事務局局長が「協議会」と「自己点検・評価委員会」を兼務している。本学は小規模校であることと、前述のように意思決定権者が大半を兼務していることもあり、意思疎通は計られていて組織的な問題は特段発生していないが、規程に沿って「実施委員会」、「評価委員会」の開催を一層増やしていくことが望ましいことから、今後回数増を検討する。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

- ・「自己点検・評価実施委員会」（以下、本項内において「実施委員会」という。）は、自己点検・評価報告書の作成作業と各部署との調整、その他関連する業務を担っている。「実施委員会」の構成員については、両学部長を委員長とし学科長、情報センター長、各委員会委員長、事務局専任職員（課長）となっている【資料 6-1-10】。法人側と教学側の双方において責任者権限を持つ者が多数参加していることから、全学で様々な立場・複数の視点からチェックをすることが可能となっており、自主的・自律的な自己点検がなされる環境が整っていると言える。
- ・「実施委員会」で決したものは、「自己点検・評価委員会」（以下本項内において「評価委員会」という。）へ付託される【資料 6-1-11】。「評価委員会」の構成員については、学長を委員長とし、両学部長、情報センター長、学生委員会委員長、教務委員会委員長、事務局局長、ほかに各学科から選出された者 1 名ずつとなっている【資料 6-1-10】。両学部長は「実施委員会」の委員長も兼ねていることから、委員会間での意思疎通等スムー

ズな審議へ寄与できている。

- ・「実施委員会」から付託された内容は、「評価委員会」で審議される【資料 6-1-11】。「評価委員会」の審議結果を基に、委員会構成員である事務局長が「事業報告書」（自己点検・評価報告書に準ずる）をまとめ、理事長と学長に提出する。学長は最終的に理事長に報告する。なお、事業報告書は「学校法人新潟平成学院情報公開規程」第 2 条(2)に則り、毎年度作成している【資料 6-2-1】【資料 6-2-2】。事業報告書は電子データにて学内教職員に配布し周知するとともに、学外向けとしては、本学ホームページに全文を公開し広く周知を図っている【資料 6-2-2】。
- ・自己点検・評価を行う時期は「新潟国際情報大学自己点検・評価実施規程」に定められているように年度末とし、その取りまとめは翌年度の当初に行っている【資料 6-1-2】。
- ・外部評価機関から外部評価を受ける際には、学内の評価体制を整えるために「新潟国際情報大学外部評価準備委員会規程」に基づき「外部評価準備委員会」を立ち上げることとなっている【資料 6-2-3】。「外部評価準備委員会」は評価機関に対応した報告書を作成するとともに学内の評価体制を企画し提言を行う。なお、報告書は「評価委員会」に付託され、最終的に学長から理事長に対して報告される流れとなっている。
- ・外部機関による認証評価について、すべての大学は、教育研究水準の向上に資するため教育研究、組織運営及び施設設備等の総合的な状況に関し、政令で定める期間（7 年以内）ごとに文部科学大臣が認証する認証評価機関の実施する認証評価を受けることが義務付けられている。本学では、平成 19(2007)年度に財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審し「機構が定める大学評価基準を満たしている」と認定を受けた。その後、平成 26(2014)年度にも受審し同様に認定を受けており、その結果である自己評価報告書は本学ホームページにて全文を公開している【資料 6-2-4】。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

- ・IR 業務の担当は、「学校法人新潟平成学院事務組織規程」「新潟国際情報大学事務組織規程」にて、企画推進課の業務として定めている【資料 6-2-5】【資料 6-2-6】。企画推進課の業務手引では、IR 業務を大学経営 IR と教学 IR に分けて明記している【資料 6-2-7】。令和 2(2020)年 10 月には専任の IR 担当者を配置した。
- ・担当者は、法人・大学内のデータを調査・収集・分析し、その報告書等の成果物を企画推進課から発信する役割を持つ。その責務を達成するために、担当者には定期的に IR に関する研修会を受講するよう仕組みを構築している【資料 6-2-8】。
- ・担当者の業務例として代表的なものを挙げる。教学 IR では、学内の各種アンケート結果の収集と分析が挙げられる。単一のアンケートだけでなく、複数のアンケート結果を組み合わせることで分析することにより、新たな知見を得ている。大学経営 IR では、学生の出身高校別・入試区分別で算出した GPA 数値推移分析が挙げられる。具体的には、IR 担当者が構築した GPA 分析専用プログラムを活用し、学部・学科・学年別、出身高校と入試区分による GPA 数値推移の傾向を分析するものである。その分析結果は学校推薦型選抜（指定校制）高校別推薦枠数割当の妥当性等の基礎資料として活用される等、適切な組織・委員会等へフィードバックされている【資料 6-2-9】。

- ・基礎資料となるデータの蓄積・管理体制の整備について、各部署からアクセス可能な共有ストレージに蓄積される仕組みを構築している。データには発信部署・受信部署が明記されており、出所も明確である。データ活用之际セキュリティを確保しつつも担当部門を越えてアクセスすることが可能な仕組みとなっており、IR 担当者は常に最新のデータを利用できる環境にある【資料 6-2-10】。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・IR 業務推進において、今後益々、各種基礎情報やデータ収集・分析の質の向上が求められるようになっていくことが想定されるので、都度適切な対応を行っていく。より具体的かつ的確な分析内容を伴う、提案型の報告書が求められよう。その実現には IR の強化に他ならず、より正確かつ迅速な分析能力を備えた IR 担当者の人材育成が不可欠である。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

- ・本学では、三つのポリシーを策定している【資料 6-3-1】【資料 6-3-2】【資料 6-3-3】。いずれも「学校法人新潟平成学院情報公開規程」第 2 条(3)において広く社会に公開することと定められており、本学ホームページや入学者選抜要項、学生便覧等に全文を掲載し広く周知を図っている【資料 6-3-4】。三つのポリシーは毎年度その適切性にかかる点検・評価のサイクルを実施しているところではあるが、「新潟国際情報大学 中期計画Ⅱ（2020～2024 年）」（以下、本項内において「中期計画Ⅱ」と表記）の広範囲の項目に対して三つのポリシーは盛り込まれていることもあり、「中期計画Ⅱ」の着実な実行は、三つのポリシーを起点とした教育の質保証活動にもつながると言える【資料 6-3-5】。
- ・「中期計画Ⅱ」は全教職員に周知されている。「FD・中期計画推進委員会」（以下、本項内において「FD 委員会」と表記）から「中期計画Ⅱ」の項目ごとに担当部門（枠組みは、担当課・委員会・学部を想定）を指定することにより、計画が着実に実施されるよう仕組みを講じている【資料 6-3-6】。
- ・「中期計画Ⅱ」の行動結果と検証、すなわち三つのポリシーにつながる行動結果と検証は、年度末までの行動結果を翌年度 4 月に「中期計画Ⅱ」年度報告書として作成し、担当部門から「FD 委員会」に対して提出される【資料 6-3-7】。
- ・「FD 委員会」では、担当部門から提出された報告書を取りまとめ、内容を評価し、「中

期計画Ⅱ」年度報告書を作成する。

- ・「中期計画Ⅱ」年度報告書は FD 委員会委員長より、学長に提出される。学長のチェックを経て理事長へ提出され、「理事会」、「評議員会」にて報告される。
- ・学長へ提出された「中期計画Ⅱ」年度報告書は、FD 委員会委員長より全教職員へ報告、周知される。同時に、学長から年度報告書を踏まえた指示もフィードバックされる。
- ・上記から、担当部門は「中期計画Ⅱ」報告書を基礎資料として活用し、「中期計画Ⅱ」実施結果の再検証と見直しを行い、計画の着実な実施に向けて行動を続ける。
- ・他に、三つのポリシーの適切性にかかる点検・評価については、学外者からのチェックを受ける仕組みも構築されている【資料 6-3-8】。学外者からの点検・評価の議事録は「協議会」に報告される。
- ・以上のように、本学では、中期計画の実行すなわち三つのポリシーを起点とした PDCA サイクルを回すことにより内部質保証を担保する取組みが制度化されている。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・教学における課題について、以前より「協議会」をはじめとし、「全学教授会」、「学部教授会」、「学科会」、「教務委員会」等にて審議されているところである。いずれも月 1 回以上の頻度で開催しており、今後も継続して実施していく。学長が主宰する「協議会」は、教職員の相互理解の重要な場である。理事長、学長と課長以上の職員で構成される「課長会」は毎週 1 回の頻度で開催しており、同様に相互理解の重要な場である。このように、教学側と法人側の双方が構成員として携わる組織体があり、共通の課題について議論する場が整っている。教学側と法人側の相互理解は内部質保証を担保するうえで重要なポイントであり、今後も強化していく方針である。

【基準 6 の自己評価】

- ・内部質保証に関する全学的な方針は、6-1-①のとおり明示している。
- ・内部質保証のための恒常的な組織体制は、6-1-①のとおり整備している。
- ・内部質保証のための責任体制は、6-1-①のとおり明確である。
- ・内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価体制は、6-2-①のとおり整備されている。エビデンスに基づき、自己点検・評価を定期的実施している。
- ・自己点検・評価の結果は、6-2-①のとおり学内で共有し、社会へ広く公表している。
- ・現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制は、6-2-②のとおり整備している。
- ・三つのポリシーを起点とした内部質保証とその結果は、6-3-①のとおり教育の改善・向上に反映されている。
- ・自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中長期的な計画に基づき、大学運営の改善・向上を実施している。内部質保証の仕組みは 6-3-①のとおり中期計画推進状況とともに機能している。
- ・以上の事実から、基準 6「内部質保証」の基準を満たしていると判断する。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域連携活動による地域発展への貢献

A-1. 地域連携活動による地域発展への貢献

A-1-① 自治体との包括協定による活動

A-1-② 本学立地地域との連携・協働活動による地域貢献

A-1-③ 新潟中央キャンパスの活用と社会連携センターによる地域貢献

A-1-④ 教員の地域連携活動

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 自治体との包括協定による活動

- ・本学では、人的・知的資源の交流及び活用を図り、相互に協力して地域と大学の発展に寄与することを目的に、新潟県内 2 自治体と包括的連携協定を締結している【資料 A-1-1】【資料 A-1-2】。
- ・弥彦村では、土曜学習モデル事業を実施している【資料 A-1-3】。地元の小中学生を対象とし数学・英語の基礎力定着を目標としている。本学からは講師として教員と学生が参加し、人的・知的資源の交流が活発になされた。本学は弥彦村から比較的近くに立地しており、地域の人材育成に貢献するとともに、本学の知名度向上にも寄与できている。
- ・魚沼市でも同様に、地元の中学生に対して数学への興味を抱かせ、数学的思考能力を涵養することを目的とした事業「おもしろ数学講座」を行っており、本学からは講師として教員と学生が参加している【資料 A-1-4】。平成 28(2016)年から継続して開催しているが、一度参加した生徒は翌年度も継続して参加する傾向にあり満足度も高く、こちらも同様に地域の人材育成に貢献できている。

A-1-② 本学立地地域との連携・協働活動による地域貢献

- ・本学の立地する赤塚地域は、全長約 76km にも及ぶ新潟砂丘（日本最長）の南端域に位置し、「佐潟（ラムサール条約登録湿地）」や「御手洗潟」といった湖沼にも隣接する。本学教員のこの地域での研究活動により得られた成果を還元することを目的として、複数の教員が地域団体や自治体等と連携した活動を行っている【資料 A-1-5】。
- ・従来から佐潟については主に地質・生物分野からの調査・研究が行われていた。しかし、佐潟の水源となる砂丘については地学関係の学術誌においても先行研究が存在しないのが実情であった。このことから本学の地形学を専門とする教員のほか 2 名（学外者 1 名）が新潟市の平成 27(2015)年度「里潟学術研究事業（公募制）」として、赤塚地域の砂丘地形・植生に関する詳細な調査を実施し、その成果が「新潟市赤塚・越前浜周辺地域の砂丘景観の変化—里潟を含めた砂丘の保全と活用—」としてまとめられた【資料 A-1-6】。
- ・ここで得られた研究成果は、従来から赤塚において地域活動に取り組む多くの方々及び新潟市の行政に関わる職員に対し講演あるいは現地案内等を通じて還元された。さらに

このことが契機となって、本学と地域・行政の共同による『赤塚ガイドブック～まち歩き&砂丘歩き～』が作成・刊行された。このガイドブックを手にした新潟市民の方々が「佐潟」だけでなく、これまでほとんど未知であった砂丘にまで足を運ぶようになってきているのは特筆すべきことである。

- ・なお、これらの連携活動には本学の学生も参加しており、学生としての活動成果報告も行われている【資料 A-1-7】。
- ・上記のような地元に着した取組みを今後も継続していくため、地元の各団体のリーダーやメンバーを会員とする「新潟砂丘遊々会」を立ち上げ、本学教員がその事務局を担当している【資料 A-1-8】。本学は、このような一連の取組みを通して、赤塚地域ひいては新潟市の地域活性化に貢献していきたい。

A-1-③ 新潟中央キャンパスの活用と社会連携センターによる地域貢献

- ・本学の教育、研究活動の特徴を生かし、地域の方々に役立つ学習の場を広く開放することを目的として、本学社会連携センターでは新潟中央キャンパスにて、「オープンカレッジ公開講座」として様々な公開講座、講演会を開講している【資料 A-1-9】。分野は多岐に渡り、文化・教養、ビジネス、資格、語学、パソコンなど年間約 200 講座を開講し、さまざまな年代の方が受講している。新潟中央キャンパスは新潟市中心部の市街地に位置しているためバス交通の利便性は高く、また周辺にはオフィス街もあることから、社会人からシニア世代まで幅広い年代の方から利用されている。直近の利用状況としては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和 2(2020)年度前期の開講は見送ったものの、令和 2(2020)年度後期からは対面・オンライン形式併用により、開講に至った【資料 A-1-10】。
- ・同じく新潟中央キャンパス 2 階に、「コワーキング・ラボ こくじょう」がある【資料 A-1-11】。利用者は高校生から社会人、シニア世代までと、幅広い年代の方が利用している。直近の利用状況としては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から令和 2(2020)年 3 月より利用制限を行っている。令和 3(2021)年 5 月時点では利用者を本学学生及び教職員のみ絞って開放しており、一般利用者への開放は引き続き中止している【資料 A-1-12】。利用者の方からは再開を待ち望む声が複数あり、感染症収束時期と施設利用再開時期を慎重に見極めながら、推移を注視しているところである。

A-1-④ 教員の地域連携活動

- ・本学教員は地域団体・組織と積極的に連携し、活動を行っている。そのうち教員から提出のあった活動を「地域連携活動事例集」として毎年度まとめており、冊子等で公開している【資料 A-1-5】。
- ・教員の活動の特長としては、まず対象地域の広さが挙げられる。本学立地地域（赤塚地域）以外では、新潟市内はもとより新潟県内、周辺他県、また海外も事例があり、ロシア、韓国、シンガポール等、幅広い国・地域で活動を行っている。次に、複数教員と協働した地域連携活動が挙げられる。本学は前述の通り 2 学部 3 学科であるが、各学科の教員が英知を一つのプロジェクトに集約しているものもあるように、横の連携が取りや

すい大学である。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

- 本学には、地域連携活動の専門部署である社会連携センターがある。新型コロナウイルス感染症の影響により、地域連携活動推進における対面を手段とした活動には制約が生じているが、適切な感染症対策を取り双方の合意を形成しながら引き続き活動を進めていく。また、オンライン形式での面談や活動が可能であれば、本学ではオンライン形式での遠隔授業の経験が豊富にあるのでそれを活かしていく。
- 「新潟国際情報大学 中期計画Ⅱ（2020～2024年）」の基本方針1では、「地域社会のあり方を創造できる人材育成」を取り上げている【資料 A-1-13】。「地域から未来を創造する大学」として、地域と有機的な連携をすることによって、新しい教育のスタイルを確立、発信する」としている。中期計画の着実な実行は、すなわち地域連携活動につながっていく。今後も活動推進に全学挙げて取り組んでいく。

[基準 A の自己評価]

- 自治体との包括協定による活動について、2自治体と包括協定を結んでいる。本学側からは複数の教員と学生が携わっており、組織として動いている。具体的な事業も毎年実施できている。
- 本学立地地域との連携・共同活動による地域貢献について、本学側からは複数の教員と学生が携わっており、こちらも組織として動いている。専門分野が違う国際学部と経営情報学部双方の教員が一体となって、大学立地地域との連携・共同活動を実施している。
- 新潟中央キャンパスの活用と社会連携センターによる地域貢献について、社会連携センターが主体となって、新潟中央キャンパスを会場として「オープンカレッジ公開講座」を多数実施している。一度講座を受講し、さらに別講座を受講申込される方、いわばリピーターも出てきていることから、受講者からは一定の評価を得られているものと考えられる。
- 教員の地域連携活動について、教員が持つ知見を活かして各方面にて活躍している。
- 以上のことから、民・産・官・学連携（社会連携）活動の実施により、地域発展への貢献が実現できていると評価する。

基準 B. 高等教育機関の活性化と地域発展への貢献

B-1. 専門性の異なる大学が協働して推進する「新潟 SKY プロジェクト」

B-1-① ニイガタ SKY スクール

B-1-② キャリア育成合宿

B-1-③ 共同公開講座

B-1-④ 1day キャンパス

B-1-⑤ 合同 SD 研修会

B-1-⑥ 新潟県中小企業家同友会との連携協定に関する協定

(1) B-1 の自己判定

「基準項目 B-1 を満たしている。」

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- ・「新潟 SKY プロジェクト」（以下、本プロジェクト）は、新潟国際情報大学、新潟青陵大学、新潟青陵大学短期大学部、新潟薬科大学及び新潟工業短期大学の、3 法人・3 大学・2 短期大学が相互に連携し、地域におけるプラットフォーム形成による資源の集中化・共有など、特色化・機能強化に向けた改革に、構成大学の計画等と連動させながら取り組む組織体である【資料 B-1-1】。本学はその幹事校となっている【資料 B-1-2】。平成 29(2017)年度から本プロジェクトの体制整備を開始し、平成 30(2018)年度から令和 4(2022)年度までの 5 か年計画を策定している。令和 3(2021)年現在、事業進捗期間中である【資料 B-1-3】。
- ・本プロジェクトの目標は、計画実現のために自治体や産業界等と連携し中長期ビジョンを共有することで、バーチャルな総合大学形成を実現することにある。
- ・構成大学は全て新潟市内に所在し、新潟市の市街地中心部にサテライトキャンパスや活動拠点を有しており、学問の分野においても多岐にわたっている【資料 B-1-4】。教育、研究、社会貢献、学生支援等、それぞれの大学の特色や資源を活かした取組みと、自治体、経済団体及び企業との連携を深めることで、高等教育機関の活性化と地域発展への貢献につながることを大きく期待されていることが特長と言える。具体的なプロジェクトについては、以下項目が代表として挙げられる。

B-1-① ニイガタ SKY スクール

- ・小学生から一般市民を対象とし、「看護・保健医療・福祉・心理・保育」「国際・情報」「くすり・健康・食・バイオ・環境」「自動車工学」等、専門分野の異なる 5 つの構成大学が連携しそれぞれの特色を活かした講座を「ニイガタ SKY スクール（以下、当スクール）」として開講した。新潟の未来を担う人材のキャリア教育の一環として平成 29(2017)年より開講している【資料 B-1-5】【資料 B-1-6】。当スクールは、併せて研究成果を発表する場としても活用されている。直近の開催状況としては令和元(2019)年 7 月～8 月にかけて開講した【資料 B-1-7】【資料 B-1-8】。新潟市、新潟市教育委員会、新潟県での新聞発行部数首位である新潟日報社からの後援を仰ぎ、スクールの価値を高める工夫をしている。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和 2(2020)年の開催は見送った。

B-1-② キャリア育成合宿

- ・構成大学の学生と地元企業の人事担当者を対象とし、合宿を通して学生一人ひとりが課題を持って取り組むことで主体性を身に付け、他者からの意見や考え方を取入れながら自分自身の性格や適性を考えさせるとともに、自分のキャリアプランを描く力を身につけることを目的とした「キャリア育成合宿」を開催している。直近の開催状況としては令和元(2019)年 9 月に開催した【資料 B-1-9】。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和 2(2020)年の開催は見送った。

B-1-③ 共同公開講座

- ・従前より、本学学生のみならず一般市民も対象とし、本学社会連携センターが新潟中央キャンパスを会場として実施している「オープンカレッジ公開講座」にて、構成大学の教員が文化・教養講座を中心に、共同で公開講座を開講している【資料 B-1-10】。直近の開催状況としては、令和 2(2020)年前期は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から全ての講座を中止としたものの、後期についてはオンライン形式も含めて開講に至った。なお、本プロジェクトによる共同公開講座分については、全て対面形式で実施している。

B-1-④ 1day キャンパス

- ・本プロジェクトの事業の一つとして、新潟県内高等学校との高大接続事業の推進がある【資料 B-1-11】。新潟市内の高校生を対象として、構成大学の教職員によって「1day キャンパス」と銘打って模擬授業を実施している。直近の実施状況としては、令和元(2019)年 7 月に「1day キャンパス」を実施した【資料 B-1-12】。高校生をあらかじめ文系と理系に分け、午前は本学にて模擬授業、午後からは文系クラスは本学にて模擬授業、理系クラスは新潟薬科大学に移動して実験や実習体験を実施する等、本プロジェクトの特長でもある幅広い分野をカバーする知見を、高校生に直接伝えることができていると考えている。

B-1-⑤ 合同 SD 研修会

- ・構成大学の職員間の交流と、キャリア形成の一助とすることを目的として、合同 SD 研修会を開催している。大学の取り巻く状況等を伝えることにより、各職員が今まで以上に生き生きと活躍する大学人となれることが期待されている。直近の実施状況としては、令和 2(2020)年 8 月に対面・オンライン形式併用により、新型コロナウイルス感染症に関連した議題で合同 SD 研修会を実施している【資料 B-1-13】。

B-1-⑥ 新潟県中小企業家同友会との連携協定に関する協定

- ・本プロジェクトは、「新潟県中小企業家同友会」（本部：新潟県新潟市中央区、筆頭代表理事：吉川芳邦）との間で連携協定に関する協定を締結している。本協定は、協働事業の実施及び教育研究に関すること、相互が実施する事業への協力及び支援に関すること、人材育成に関することを連携・協力の柱とし、各々が有する研究成果、人材等を活用し、緊密かつ組織的な連携、協力体制の充実を図り、人材育成及び教育研究の発展、新潟県内の地域産業の発展に寄与することを目的としている【資料 B-1-14】。

(3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・構成大学及び立地自治体が共通で認識している現状を分析すると、大きく分けて 3 つの事象にまとめられる。①就職時に若年者が流出している。②大学進学時に若年者が流出している。③私立大学の志願者数が減少している。この 3 点について、「地元の企業・

仕事の認知度向上、地域への愛着・帰属意識の向上を図る」「県内大学の収容力向上、首都圏の大学に比肩する教育内容の実現を図る」「県内私立大学の魅力化、リカレント教育・生涯学習の需要の取り込み」が主な課題として挙げられる。

- ・将来に向けての目標としては、以下が挙げられる。
地域の魅力を「知る」人材の育成、地域の課題の「解決能力を持つ」人材の育成、新潟を拠点として「活躍する」人材の輩出、ニーズの高い分野での収容定員の拡充、先端的なカリキュラムを備えた学部・学科の新設、首都圏の大学との交流を通じた教育内容の拡充、高校生のニーズを的確に捉えた教育内容と教育環境、県内私立大学の魅力が伝わる、効果的かつ効率的な入試広報活動、小中学生や保護者まで含めた県内私立大学の認知度向上と良好なイメージの定着、社会人・高齢者向け公開講座の拡充と社会人学生の受け入れ強化。
- ・以上のように、多数の目標や方向性が挙げられる。さらなる充実を図っていきたい。

[基準 B の自己評価]

- ・「新潟 SKY プロジェクト」は、新潟市内の 3 法人・5 大学が相互に連携し、事業を進めている組織体である。
- ・「ニイガタ SKY スクール」について、小中学生が興味を持っていることをテーマに取り上げ高等教育機関の教員が講座を担当することは、また違った視点で興味を持ってもらえるきっかけとなる事であり、有益な事業である。
- ・「キャリア育成合宿」について、特定のテーマに対してプレゼンテーションをし合う機会は、就職活動のみならず社会人としての必要スキルを身に付けられる場でもあり貴重な経験となる。また、なかなか深く接することのない他大学の学生との交流は、学生にとって有益である。
- ・共同公開講座について、本学の「オープンカレッジ公開講座」にて他大学に所属する教員に講座を担当してもらうのは、地域貢献はもとより、相互理解の促進、異なる専門分野を相互に発展させ、総合力向上を図れるものである。
- ・「1day キャンパス」について、大学進学率が 49.5%(令和 2(2020)年度大学等進学状況調査：新潟県)の中、少子化に伴い 18 歳人口が年々減っているのが現状であり、その年代をターゲットとして大学の魅力を訴える場があることは、大変有益である。
- ・合同 SD 研修会について、他大学との職員同士の交流の機会は少ないため、合同で SD 研修を受けることは大変有意義である。
- ・「新潟県中小企業家同友会」との連携協定に関する協定について、地域の経営者が集う同友会を構成する企業が就職先の卒業生も多くいることから、地域の経営者の声を聴くことは本学のキャリア支援業務にもつながり、大変有意義である。
- ・以上、「新潟 SKY プロジェクト」を構成しその枠組みを維持できているのは、本学にとって有益であり、評価できる。

V. 特記事項

1. 学生居酒屋を起業、経営を通じた地域発展の取り組み

- ・本学教員の指導の下、令和 2(2020)年 8 月、本学学生が新潟市中央区の繁華街に学生居酒屋をオープンした。新潟市中央区の繁華街は郊外と比較すると店舗も減り人通りは年々減少傾向にあるという構造的課題を抱えており、地域活性化が特に注目されている。本学学生は指導教員の下で農業・地域経営を学び、農家との交流や地域おこしに関わってきた中で地場産農産物を PR したいという思いから創業を決意、新型コロナウイルス感染症による飲食店の感染対策の難題も解決しながら新規開店にこぎつけた。
- ・飲食店の開業には、事業計画の策定から資金調達、各種許認可手続、営業エリア選定、不動産物件調査、人事・労務管理、宣伝広告等、広範囲に渡る知識と経験が身に付く一方、学業との両立の苦労は容易に想像できる。それを乗り越え実現できていることに対して、教員の指導と共に学生の取り組み姿勢は称賛に値すると考える。本学では、このような現場から得られる知見も授業に取り入れた取り組みを継続していく。

2. SDGs の取り組み、フェアトレードへの取り組み

- ・持続可能な開発目標 SDGs(Sustainable Development Goals)の取り組みを推進することを目的として、本学では学生団体を中心に SDGs 普及活動を行っている。
- ・学内では、外部有識者をゲストに迎え講演会を開催している。SDGs への理解促進を目的として、QR コードが入った SDGs ステッカーを学内各所へ貼付け告知している。また、定期的に SDGs の認知度調査を実施している。
- ・他に、いわゆる開発途上国の農家や手工業者など立場の弱い小規模生産者の自立と生活改善のため、公正な価格で取引を行う取り組みである「フェアトレード」について、こちらも学生団体を中心に理解促進に向けて取り組んでいる。また、大学全体として取り組むことにより外部団体から認証を受ける「フェアトレード大学」の枠組みがあるが、この取り組みについても、学生団体を中心に議論が重ねられている。

3. 岩室温泉街の活性化への取り組み

- ・本学立地地域近くの新潟市西蒲区に、新潟県有数の温泉地である岩室温泉街がある。温泉街の課題として、観光客減による地域経済の停滞が挙げられる。この状況を打破するべく、温泉街の旅館組合、観光協会、自治会が中心となって発足した組織である「新潟にしかん地域循環共生圏協議会」と日産自動車が主体となり、環境配慮型の観光及び大学教育との融合による地域活性化と地域循環共生圏の実現を目指す趣旨で計画が進められている。本学はその趣旨に賛同し、令和 2(2020)年度から参加した。
- ・日産自動車は環境配慮型の車を提供し電気自動車の環境性能や走行データの活用を行う。岩室温泉街は電気自動車に必要な充電設備と場所を提供し、訪れた観光客に車の利用を促し地域観光の移動手段を提供する。本学は、観光客が比較的少ない平日を中心に車を利用することにより、地域活性化のための域内共同学習や観光研究開発を行っている。
- ・以上の取り組みにより、教育と地域が連携する地域 SDGs ともいえるべき取り組みを実現している。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 2 条に明記している。	1-1
第 85 条	○	寄附行為第 4 条及び学則第 4 条に明記している。	1-2
第 87 条	○	修業年限は 4 年。学則第 7 条に明記している。	3-1
第 88 条	—	科目等履修生が入学する場合の修業年限の通算について定めがないため対象外。	3-1
第 89 条	—	早期卒業の制度について定めがないため対象外。	3-1
第 90 条	○	学則第 13 条に明記している。	2-1
第 92 条	○	学則第 59 条、運営規程第 5 条及び第 6 条に明記している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 65 条及び第 66 条に明記している。	4-1
第 104 条	○	学則第 40 条に明記している。	3-1
第 105 条	—	履修証明プログラムを実施していないため対象外。	3-1
第 108 条	—	短期大学部を持たないため対象外。	2-1
第 109 条	○	学則第 3 条で明記し本学ホームページにて公表している。また、認証評価機関による認証評価を学校教育法施行令第 40 条にて定められた期間内に受審している。	6-2
第 113 条	○	刊行物等への掲載、その他本学ホームページにて情報提供している。	3-2
第 114 条	○	本学事務組織規程に明記している。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 17 条に明記している。	2-1
第 132 条	○	学則第 17 条に明記している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	設置していない寄宿舎を除く、全ての事項を学則に明記している。	3-1 3-2
第 24 条	—	指導要録は対象外。ただし、学籍、成績等適正に管理している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 20 条及び第 58 条に明記している。	4-1
第 28 条	○	本法人に文書処理規程、文書保存規程を定め、各担当部署において備えている。	3-2

新潟国際情報大学

第 143 条	○	全学教授会規程第 6 条及び学部教授会規程第 6 条に明記している。	4-1
第 146 条	—	科目等履修生が入学する場合の修業年限の通算について定めがないため対象外。	3-1
第 147 条	—	早期卒業の制度について定めがないため対象外。	3-1
第 148 条	—	修業年限が 4 年を超える学部を設置していないため対象外。	3-1
第 149 条	—	3 年以上在学したものに準ずる者の規定はないため対象外。	3-1
第 150 条	○	学則第 13 条に明記している。	2-1
第 151 条	—	飛び級入学制度について定めがないため対象外。	2-1
第 152 条	—	飛び級入学制度について定めがないため対象外。	2-1
第 153 条	—	飛び級入学制度について定めがないため対象外。	2-1
第 154 条	—	飛び級入学制度について定めがないため対象外。	2-1
第 161 条	○	学則第 17 条に明記している。	2-1
第 162 条	—	外国の大学等からの編入学試験による受入は行っていないため対象外。	2-1
第 163 条	○	学則第 9 条及び第 10 条に明記している。	3-2
第 163 条の 2	○	本法人文書処理規程及び科目等履修生規程第 9 条に明記している。	3-1
第 164 条	—	履修証明プログラムを実施していないため対象外。	3-1
第 165 条の 2	○	卒業又は修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を学部学科ごとに定めている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 3 条に明記している。	6-2
第 172 条の 2	○	本学ホームページ上にて教育情報等の状況を公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 39 条に明記している。	3-1
第 178 条	○	学則第 17 条に明記している。	2-1
第 186 条	○	学則第 17 条に明記している。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学設置基準は最低限遵守する基準と認識し、より水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 2 条、第 5 条に明記している。	1-1 1-2

新潟国際情報大学

第2条の2	○	入学者選抜試験実施規程に明記している。	2-1
第2条の3	○	学則第64条において、本学の円滑な運営を図るため協議会の設置を定めている。協議会は教員、職員をもって構成しており、適切な役割分担の下で、双方による連携、協働によって学務の任に当たっている。	2-2
第3条	○	本学の学部学科は、教育研究上適当な規模内容で、教員組織、教員数その他学部として適当である。	1-2
第4条	○	学則第4条に明記している。	1-2
第5条	—	課程について、定めがないため対象外。	1-2
第6条	—	本条に該当する学部以外の教育研究上の基本となる組織を設置していないため、対象外。	1-2 3-2 4-2
第7条	○	学則第59条に定められた教員について必要な数を確保し、適切に配置している。	3-2 4-2
第10条	○	授業科目の担当者は、主要授業科目、それ以外の授業科目とも適切に配置されている。	3-2 4-2
第10条の2.	○	専任教員の中で該当する実務家教員は、教授会及びカリキュラム編成会議へ参画している。非常勤教員の中で該当する実務家教員において6単位以上担当している者については、教育研究上の方針を検討する会議を実施しており、いずれも教育課程の編成について責任を担っている。	3-2
第11条	○	授業を担当しない教員はいないため、対象外。	3-2 4-2
第12条	○	本学の専任教員は、専ら本学の教育研究に従事している。	3-2 4-2
第13条	○	本学の専任教員数は、必要な数を満たしている。	3-2 4-2
第13条の2	○	人格、学識、識見を持つものが学長の責を担っている。	4-1
第14条	○	教員選考資格基準に関する規程第2条に明記している。	3-2 4-2
第15条	○	教員選考資格基準に関する規程第3条に明記している。	3-2 4-2
第16条	○	教員選考資格基準に関する規程第4条に明記している。	3-2 4-2
第16条の2	—	助教を置いていないため対象外。	3-2 4-2
第17条	—	助手を置いていないため対象外。	3-2 4-2
第18条	○	学則第6条に明記している。	2-1

新潟国際情報大学

第 19 条	○	学則第 26 条に授業科目を定め、別表により明記している。また、学部学科毎にカリキュラム・ポリシーを定めている。	3-2
第 19 条の 2	—	本法人は本学のみ設置しており、また大学等連携推進法人に参画していないため対象外。	3-2
第 20 条	○	学則第 26 条に授業科目を定め、別表により明記している。	3-2
第 21 条	○	学則第 29 条に明記している。	3-1
第 22 条	○	1 年間の授業期間は授業暦で定めている。	3-2
第 23 条	○	学則第 29 条に明記している。	3-2
第 24 条	○	教育効果を考慮し、適正な数でおこなっている。	2-5
第 25 条	○	科目の特性に応じ、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により適正に授業を実施している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	授業科目毎にシラバスで明示している。	3-1
第 25 条の 3	○	FD（ファカルティ・ディベロップメント）・中期計画推進委員会 規程第 3 条に明記している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	昼夜開講制は設けていないため対象外。	3-2
第 27 条	○	学則第 34 条に明記している。	3-1
第 27 条の 2	○	学則第 28 条に明記している。	3-2
第 27 条の 3	—	連携開設科目は設けていないため対象外。	3-1
第 28 条	○	学則第 31 条に明記している。	3-1
第 29 条	○	学則第 33 条に明記している。	3-1
第 30 条	○	学則第 30 条に明記している。	3-1
第 30 条の 2	—	長期履修制度は設けていないため対象外。	3-2
第 31 条	○	学則第 42 条及び科目等履修生規程に明記している。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 27 条に定め、別表により明記している。	3-1
第 33 条	—	授業時間制は設けていないため対象外。	3-1
第 34 条	○	教育にふさわしい環境を整えている。	2-5
第 35 条	○	運動場は、校舎と同一の敷地内に設けている。	2-5
第 36 条	○	第 36 条第 1 項から第 5 項に掲げる専用の施設を備えている。	2-5
第 37 条	○	基準校地面積を上回る十分な校地を有している。	2-5
第 37 条の 2	○	基準校舎面積を上回る十分な校舎を有している。	2-5
第 38 条	○	教育研究上必要な資料等を備え、専任の職員を配置している。	2-5
第 39 条	○	情報システム実験室を設置している。	2-5
第 39 条の 2	○	薬学に関する学部又は学科を設置していないため対象外。	2-5
第 40 条	○	学部又は学科の種類に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第 40 条の 2	○	それぞれの校地ごとに、必要な施設及び設備を備えている。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究にふさわしい環境を整えている。	2-5

新潟国際情報大学

			4-4
第 40 条の 4	○	大学等の名称は教育研究上の目的にふさわしい名称である。	1-1
第 41 条	○	事務組織規程に明記している。	4-1 4-3
第 42 条	○	事務組織規程第 8 条に明記している。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えている。	2-3
第 42 条の 3	○	スタッフ・ディベロップメント委員会規程第 2 条に明記している。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	学部等連携課程実施基本組織は設けていないため対象外。	3-2
第 43 条	—	共同教育課程を設置していないため対象外。	3-2
第 44 条	—	共同教育課程を設置していないため対象外。	3-1
第 45 条	—	共同教育課程を編成する学科を設置していないため対象外。	3-1
第 46 条	—	共同教育課程を編成する学科を設置していないため対象外。	3-2 4-2
第 47 条	—	共同教育課程を編成する学科を設置していないため対象外。	2-5
第 48 条	—	共同教育課程を編成する学科を設置していないため対象外。	2-5
第 49 条	—	共同教育課程を編成する学科を設置していないため対象外。	2-5
第 49 条の 2	—	工学に関する学部を設置していないため対象外。	3-2
第 49 条の 3	—	工学に関する学部を設置していないため対象外。	4-2
第 49 条の 4	—	工学に関する学部を設置していないため対象外。	4-2
第 57 条	—	外国に学部学科を設置していないため対象外。	1-2
第 58 条	—	大学院大学を設置していないため対象外。	2-5
第 60 条	—	新たな大学の設置、または薬学を履修する課程はないため対象外。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 39 条に明記している。	3-1
第 10 条	○	学則第 40 条に明記している。	3-1
第 10 条の 2	—	共同教育課程を設置していないため対象外。	3-1
第 13 条	○	学則等により定めており、学則は改正があれば文部科学大臣に報告している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
--	----------	---------	------------

新潟国際情報大学

第 24 条	○	適切な運営基盤の強化を図るとともに、運営の透明性の確保については、本学事務局にて財務関係書類を閲覧に供していること、また本学ホームページにて情報公開をすること、以上により実現している。	5-1
第 26 条の 2	○	寄附行為第 4 条の 2 において収益事業の内容を定めている。事業の種類は法に定められた範囲内である。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為第 36 条に明記している。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 5 条に明記している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人と役員は法令及び規程等を遵守し、役員は学校法人のため善良な管理者の注意をもって、その職務を遂行している。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 15 条に明記している。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 11 条、第 13 条、第 14 条に明記している。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 6 条、第 7 条に明記している。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 7 条に明記している。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 9 条に明記している。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 18 条に明記している。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 20 条に明記している。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 21 条に明記している。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 22 条に明記している。	5-3
第 44 条の 2	○	ガバナンスコード第 2 章に明記している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	ガバナンスコード第 2 章に明記している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	ガバナンスコード第 2 章に明記している。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	学校法人と役員は法令及び規程等を遵守し、必要時において、適正な手続を経ることを確認している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 48 条に明記している。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 33 条に明記している。中期計画については、直前の認証評価の結果を踏まえて作成している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 35 条に明記している。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 36 条に明記している。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 38 条に明記している。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 40 条に明記している。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 37 条に明記している。	5-1

学校教育法（大学院関係） 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条			1-1
第 100 条			1-2
第 102 条			2-1

学校教育法施行規則（大学院関係） 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条			2-1
第 156 条			2-1
第 157 条			2-1
第 158 条			2-1
第 159 条			2-1
第 160 条			2-1

大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 1 条の 2			1-1 1-2
第 1 条の 3			2-1
第 1 条の 4			2-2
第 2 条			1-2
第 2 条の 2			1-2
第 3 条			1-2
第 4 条			1-2
第 5 条			1-2
第 6 条			1-2
第 7 条			1-2
第 7 条の 2			1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3			1-2 3-2

新潟国際情報大学

			4-2
第 8 条			3-2 4-2
第 9 条			3-2 4-2
第 10 条			2-1
第 11 条			3-2
第 12 条			2-2 3-2
第 13 条			2-2 3-2
第 14 条			3-2
第 14 条の 2			3-1
第 14 条の 3			3-3 4-2
第 15 条			2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条			3-1
第 17 条			3-1
第 19 条			2-5
第 20 条			2-5
第 21 条			2-5
第 22 条			2-5
第 22 条の 2			2-5
第 22 条の 3			2-5 4-4
第 22 条の 4			1-1
第 23 条			1-1 1-2
第 24 条			2-5
第 25 条			3-2
第 26 条			3-2
第 27 条			3-2 4-2
第 28 条			2-2 3-1 3-2

新潟国際情報大学

第 29 条			2-5
第 30 条			2-2 3-2
第 30 条の 2			3-2
第 31 条			3-2
第 32 条			3-1
第 33 条			3-1
第 34 条			2-5
第 34 条の 2			3-2
第 34 条の 3			4-2
第 42 条			4-1 4-3
第 42 条の 2			2-3
第 42 条の 3			2-4
第 43 条			4-3
第 45 条			1-2
第 46 条			2-5 4-2

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1

第 11 条			3-2 3-3 4-2
第 12 条			3-2
第 12 条の 2			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係） 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第3条			3-1
第4条			3-1
第5条			3-1
第12条			3-1

大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条			6-2 6-3
第2条			3-2
第3条			2-2 3-2
第4条			3-2
第5条			3-1
第6条			3-1
第7条			3-1
第9条			3-2 4-2
第10条			2-5
第11条			2-5
第12条			2-2 3-2
第13条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	該当なし
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	該当なし
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人新潟平成学院 寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	NUIS 2022 CAMPUS GUIDE（大学案内）	
【資料 F-3】	大学学則	
	新潟国際情報大学 学則	

新潟国際情報大学

【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2021(令和3)年度 学校推薦型選抜(指定校制)入学者選抜要項 入学者選抜要項(学校推薦型選抜、一般選抜、帰国生選抜、外国人留 学生選抜、社会人選抜)	
【資料 F-5】	学生便覧	
	学生便覧 2021(令和3年度)版	
【資料 F-6】	事業計画書	
	令和3年度新潟国際情報大学事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	事業報告書 2020(令和2年度)版	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	本校(みずき野キャンパス) アクセスマップ サテライト(新潟中央キャンパス) アクセスマップ	
	本校(みずき野キャンパス)及び新潟中央キャンパス 配置図	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧(規定集目次など)	
	学校法人新潟平成学院 新潟国際情報大学 規程目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿(外部役員・内部役員)及び理事会、評議員会の前年度開 催状況(開催日、開催回数、出席状況など)がわかる資料	
	資料一式	
【資料 F-11】	決算等の計算書類(過去5年間)、監事監査報告書(過去5年間)	
	資料一式	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス(電子データ)	
	令和3(2021)年度 シラバス	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧(策定単位ごと)	
	アドミッション・ポリシー 国際学部、経営情報学部(経営学科、情報システム学科)	
	カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー 国際学部、経営情報学部(経営学科、情報システム学科)	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況(直近のもの)	
	国際学部、経営情報学部(経営学科、情報システム学科) 一式	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況	資料 F-1 と同一
	認証評価結果に対する改善報告書	
	学校法人新潟平成学院 寄附行為	
	学校法人新潟平成学院 寄附行為施行細則	
	学校法人新潟平成学院 第 88,89 回理事会議事録(写)	
	学校法人新潟平成学院 第 83,84 回評議員会議事録(写)	
	学校法人新潟平成学院 第 97,98 回理事会議事録(写)	
学校法人新潟平成学院 第 92,93 回評議員会議事録(写)		

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	新潟国際情報大学 学則第 2 条	資料 F-3 と同一
【資料 1-1-2】	新潟国際情報大学 学則第 5 条	資料 F-3 と同一
【資料 1-1-3】	NUIS 2022 CAMPUS GUIDE (大学案内) (p.4)	
【資料 1-1-4】	学生便覧 2021 (p.5)	
【資料 1-1-5】	大学概要(理念、目的) HP 印刷 https://www.nuis.ac.jp/university_annai/	

新潟国際情報大学

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	新潟国際情報大学 全学教授会規程	
【資料 1-2-2】	新潟国際情報大学 協議会規程	
【資料 1-2-3】	課長会の資料	
【資料 1-2-4】	「新潟国際情報大学の未来」	
【資料 1-2-5】	理事長名の「新潟国際情報大学中長期計画（案）作成の依頼」	
【資料 1-2-6】	平成 26 年受審「認証評価結果」（抜粋）	
【資料 1-2-7】	中長期計画策定委員会 委員任命書	
【資料 1-2-8】	第 1 回中長期計画策定委員会 議事録	
【資料 1-2-9】	新潟国際情報大学 中長期計画	
【資料 1-2-10】	中長期計画実行委員会 委員任命書	
【資料 1-2-11】	中長期計画 ロードマップ	
【資料 1-2-12】	新潟国際情報大学 中期計画Ⅱ（2020～2024 年）	
【資料 1-2-13】	中長期計画策定委員会委員名簿	
【資料 1-2-14】	新潟国際情報大学第 2 期中長期計画と NUIS ガバナンスコード策定	
【資料 1-2-15】	第 2 次中長期計画アクションプラン 両学部（案）まとめ	
【資料 1-2-16】	新潟国際情報大学 FD（ファカルティ・ディベロップメント）・中期計画推進委員会規程	
【資料 1-2-17】	第 2 期中期計画（2020～2024 年）スケジュール・担当一覧表	
【資料 1-2-18】	新潟国際情報大学 中期計画Ⅱ（2020～2024 年）令和 2(2020)年度報告書	
【資料 1-2-19】	2021（令和 3）年度入学試験要項（p.1～3）	
【資料 1-2-20】	学生便覧 2021（p.6～9）	
【資料 1-2-21】	新潟国際情報大学 10 年史（p.29～30）	
【資料 1-2-22】	新潟国際情報大学 学部教授会規程	
【資料 1-2-23】	学校法人新潟平成学院ならびに新潟国際情報大学 組織図	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	2021（令和 3）年度入学者選抜要項（p.1～3）	
【資料 2-1-2】	新潟県内高等学校の進路指導担当教員を対象とした説明会概要	
【資料 2-1-3】	2021（令和 3）年度 新潟国際情報大学 学校推薦型選抜（指定校制）入学者選抜要項（p.4～5）	
【資料 2-1-4】	2021（令和 3）年度入学者選抜要項（p.6～7）	
【資料 2-1-5】	2021（令和 3）年度入学者選抜要項（p.25）	
【資料 2-1-6】	2021（令和 3）年度入学者選抜要項（p.8～9）	
【資料 2-1-7】	2021（令和 3）年度入学者選抜要項（p.16～17、p.20～21）	
【資料 2-1-8】	2021（令和 3）年度入学者選抜要項（p.18～19）	
【資料 2-1-9】	2021（令和 3）年度入学者選抜要項（p.10～15）	
【資料 2-1-10】	新潟国際情報大学 入試委員会規程	
【資料 2-1-11】	新潟国際情報大学 入学者選抜実施規程	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	新潟国際情報大学 教務委員会規程	
【資料 2-2-2】	新潟国際情報大学 キャンパス・ライフ支援委員会規程	

新潟国際情報大学

【資料 2-2-3】	休退学の申出・勧告時の対応	
【資料 2-2-4】	令和 3(2021)年度前期 オフィスアワーについて	
【資料 2-2-5】	国際交流センター HP 印刷 https://www.nuis.ac.jp/student-support/#fa05	
【資料 2-2-6】	新潟国際情報大学 国際交流委員会規程	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	新潟国際情報大学キャリア支援委員会 次第・議事概要	
【資料 2-3-2】	新潟国際情報大学学事報告 (就職状況)	
【資料 2-3-3】	新潟国際情報大学学事報告 (就職決定者勤務地)	
【資料 2-3-4】	シラバス (キャリア開発 1,2、インターンシップ、学外実習)	
【資料 2-3-5】	Kahoot! アプリ 参考資料	
【資料 2-3-6】	キャリアセンター学生訪問数 2018 年～2020 年	
【資料 2-3-7】	学生就職相談件数 2018 年～2021 年	
【資料 2-3-8】	3 年就職ガイダンス講義内容及び参加数 平成 30 年度～令和 2 年度	
【資料 2-3-9】	企業見学セミナー参加数及び訪問業界 2018 年～2020 年	
【資料 2-3-10】	キャリア育成合宿 学生参加数及び参加企業数 2018 年～2021	
【資料 2-3-11】	就活サークル概要 (参加数、活動内容)	
【資料 2-3-12】	父母就職説明会資料 内容・参加実績	
【資料 2-3-13】	公務員講座関連 内容・実績	
【資料 2-3-14】	学内合同企業説明会 参加企業・学生数	
【資料 2-3-15】	産官学連携事業 内容・参加数	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	新潟国際情報大学 学生委員会規程	
【資料 2-4-2】	学生便覧 2021 (p.131～133)	
【資料 2-4-3】	NUIS 2022 CAMPUS GUIDE (大学案内) (p.71)	
【資料 2-4-4】	学生便覧 2021 (p.78)	
【資料 2-4-5】	新潟国際情報大学 情報センター規程	
【資料 2-4-6】	学生便覧 2021 (p.128)	
【資料 2-4-7】	ウェブポータルシステム UNIVERSAL PASSPORT 学生用利用マニュアル	
【資料 2-4-8】	学生便覧 2021 (p.123)	
【資料 2-4-9】	情報センター図書館 館内図 HP 印刷 https://cc.nuis.ac.jp/library/guide/floormap.html	
【資料 2-4-10】	新潟国際情報大学 学友会会則	
【資料 2-4-11】	新潟国際情報大学 父母会会則	
【資料 2-4-12】	NUIS 2022 CAMPUS GUIDE (大学案内) (p.58～59) 学生便覧 2021 (p.117～122、p.131～133)	
【資料 2-4-13】	新潟国際情報大学 表彰奨学金取扱要領	
【資料 2-4-14】	令和 2(2020)年度日本学生支援機構(JASSO)貸与・給付奨学生実績	
【資料 2-4-15】	新潟国際情報大学 学費給付奨学金取扱要領	
【資料 2-4-16】	新潟国際情報大学 海外派遣留学制度奨学金取扱要領	
【資料 2-4-17】	新潟国際情報大学 資格取得奨励奨学金取扱要領	
【資料 2-4-18】	学生便覧 2021 (p.73～77)	
【資料 2-4-19】	新潟国際情報大学 学費臨時給付奨学金取扱要領	
【資料 2-4-20】	新潟国際情報大学 20th 記念奨学金取扱要領	
【資料 2-4-21】	新潟国際情報大学 20 周年記念父母会奨学金取扱要領	
【資料 2-4-22】	新潟国際情報大学 20 周年記念父母会奨学金 審査基準	
【資料 2-4-23】	個別相談担当表 (令和 2(2020)年 3 月 15～16 日実施分) ※個人情報保護の観点から一部黒塗り	
【資料 2-4-24】	令和 2(2020)年度 学生相談、医務室等の利用状況	

新潟国際情報大学

【資料 2-4-25】	学生相談（カウンセリング）の利用 HP 印刷 https://www.nuis.ac.jp/campus_consultation/	
【資料 2-4-26】	平成 31(2019)年度、令和 3(2021)年度 新入生ガイダンススケジュール ※令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止	
【資料 2-4-27】	学生便覧 2021 (p.85～86)	
【資料 2-4-28】	学生便覧 2021 (p.16)	
【資料 2-4-29】	学校法人新潟平成学院 ハラスメント防止に関する規程	
【資料 2-4-30】	ハラスメント防止への取組 HP 印刷 https://www.nuis.ac.jp/campus_consultation/#link04	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	新潟国際情報大学 校地、校舎面積 新潟国際情報大学本校（みずき野キャンパス）及び新潟中央キャンパス配置図 学生便覧 2021 (p.170～175)	
【資料 2-5-2】	本校（みずき野キャンパス）校舎使用状況、面積一覧	
【資料 2-5-3】	情報センター図書館 館内図 HP 印刷	資料 2-4-9 と同一
【資料 2-5-4】	情報センター図書館の概要 HP 印刷 https://cc.nuis.ac.jp/library/about/about.html	
【資料 2-5-5】	情報センター図書館 2020 年度利用者統計 HP 印刷 https://cc.nuis.ac.jp/library/about/statistics.html	
【資料 2-5-6】	コミックコーナー開設 HP 印刷 https://www.nuis.ac.jp/nuis-library_no-9_newly-established/	
【資料 2-5-7】	図書館アンケート集計結果 HP 印刷 https://cc.nuis.ac.jp/library/about/enquete.html	
【資料 2-5-8】	図書館 HP 提供サービス「My Library」 HP 印刷 https://lbwww.nuis.ac.jp/portal/ml/top/	
【資料 2-5-9】	新潟国際情報大学リポジトリ HP 印刷 https://nuis.repo.nii.ac.jp/	
【資料 2-5-10】	DocuShare 画面ハードコピー DocuShare 特長	
【資料 2-5-11】	新潟国際情報大学 情報センター規程	資料 2-4-5 と同一
【資料 2-5-12】	学生便覧 2021 (p.129～130)	
【資料 2-5-13】	学生便覧 2021 (p.117～122)	
【資料 2-5-14】	新潟中央キャンパス 校舎使用状況、面積一覧	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	新潟国際情報大学 キャンパス・ライフ支援委員会規程	資料 2-2-2 と同一
【資料 2-6-2】	令和元(2019)年度個別面談概要及び結果 ※令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症防止の観点から中止した。	
【資料 2-6-3】	休退学の申出・勧告時の対応（国際学部・経営情報学部）	資料 2-2-3 と同一

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	大学概要 HP 印刷	資料 1-1-5 と同一
【資料 3-1-2】	学生便覧 2021 (p.5)	

新潟国際情報大学

【資料 3-1-3】	学生便覧 2021 (p.6~9)	
【資料 3-1-4】	学生便覧 2021 (p.18)	
【資料 3-1-5】	新潟国際情報大学 学則 第 28 条	資料 F-3 と同一
【資料 3-1-6】	学生便覧 2021 (p.12)	
【資料 3-1-7】	新潟国際情報大学 学則 第 27 条、別表 2	資料 F-3 と同一
【資料 3-1-8】	新潟国際情報大学 学則 第 29 条	資料 F-3 と同一
【資料 3-1-9】	学生便覧 2021 国際文化学科 (p.38) 経営学科 (p.56) 情報システム学科 (p.67)	
【資料 3-1-10】	シラバスの例「資源とエネルギー」	
【資料 3-1-11】	新潟国際情報大学 学則 第 36 条	資料 F-3 と同一
【資料 3-1-12】	学生便覧 2021 (p.20)	
【資料 3-1-13】	個別学修指導の成績基準について	
【資料 3-1-14】	新潟国際情報大学 表彰奨学金取扱要領	資料 2-4-13 と同一
【資料 3-1-15】	新潟国際情報大学 教務委員会規程	資料 2-2-1 と同一
【資料 3-1-16】	学生便覧 2021 (p.39)	
【資料 3-1-17】	学生便覧 2021 (p.45~47)	
【資料 3-1-18】	新潟国際情報大学 海外派遣留学制度奨学金取扱要領	資料 2-4-16 と同一
【資料 3-1-19】	新潟国際情報大学 特別聴講派遣学生・特別聴講学生規程	
【資料 3-1-20】	各大学・学部との単位互換協定書	
【資料 3-1-21】	学生便覧 2021 (p.68~71)	
【資料 3-1-22】	学生便覧 2021 (p.20)	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	大学概要 HP 印刷	資料 1-1-5 と同一
【資料 3-2-2】	学生便覧 2021 (p.5)	資料 3-1-2 と同一
【資料 3-2-3】	学生便覧 2021 (p.6~9)	
【資料 3-2-4】	学生便覧 2021 (p.41)	
【資料 3-2-5】	学生便覧 2021 (p.30、p.41~42)	
【資料 3-2-6】	学生便覧 2021 (p.33~35、p.40)	
【資料 3-2-7】	学生便覧 2021 (p.33~34)	
【資料 3-2-8】	学生便覧 2021 (p.29~30)	
【資料 3-2-9】	学生便覧 2021 (p.31、p.36~38)	
【資料 3-2-10】	学生便覧 2021 (p.31~38)	
【資料 3-2-11】	学生便覧 2021 (p.38~40)	
【資料 3-2-12】	学生便覧 2021 (p.7~8)	
【資料 3-2-13】	学生便覧 2021 (p.7~8)	資料 3-2-12 と同一
【資料 3-2-14】	学生便覧 2021 (p.7~8)	資料 3-2-12 と同一
【資料 3-2-15】	学生便覧 2021 (p.8~9)	
【資料 3-2-16】	学生便覧 2021 (p.6)	
【資料 3-2-17】	学生便覧 2021 (p.29~30)	
【資料 3-2-18】	学生便覧 2021 (p.33~35)	
【資料 3-2-19】	学生便覧 2021 (p.29~30)	資料 3-2-17 と同一

新潟国際情報大学

【資料 3-2-20】	学生便覧 2021 (p.34～35)	
【資料 3-2-21】	学生便覧 2021 (p.33)	
【資料 3-2-22】	学生便覧 2021 (p.32)	
【資料 3-2-23】	学生便覧 2021 (p.24、p.38～40)	
【資料 3-2-24】	学生便覧 2021 (p.37～38)	
【資料 3-2-25】	学生便覧 2021 (p.25～26)	
【資料 3-2-26】	学生便覧 2021 (p.29)	
【資料 3-2-27】	学生便覧 2021 (p.31)	
【資料 3-2-28】	学生便覧 2021 (p.24～25)	
【資料 3-2-29】	学生便覧 2021 (p.30)	
【資料 3-2-30】	学生便覧 2018 (p.13)	
【資料 3-2-31】	学生便覧 2019 (p.13)	
【資料 3-2-32】	学生便覧 2021 (p.38)	
【資料 3-2-33】	学生便覧 2021 (p.7)	
【資料 3-2-34】	学生便覧 2021 (p.31)	
【資料 3-2-35】	学生便覧 2021 (p.34～35)	
【資料 3-2-36】	学生便覧 2021 (p.41～42)	
【資料 3-2-37】	学生便覧 2021 (p.36)	
【資料 3-2-38】	学生便覧 2021 (p.36)	
【資料 3-2-39】	NUIS 2022 CAMPUS GUIDE (大学案内) (p.28～29)	
【資料 3-2-40】	学生便覧 2021 (p.28)	
【資料 3-2-41】	学生便覧 2021 (p.38～40)	
【資料 3-2-42】	NUIS 2022 CAMPUS GUIDE (大学案内) (p.28～29)	資料 3-2-39 と同一
【資料 3-2-43】	学生便覧 2021 (p.18)	
【資料 3-2-44】	学生便覧 2021 (p.42)	
【資料 3-2-45】	学生便覧 2021 (p.19)	
【資料 3-2-46】	学生便覧 2021 (p.44～45)	
【資料 3-2-47】	学生便覧 2021 (p.51、p.61)	
【資料 3-2-48】	学生便覧 2021 (p.19)	
【資料 3-2-49】	学生便覧 2021 (p.19)	資料 3-2-48 と同一
【資料 3-2-50】	学生便覧 2021 (p.51～55、p.60～66)	資料 3-2-51、資料 3-2-53 と同一
【資料 3-2-51】	学生便覧 2021 (p.51～55)	
【資料 3-2-52】	学生便覧 2021 (p.51～55)	資料 3-2-51 と同一
【資料 3-2-53】	学生便覧 2021 (p.60～66)	
【資料 3-2-54】	シラバス一般公開用 ポータルサイト HP 印刷 https://unipa.nuis.ac.jp/uprx/up/pk/pky001/Pky00101.xhtml	
【資料 3-2-55】	文部科学大臣賞受賞 学報 国際・情報 Vol.83	
【資料 3-2-56】	speaking 教員リスト シラバス一般公開用 ポータルサイト HP 印刷 https://unipa.nuis.ac.jp/uprx/up/pk/pky001/Pky00101.xhtml	
【資料 3-2-57】	英語非常勤講師との打合 資料	
【資料 3-2-58】	令和 3 年度ガイダンス等行事予定 VELC Test 実施スケジュール	
【資料 3-2-59】	学生便覧 2021 (p.45～47)	
【資料 3-2-60】	地域連携活動事例集 2020 年度版 (p.29)	
【資料 3-2-61】	地域連携活動事例集 2020 年度版 (p.5)	
【資料 3-2-62】	プログラミング授業リソース事例 (迷路プログラミング)	

新潟国際情報大学

【資料 3-2-63】	学生便覧 2021 (p.73～77)	
【資料 3-2-64】	経営情報学部 教育改善委員会 第 72 回 議事録	
【資料 3-2-65】	上越教育大学との連携・協力に関する協定書、新聞記事	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	シラバス作成要領	
【資料 3-3-2】	三つのポリシーの点検結果	
【資料 3-3-3】	授業評価アンケートシステム 運用処理の流れ図	
【資料 3-3-4】	学生による授業評価アンケート集計結果 2020 年度後期（一般公開向け） HP 印刷 https://www.nuis.ac.jp/survey_2020kouki/	
【資料 3-3-5】	学生による授業評価アンケート集計結果 2020 年度後期（学内公開限定）	
【資料 3-3-6】	令和 2 年度 FD 研修会資料	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	新潟国際情報大学 運営規程 第 2 条	
【資料 4-1-2】	新潟国際情報大学 運営規程 第 6 条の 2	資料 4-1-1 と同一
【資料 4-1-3】	学校法人新潟平成学院 寄附行為 第三条	資料 F-1 と同一
【資料 4-1-4】	学校法人新潟平成学院 新潟国際情報大学 ガバナンスコード 第 3 章 3-1 (1)	
【資料 4-1-5】	新潟国際情報大学 学則 第 4 章	資料 F-3 と同一
【資料 4-1-6】	新潟国際情報大学 学長選考規程 第 2 条	
【資料 4-1-7】	新潟国際情報大学 協議会規程	
【資料 4-1-8】	新潟国際情報大学 運営規程 第 6 条	資料 4-1-1 と同一
【資料 4-1-9】	新潟国際情報大学 運営規程 第 6 条の 3	資料 4-1-1 と同一
【資料 4-1-10】	新潟国際情報大学 運営規程 第 7 条の 2	資料 4-1-1 と同一
【資料 4-1-11】	新潟国際情報大学 運営規程 第 6 条の 4	資料 4-1-1 と同一
【資料 4-1-12】	新潟国際情報大学 運営規程 第 6 条の 5	資料 4-1-1 と同一
【資料 4-1-13】	新潟国際情報大学 運営規程 第 6 条の 6	資料 4-1-1 と同一
【資料 4-1-14】	新潟国際情報大学 委員長連絡会要領	
【資料 4-1-15】	新潟国際情報大学 協議会規程 第 2 条	資料 4-1-7 と同一
【資料 4-1-16】	学校法人新潟平成学院、新潟国際情報大学組織図	資料 1-2-23 と同一
【資料 4-1-17】	新潟国際情報大学 全学教授会規程	
【資料 4-1-18】	新潟国際情報大学 学部教授会規程	
【資料 4-1-19】	学校法人新潟平成学院 事務組織規程	
【資料 4-1-20】	新潟国際情報大学 事務組織規程	
【資料 4-1-21】	学校法人新潟平成学院、新潟国際情報大学組織図	資料 1-2-23 と同一
【資料 4-1-22】	理事・評議員名簿	資料 F-10 と同一

新潟国際情報大学

【資料 4-1-23】	新潟国際情報大学 協議会規程	資料 4-1-7 と同一
【資料 4-1-24】	新潟国際情報大学 事務組織規程 第 5 条の 3	資料 4-1-20 と同一
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	新潟国際情報大学 教員選考資格基準に関する規程	
【資料 4-2-2】	新潟国際情報大学 教員人事手続規程	
【資料 4-2-3】	新潟国際情報大学 人事委員会規程	
【資料 4-2-4】	新潟国際情報大学 人事選考委員会規程	
【資料 4-2-5】	新潟国際情報大学 非常勤講師規程	
【資料 4-2-6】	新潟国際情報大学 国際学部契約講師任用規程	
【資料 4-2-7】	新潟国際情報大学 嘱託講師規程	
【資料 4-2-8】	新潟国際情報大学 特任教員規程	
【資料 4-2-9】	新潟国際情報大学 客員教授及び客員准教授規程	
【資料 4-2-10】	新潟国際情報大学 FD（ファカルティ・ディベロップメント）・中期計画推進委員会規程	資料 1-2-16 と同一
【資料 4-2-11】	FD（ファカルティ・ディベロップメント）・中期計画推進委員会議事録	
【資料 4-2-12】	令和 2 年度前期 学生による授業評価アンケートのお願い	
【資料 4-2-13】	平成 22～令和元年度 FD 研修会実施一覧	
【資料 4-2-14】	2020 年度 新潟国際情報大学 FD 研修会（教授会案内）	
【資料 4-2-15】	2020 年度 FD 研修会実施記録	
【資料 4-2-16】	FD 研修会講演資料	
【資料 4-2-17】	教員によるオンライン授業アンケート集計結果	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	新潟国際情報大学 スタッフ・ディベロップメント委員会規程	
【資料 4-3-2】	令和元年度 職員研修（第 1 回）	
【資料 4-3-3】	令和 2 年度 職員研修（第 2 回）（SKY 合同 SD 研修会）	
【資料 4-3-4】	公開講座受講資料	
【資料 4-3-5】	県内私立大学事務局長会議議事録	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	本校（みずき野キャンパス）研究設備一覧	
【資料 4-4-2】	サテライト（新潟中央キャンパス）設備一覧	
【資料 4-4-3】	新潟国際情報大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する取扱規程	
【資料 4-4-4】	新潟国際情報大学 研究倫理規程	
【資料 4-4-5】	新潟国際情報大学における公的研究費の管理・運営規程	
【資料 4-4-6】	新潟国際情報大学 利益相反マネジメント規程	
【資料 4-4-7】	学校法人新潟平成学院 公益通報に関する規程	
【資料 4-4-8】	新潟国際情報大学における公的研究費使用に関する行動規範	
【資料 4-4-9】	新潟国際情報大学における公的研究費不正防止計画	
【資料 4-4-10】	年度別科研費申請数・採択数（過去 5 年間）	
【資料 4-4-11】	科研費説明会次第	
【資料 4-4-12】	新潟大学研究支援トータルパッケージ RETOP パンフレット	
【資料 4-4-13】	新潟国際情報大学社会連携センター運営委員会名簿	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人新潟平成学院 寄附行為	資料 F-1 と同一
【資料 5-1-2】	学校法人新潟平成学院 第 100 回理事会議事録 (写)	
【資料 5-1-3】	学校法人新潟平成学院 第 95 回評議員会議事録 (写)	
【資料 5-1-4】	令和 2 年度事業報告書	資料 F-7 と同一
【資料 5-1-5】	令和 2 年度決算報告書	
【資料 5-1-6】	新潟国際情報大学 中期計画Ⅱ (2020～2024 年) 令和 2 年度事業報告書	資料 1-2-12 と同一 資料 F-7 と同一
【資料 5-1-7】	学校法人新潟平成学院 教職員服務規程	
【資料 5-1-8】	新潟国際情報大学 安全衛生委員会規程	
【資料 5-1-9】	学校法人新潟平成学院 ハラスメント防止に関する規程	資料 2-4-29 と同一
【資料 5-1-10】	新潟国際情報大学 セキュリティポリシー HP 印刷 https://www.nuis.ac.jp/security/	
【資料 5-1-11】	危機管理対応マニュアル (自然災害編)	
【資料 5-1-12】	新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について	
【資料 5-1-13】	新潟国際情報大学 中期計画Ⅱ (2020～2024 年)	資料 1-2-12 と同一
【資料 5-1-14】	新潟国際情報大学 ガバナンスコード	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人新潟平成学院 寄附行為	資料 F-1 と同一
【資料 5-2-2】	学校法人新潟平成学院 寄附行為施行細則	
【資料 5-2-3】	令和元年 9 月開催 理事会議事録 (写)	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	新潟国際情報大学 協議会規程	資料 4-1-7 と同一
【資料 5-3-2】	学校法人新潟平成学院 寄附行為	資料 F-1 と同一
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	施設設備維持引当特定資産運用計画	
【資料 5-4-2】	中期計画における経常収支の計画	
【資料 5-4-3】	学生生徒等納付金収入と受取利息・配当金収入の推移	
【資料 5-4-4】	貸借対照表関係比率	
【資料 5-4-5】	事業活動収支計算書関係比率	
【資料 5-4-6】	科学研究費補助金の受入状況	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人新潟平成学院 固定資産及び物品調達規程	
【資料 5-5-2】	学校法人新潟平成学院 固定資産及び物品管理規程	
【資料 5-5-3】	学校法人新潟平成学院 経理規程	
【資料 5-5-4】	公認会計士の監査日程	
【資料 5-5-5】	監事の監査計画	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	新潟国際情報大学 学則	資料 F-3 と同一

新潟国際情報大学

【資料 6-1-2】	新潟国際情報大学 自己点検・評価実施規程	
【資料 6-1-3】	新潟国際情報大学 自己点検・評価委員会規程	
【資料 6-1-4】	令和 2 年度第 1 回自己点検・評価委員会議事録	
【資料 6-1-5】	学校法人新潟平成学院 教職員服務規程	資料 5-1-7 と同一
【資料 6-1-6】	学校法人新潟平成学院 個人情報の保護に関する規程	
【資料 6-1-7】	学校法人新潟平成学院 ハラスメント防止に関する規定	資料 2-4-29 と同一
【資料 6-1-8】	学校法人新潟平成学院 公益通報に関する規定	資料 4-4-7 と同一
【資料 6-1-9】	学校法人新潟平成学院 内部監査規程	
【資料 6-1-10】	認証評価に関する委員会 委員名簿	
【資料 6-1-11】	認証評価に関する委員会関係組織図	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	学校法人新潟平成学院 情報公開規程	
【資料 6-2-2】	令和 2 年度事業報告書	資料 F-7 と同一
【資料 6-2-3】	新潟国際情報大学 外部評価準備委員会規程	
【資料 6-2-4】	日本高等教育評価機構による認証評価結果 HP 印刷 https://www.nuis.ac.jp/jiheec/	
【資料 6-2-5】	学校法人新潟平成学院 事務組織規程	資料 4-1-19 と同一
【資料 6-2-6】	新潟国際情報大学 事務組織規程	資料 4-1-20 と同一
【資料 6-2-7】	企画推進課業務手引	
【資料 6-2-8】	研修報告書	
【資料 6-2-9】	IR 分析事例	
【資料 6-2-10】	共有ストレージ利用イメージ	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	アドミッション・ポリシー	資料 F-13 と同一
【資料 6-3-2】	カリキュラム・ポリシー	資料 F-13 と同一
【資料 6-3-3】	ディプロマ・ポリシー	資料 F-13 と同一
【資料 6-3-4】	学校法人新潟平成学院 情報公開規程	資料 6-2-1 と同一
【資料 6-3-5】	新潟国際情報大学 中期計画Ⅱ (2020～2024 年)	資料 1-2-12 と同一
【資料 6-3-6】	新潟国際情報大学 中期計画Ⅱ (2020～2024 年) スケジュール、責任担当表	
【資料 6-3-7】	新潟国際情報大学 中期計画Ⅱ (2020～2024 年) 令和 2(2020)年度報告書	資料 1-2-18 と同一
【資料 6-3-8】	3 つのポリシーを踏まえた点検・評価に関する産業界との意見交換内容の議事録	

基準 A. 地域連携活動による地域発展への貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域連携活動による地域発展への貢献		
【資料 A-1-1】	魚沼市包括的提携協定 報道資料	
【資料 A-1-2】	弥彦村包括的提携協定 HP 発表資料 http://www.nuis.ac.jp/pub/p01_1498723363087.html	
【資料 A-1-3】	地域連携活動事例集 2020 年度版 (p.4)	

新潟国際情報大学

【資料 A-1-4】	地域連携活動事例集 2020 年度版 (p.5)	
【資料 A-1-5】	地域連携活動事例集 2020 年度版	
【資料 A-1-6】	新潟市里潟学術研究事業研究成果 https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/kankyo/hozen/shizenfureai/manifesto_top/satogata_kenkyu/kansei20170327141754608.html 新潟市赤塚・越前浜周辺地域の砂丘景観の変化 (前述の URL から閲覧可能) https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/kankyo/hozen/shizenfureai/manifesto_top/satogata_kenkyu/kansei20170327141754608.files/H27-3.pdf	
【資料 A-1-7】	第 33 期 新潟市社会教育委員会議 開催実績 (第 3 回) http://www.city.niigata.lg.jp/shisei/gyoseiunei/sonota/fuzokukikankonwakai/fuzokukikan/sechikikan/kyoiku/crosspal/iin/kaisaijisseki/crosspal2018.html 会議概要 (前述の URL から閲覧可能) http://www.city.niigata.lg.jp/shisei/gyoseiunei/sonota/fuzokukikankonwakai/fuzokukikan/sechikikan/kyoiku/crosspal/iin/kaisaijisseki/crosspal2018.files/kaigigaiyou_H30.10.31.pdf	
【資料 A-1-8】	学報 国際・情報 Vol.81 (p.4)	
【資料 A-1-9】	オープンカレッジ公開講座案内 2021 年度前期	
【資料 A-1-10】	オープンカレッジ公開講座案内 2021 年度前期	資料 A-1-9 と同一
【資料 A-1-11】	コワーキング・ラボ こくじょう パンフレット	
【資料 A-1-12】	コワーキング・ラボ こくじょう 開館時間 HP 印刷 http://www.nuis.ac.jp/pub/p01_1598492207639.html	
【資料 A-1-13】	新潟国際情報大学 中期計画Ⅱ (2020~2024 年)	資料 1-2-12 と同一

基準 B. 高等教育機関の活性化と地域発展への貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 専門性の異なる大学が協働して推進する「新潟 SKY プロジェクト」		
【資料 B-1-1】	新潟 SKY プロジェクト 基本理念	
【資料 B-1-2】	新潟 SKY プロジェクト 組織構成	
【資料 B-1-3】	新潟 SKY プロジェクト ロードマップ	
【資料 B-1-4】	新潟 SKY プロジェクト 学術マップ	
【資料 B-1-5】	「ニイガタ SKY スクール」2017 開催案内	
【資料 B-1-6】	「ニイガタ SKY スクール」2017 HP 印刷 https://www.nuis.ac.jp/pub/p01_1501737734285.html	
【資料 B-1-7】	「ニイガタ SKY スクール」2019 開催案内	
【資料 B-1-8】	「ニイガタ SKY スクール」2019 HP 印刷 https://www.nuis.ac.jp/pub/p01_1561355752290.html	
【資料 B-1-9】	キャリア合宿報告書 2019	
【資料 B-1-10】	オープンカレッジ公開講座案内 2021 年度前期 (SKY もしくは公開講座と記載された講座)	資料 A-1-9 と同一
【資料 B-1-11】	新潟 SKY プロジェクト 計画概要図	
【資料 B-1-12】	1day キャンパス 2019 HP 印刷 https://www.nuis.ac.jp/pub/p01_1563947335892.html	
【資料 B-1-13】	SKY 合同 SD 研修会 令和 2 年度 次第等	資料 4-3-3 と同一
【資料 B-1-14】	新潟県中小企業家同友会 連携協定 HP 印刷 http://www.nuis.ac.jp/pub/p01_1560133808465.html	